

経済産業省委託

令和4年度重要技術管理体制強化事業（中小 企業アウトリーチ事業（営業秘密漏えい対 策））

2023年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

イノベーション・知的財産部

目次

[1] はじめに	2
[2] 個別支援	3
1. 概観.....	3
2. 個別支援企業.....	3
3. 個別支援企業へのアンケート結果	4
[3] 普及啓発	5
1. 概観.....	5
2. 個別支援企業募集セミナー	5
(1) 中国	5
(2) 日本	5
3. 成果普及セミナー.....	5
4. 技術流出防止管理説明会.....	5
[4] マニュアル・調査レポート作成.....	6
1. 概観.....	6

〔1〕はじめに

グローバル化により海外に進出する日系企業が増加し、それに伴い技術情報等の漏洩リスクも増大している。令和2年度の「企業における営業秘密管理に関する実態調査」では¹、9割以上の企業が「営業秘密の漏えいに関して脅威を感じているものがある」と回答しており、その中では「海外の拠点・取引先・連携先を通じた自社秘密情報の漏えいについて対策が必要と考えている」との声も聞かれ、海外での漏えいを防ぐ管理体制の整備が必要となっている。

一方、中小企業を中心に、海外拠点におけるリソースは限定されており、営業秘密管理の重要性認識や管理体制整備が不十分な企業は少なくない。営業秘密管理の重要性が認識されていない場合、競合他社の立ち上げ等自社ビジネスへの影響が出て初めて対応策を検討することになるが、既に流出してしまった秘密情報は取り戻すことができない。また、営業秘密管理の重要性を認識している場合でも、製造や労務管理等に忙殺され、管理体制の確立・整備にまで手が回らないケースも散見される。

そこで、本事業では、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ、現地事情に精通した専門家によるハンズオン支援と情報提供・普及啓発活動による意識の底上げを通じて、これまでに蓄積した営業秘密漏えい事案に関する知見等を活用しながら、日本企業の営業秘密管理体制整備の支援を拡充させ、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的として各種事業を実施した。

¹ 令和3年3月、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公表
(<https://www.ipa.go.jp/files/000089191.pdf>)。同調査報告書 31 頁を参照。

〔2〕 個別支援

1. 概観

中国に進出する日系企業は、31,000 社超と世界最多であるが、人材の流動性が高く、営業秘密流出に関する相談も多いことから、引き続き、本事業へのニーズが見込まれたため、昨年度より継続して中国を実施対象とした。また、近年、ASEANに進出する日系企業が増加しており、外務省の海外進出日系企業拠点数調査（令和2年）によれば²、日系企業の拠点数上位10ヶ国中5ヶ国をASEANが占めている。また、令和3年11月初～12月初にかけてJETROが実施した調査によれば、「今後、新たに海外進出したい」とする企業の比率は新型コロナウイルスの影響を受けてもなお微減にとどまっており、事業拡大先の2位にベトナム、4位にタイ、8位にインドネシアがあげられていたことから、ベトナム、タイ、インドネシアを本事業の実施対象とした。具体的には、営業秘密管理体制整備を希望する在中国日系企業5社、在タイ日系企業3社、在インドネシア日系企業2社に対し、現地の専門家により営業秘密管理状況のヒアリングを実施し、アドバイス（管理状況の改善、契約書等の改正案作成）、必要に応じて現場確認や従業員や管理職への研修等を行った。

2. 個別支援企業

（1）中国

	企業	支援先拠点	支援期間
1	A社	上海市	10月13日(木)～2月17日(金)
2	B社	江蘇省	10月13日(木)～2月17日(金)
3	C社	江蘇省	10月19日(水)～2月13日(月)
4	D社	江蘇省	2月8日(水)～2月9日(木)
5	E社	遼寧省	11月23日(水)～2月14日(火)

（2）タイ

	企業	支援先拠点	支援期間
1	F社	サムットプラーカーン県	11月28日(月)～2月17日(金)
2	G社	チャチューンサオ県	2月10日(金)～2月17日(金)
3	H社	チャチューンサオ県	1月31日(火)～2月17日(金)

² 令和2年外務省が公表

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html?msclkid=3137ebb4ab4e11ecb704a268e6c3bc4f)。

(3) ベトナム

応募実績なし

(4) インドネシア

	企業	支援先拠点	支援期間
1	I 社	ジャカルタ首都特別州	1 月 13 日(金)～2 月 16 日(木)
2	J 社	西ジャワ州	12 月 9 日(金)～2 月 16 日(木)

3. 個別支援企業へのアンケート結果

アンケート回答企業 10 社中、4 社で営業秘密漏えい防止策を導入。

	企業	導入済みもしくは導入が決まっている対策
1	C 社	・フォルダー管理。 ・機密資料分類再検討。
2	E 社	・体制の取り組み。
3	G 社	・IT 管理の規定に関する社内ルール整備。 ・取引先管理。
4	H 社	・就業規則等の指摘頂いた内容の修正。 ・営業機密に関する社内標準の制定。

[3] 普及啓発

1. 概観

営業秘密管理体制のモデルケースや流出事例、過去の支援利用企業の事例を紹介し、営業秘密管理の重要性について啓発するとともに、個別支援のニーズを掘り起こすことを目的として、企業関係者に対しセミナーを行った。

また、技術流出防止管理説明会（後掲4. 参照）に講師を派遣した。

2. 個別支援企業募集セミナー

専門家より営業秘密漏えい対策について講演を行い、前年度利用企業にも登壇いただくとともに、ジェトロ職員から営業秘密漏えい対策支援事業について紹介する WEB セミナーを日本国内（東京）及び中国（広州）で開催した。

（1）中国

- ・ 実施日時 2022 年 7 月 13 日（水）15：00～16：45
開催形式 WEB セミナー
参加人数 120 名

（2）日本

- ・ 実施日時 2022 年 8 月 5 日（金）14：00～16：25
開催形式 WEB セミナー
参加者数 235 名

3. 成果普及セミナー

インドネシアの専門家より、営業秘密漏えい対策について講演を行う WEB セミナーを日本国内（東京）で開催した。

- ・ 実施日時 2023 年 3 月 20 日（月）15：00～16：20
開催形式 WEB セミナー
参加人数 84 名

4. 技術流出防止管理説明会

ジェトロ職員を派遣し、営業秘密保護及び技術流出防止のための対策について講演を事前収録し、技術流出防止管理説明会において当該講演動画の配信を行なった。

実施日時 2022 年 7 月 8 日（金）、7 月 12 日（日）、7 月 25 日（月）、
8 月 1 日（月）、8 月 18 日（木）、9 月 2 日（金）、9 月 6 日（火）、
9 月 21 日（水）、10 月 7 日（金）、10 月 19 日（水）、10 月 28 日（金）、
11 月 17 日（木）、11 月 21 日（月）、12 月 20 日（火）、

2023 年 1 月 10 日（火）、1 月 16 日（月）、1 月 26 日（木）、
1 月 27 日（金）、2 月 3 日（金）、2 月 7 日（火）

開催形式 WEB セミナー

[4] マニュアル・調査レポート作成

1. 概観

インドネシア及びインドについて、関係法令における営業秘密の定義・対象範囲（侵害行為）・法的措置（民事救済・刑事罰等）、営業秘密の流出事例、営業秘密の判例・紛争事例、営業秘密の保護・管理上で特に気を付けるべきポイント、参考となる資料（各種ひな形等）からなる営業秘密管理マニュアルを作成した。

経済産業省委託事業

インドネシアにおける営業秘密管理マニュアル

2023 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ジャカルタ事務所

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

第1章	法制度編	4
1.	インドネシアにおける営業秘密の定義	4
1.1.	営業秘密に関する法規制	4
1.2.	インドネシアにおける営業秘密の定義	5
1.3.	営業秘密及び特許	7
1.4.	営業秘密の保護	8
1.5.	営業秘密の保有者の権利	11
2.	営業秘密の登録	14
2.1.	営業秘密の登録	14
2.2.	権利移転の登録	15
3.	営業秘密の管理方法	16
3.1.	営業秘密の秘密を維持するための適切且つ合理的な努力	16
3.2.	営業秘密が他人にライセンスされる場合	18
3.3.	営業秘密に関する権利を移転する場合	18
4.	営業秘密の侵害	18
4.1.	法律 2000 年第 30 号第 13 条及び第 15 条	18
4.2.	法律 2000 年第 30 号第 14 条	19
4.3.	法律 2000 年第 30 号第 17 条	20
4.4.	法律 2000 年第 30 号第 11 条	20
5.	営業秘密の侵害に対する救済手段	21
5.1.	民事手続	21
5.2.	刑事手続	22
5.3.	その他の訴訟手続	23
6.	営業秘密に関する紛争の傾向	24
6.1.	総則	24
6.2.	裁判例の紹介	24
第2章	漏えい対策実践編	32
1.	インドネシアにおける秘密情報管理の3ステップ	32
1.1.	営業秘密とみなす情報の特定、重要度の選別	32
1.2.	現在の営業秘密管理体制の確認	32
1.3.	営業秘密管理体制の整備	35
2.	関連契約書作成時の留意点	40
3.	漏えいへの対応	41

第3章 各種関連書類参考書式（フォーム）	43
----------------------------	----

第1章 法制度編

1. インドネシアにおける営業秘密の定義

1.1. 営業秘密に関する法規制

インドネシア政府は 1994 年 11 月 2 日に「世界貿易機関（WTO）を設立するための協定を批准するための法律 1994 年第 7 号」を制定した。WTO を設立するための協定（以下「WTO 協定」という。）は、多角的貿易交渉のウルグアイ・ラウンドの帰結として 1994 年 4 月 15 日にモロッコのマラケシュにて合意されたものである。

WTO 協定には、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS 協定」という。）に関する附属書 1C が含まれており、WTO 加盟国が保護しなければならない最低限の知的財産権に関する規定がある。なお、TRIPS 協定のもとでは、WTO 加盟国が希望すれば、TRIPS 協定の規定に反しない限り、保護期間、保護の対象、保護の内容に関してより広範な（手厚い）保護を提供することが認められている。

インドネシア政府は、WTO 協定の批准後、2000 年から 2002 年にかけて、知的財産権に関する様々な法律を制定した。そのうちの 1 つが、2000 年 12 月 20 日に施行された「営業秘密に関する法律 2000 年第 30 号」（以下「法律 2000 年第 30 号」という。）である（詳細については、後掲本マニュアル第 1 章第 1.2 を参照）。本マニュアル作成時点において、法律 2000 年第 30 号は有効に存続している。なお、同法は 2000 年の制定以後改正されておらず、また、その改正に関する政府の計画や公式な議論も存在しない。

法律 2000 年第 30 号の冒頭部分には、同法の制定理由として、WTO 協定の批准のほか、国内外において競争力のある産業の発展には、知的財産権制度の一環として営業秘密を法的に保護し、社会の創造性と革新性を支援できる環境を整える必要があることが掲げられている。

さらに、インドネシア法務人権省国家法制局の分析評価チーム（Tim Analisa dan Evaluasi Peraturan Badan Pembinaan Hukum Nasional Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia RI）による営業秘密（法律 2000 年第 30 号）に関する 2010 年の最終報告書

(以下「BPHN 最終報告書」という。)¹には、法律 2000 年第 30 号の制定が必要とされた理由の一つとして、インドネシア民法及びインドネシア刑法の下で営業秘密の保護に一般的に適用される規定は、他の事業主による不公正な取引から営業秘密の保有者を保護するには十分でないと考えられることが言及されている。民法及び刑法の関連する条項は以下のとおりであり、民法では一般的な不法行為に関する条文のみで営業秘密の保護が図られており、刑法では故意による営業秘密の漏洩のみが刑罰の対象となっており、かつ、親告罪となっている。

○ インドネシア民法典

第 1365 条

不法行為により他者に損失を与えた場合、その過失により損失を与えた当事者は損失を賠償する義務を負う。

○ インドネシア刑法典

第 322 条

- (1) 現在又は以前に、地位や職務に基づき秘匿すべき秘密を故意に開示した者は、9 ヶ月以下の禁固又は 9,000 ルピア以下の罰金に処される。
- (2) 犯罪が特定の人物に対して行われた場合、その犯罪はその特定の人物からの告訴に基づいてのみ起訴される。

第 323 条

- (1) 自身が勤務している、又は勤務していた会社に関する、本人が秘密にしなければならない特定の事項を故意に開示した者は、9 ヶ月以下の禁固又は 9,000 ルピア以下の罰金に処される。
- (2) この犯罪は、その会社の経営陣による告訴に基づいてのみ起訴される。

1.2. インドネシアにおける営業秘密の定義

法律 2000 年第 30 号においては、TRIPS 協定で使用されている「開示されていない情報 (undisclosed information) (以下、「非開示情報」という。))」に相当する用語として「営業秘密 (rahasia dagang)」という用語が使用されている。

TRIPS 協定には WTO 加盟国が保護を与えることが義務づけられる「非開示情報」について定義しており²、これとの整合を図る形で法律 2000 年第 30 号の「営業秘密」は

¹ https://www.bphn.go.id/data/documents/rahasia_dagang.pdf

² TRIPS 協定第 39 条 2 項では、非開示情報について以下のとおり規定 (定義) されている。

次のとおり定義されている。

○ 法律 2000 年第 30 号

第 1 条

技術及び／又はビジネス分野における情報で、公知になっておらず、企業活動において有益であるため経済的価値を有し、営業秘密の保有者によってその秘密が保持されているもの。

インドネシア及び日本における営業秘密の定義の比較は以下のとおりであり、インドネシアの法律 2000 年第 30 号と日本の不正競争防止法における営業秘密の定義は概ね同内容となっている。

表：インドネシアと日本の営業秘密の定義の比較

	インドネシア	日本
根拠規定	法律 2000 年第 30 号第 1 条 1 項	不正競争防止法第 2 条 6 項
秘密管理性	営業秘密の保有者によってその秘密が保持されていること (dijaga kerahasiaanya oleh pemilik Rahasia Dagang)	秘密として管理されていること
有用性	企業活動において有益であるため経済的価値を有すること (mempunyai nilai ekonomi karena berguna dalam kegiatan usaha)	生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること
非公知性	公知になっていないこと (tidak diketahui oleh umum)	公然と知られていないこと
情報の種類	技術及び／又はビジネス分野における情報 (di bidang teknologi dan/atau bisnis)	技術上又は営業上の情報

他方で、インドネシアにおいて、営業秘密は、不正競争防止の一環としてのみなら

39.2 自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法(注)により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

注：この2の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

- (a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること。
- (b) 秘密であることにより商業的価値があること。
- (c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること。

ず、知的財産権の一つとして保護されており³、本マニュアル第 1 章第 1.5 で後述する営業秘密のライセンス及び同章第 2.2 で後述する営業秘密に関する権利の譲渡に関する規定が法定されている点等が日本と異なる。

なお、法律 2000 年第 30 号には、営業秘密の「保有者」の定義はないため、BPHN 最終報告書を含む複数の文献で、この点が問題として指摘されている。例えば、営業秘密が雇用関係下で作成された場合、誰が営業秘密の保有者とみられるべきか（会社か従業員か）が不明確である。したがって、営業秘密の帰属を巡るトラブルを回避する観点からは、実務的には、雇用契約や就業規則において、従業員が会社に雇用されている間に創出・開発した知的財産や営業秘密は会社に帰属すること、雇用関係終了後にも従業員はその知的財産及び営業秘密の秘密を保持しなければならないことを明記することが重要である。

1.3. 営業秘密及び特許

インドネシアにおける特許は、法律 2000 年第 30 号とは異なる法律、すなわち「雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号」によって改正された「特許に関する法律 2016 年第 13 号」（以下「法律 2016 年第 13 号」という。）に規定されている。法律 2016 年第 13 号に基づく特許の定義は以下のとおりである。

○ 法律 2016 年第 13 号

第 1 条 1 項

技術分野における発明について、発明者が自らその発明を実施し、又は他者にその実施を許諾するために、国から一定期間与えられる排他的権利

さらに、発明の定義は以下のとおりである。

○ 法律 2016 年第 13 号

第 1 条 2 項

(2) 製品若しくはプロセス、又は製品・プロセスの完成及び開発という形で技術分野における特定の問題解決に向けられた発明者のアイデア

実務においては、営業秘密の保護は、特許が付与されない発明のための代替手段となっている。また、特許を取得することが可能な発明であっても、以下の理由により

³ 営業秘密に関する権利は、「本法に基づき発生する営業秘密に関する権利」と定義されている（法律 2000 年第 30 号第 1 条 2 項）。

営業秘密による保護が選択される場合もある。

- ① 特許による保護は、一定の期間、すなわち 20 年間の保護に限定され⁴、保護期間が満了すると、その発明はパブリックドメイン（公有）となる。一方、営業秘密の保護には期間の制約はない。すなわち、営業秘密としての保護要件が満たされている限り、営業秘密の保護に関する規定が適用される。
- ② 営業秘密は、政府への出願・登録等の手続を必要とせず、本マニュアル第 1 章第 1.4 (3) で後述する営業秘密保護の要件を満たす限り、営業秘密に対する保護を直ちに受けることができる。一方、特許は政府（法務人権省の知的財産総局（Direktorat Jenderal Kekayaan Intelektual (DJKI) ⁵）への登録が必要である。特許権として保護を受けるためには、特許権証明書によって証明されなければならない。
- ③ 営業秘密と異なり、特許の場合には、出願後方式審査後に発明の内容が公開される。

一方で、特許として出願・登録を行った場合には、その保有者や権利範囲が特許登録証によりある程度明確になり、第三者に対して対抗することが比較的容易であるのに対し、営業秘密の場合には、営業秘密の該当性やその範囲が不明確であり、第三者に対して対抗するためには一定の立証が必要となるというデメリットもある点に留意が必要である。

表：営業秘密と特許の比較

	営業秘密	特許
法令根拠	法律 2000 年第 30 号	法律 2016 年第 13 号
公開性	非公開	公開
登録	知的財産総局への出願・登録不要	知的財産総局への出願・登録必要
排他独占性	他者が同じ発明を完成し利用することを排除することはできない	他者は特許権者の承諾なしに当該特許を実施してはならない
保護期間の制限	なし（保護要件を満たす限り保護を受けることが可能）	あり（出願日から 20 年）

1.4. 営業秘密の保護

(1) 権利の発生時期

法律 2000 年第 30 号には、営業秘密に関する権利の発生時期は具体的に規定されてい

⁴ 簡易特許（日本における実用新案に相当）は 10 年間の保護期間が定められている。

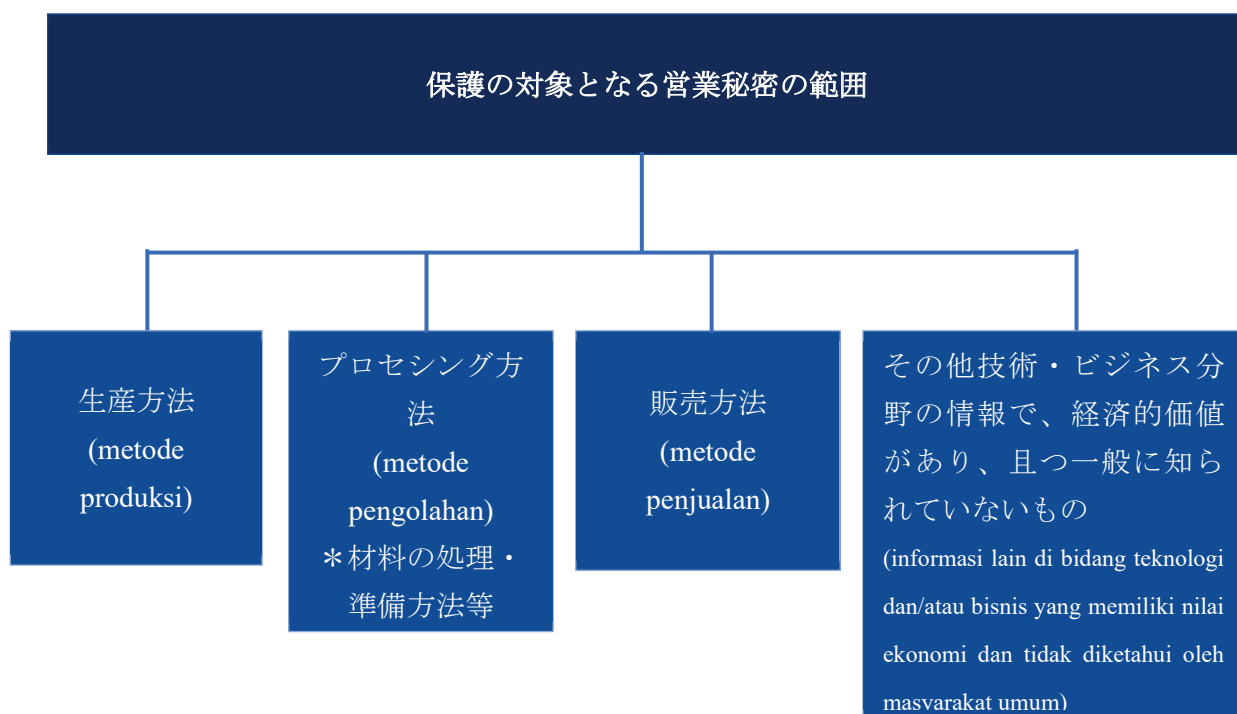
⁵ 英語読みで Directorate General of Intellectual Property (DGIP) と呼ばれることもある。

ない。他方で、同法の制定前の国民協議会と政府の間の法案協議に関する論点リスト⁶（以下「論点リスト」という。）において、政府は、権利の発生時期について、「営業秘密に対する権利は経済活動で使用されることにより発生する。」と説明している。

すなわち、他の幾つかの知的財産権とは異なり、営業秘密は、保有者が保護を受けるために登録が不要であるため、使用時から発生すると考えられている。もっとも、論点リストでは「使用」の具体的内容については触れられていないため、どのような行為が「使用」にあたるかは不明確である。登録制度に関しては、本マニュアル第1章第2.1で後述する。

(2) 保護の対象となる営業秘密の範囲

保護の対象となる営業秘密の範囲は、以下のとおりである（法律2000年第30号第2条）。



なお、論点リストには、「その他の技術・ビジネス分野の情報で、経済的価値があり、且つ一般に知られていないもの」という項目は、技術・ビジネスの急速な発展を見越し、政府が補足的に営業秘密の保護範囲に追加したものであると記録されている。こ

⁶ Daftar Inventarisasi Masalah Fraksi-Fraksi DPR-RI dan Tanggapan Pemerintah atas Rancangan Undang-Undang tentang Rahasia Dagang.

の項目を対象範囲に含めることで、技術・ビジネス分野のその他の情報についても、経済的価値があり、秘密性・非公知性を有する範囲で保護対象に含まれることが期待される。

上記に関連して、BPHN 最終報告書には、法律 2000 年第 30 号で保護される情報の例として、次のものが挙げられている。

- ① 顧客リスト
- ② 市場調査
- ③ 技術的研究
- ④ 特定の製品を生産するために使用されるレシピ／フォーミュラ
- ⑤ 有益な特定の作業システム
- ⑥ 販売キャンペーンの根底にあるアイデア／コンセプト
- ⑦ 製品の利益率を示す財務情報／価格表
- ⑧ 化学物質や機械を使って製品を変化／生産する方法

(3) 保護の要件

「営業秘密」の定義に合わせて、法律 2000 年第 30 号には、営業秘密とみなされる情報が以下の表に示される 3 つの要件を満たす限り、営業秘密として保護されると規定されている（同法第 3 条）。

表：営業秘密の保護の要件

要件	解説
情報が秘密であること (bersifat rahasia)	その情報が特定の当事者によってのみ知られ、又は公衆によって知られていないことを意味する。 法律 2000 年第 30 号には、「特定の当事者」の定義・範囲に関する説明はないが、BPHN 最終報告書には、「特定の当事者」とは、情報の保有者及び利益を得るための活動（商業活動）を行うために営業秘密を使用する者を指すと記載されている。
経済的価値を有すること (mempunyai nilai ekonomi)	その情報が事業や商業活動を行うために使用できること、又は経済便益（利益）を増大させることができることを意味する。
情報の秘密が保持されていること (dijaga kerahasiaannya melalui upaya sebagaimana mestinya)	情報の保有者又は情報を管理する者が、秘密を保持するために適切且つ合理的な努力を払っていることを意味する。 法律 2000 年第 30 号の注釈には「適切且つ合理的な

	努力」とは、合理性、適正性、妥当性に基づいて行わなければならない全ての努力を意味すると記載されている。 この定義自体は抽象的なものであるが、法律 2000 年第 30 号の注釈には、適用例も紹介されている。例として、会社において、営業秘密の保管方法及び秘密保持の管理責任者について定めた社会通念上の標準手順が社内規則に定められていなければならないことが挙げられている。 なお、インドネシア労働法（法律 2003 年第 13 号。法律代行政令 2022 年第 2 号により改正。）の観点からは、社内規則が有効に適用されるためには、雇用契約上の根拠を有する必要があることに留意が必要である。就業規則や労働協約が作成されている場合は、就業規則・労働協約に根拠が規定されている必要がある。詳細は本マニュアル第 2 章第 1.2 を参照。
--	---

1.5. 営業秘密の保有者の権利

(1) 総則

法律 2000 年第 30 号には、営業秘密の保有者は以下の権利を有すると規定されている（同法第 4 条）。

- ① 営業秘密を使用する権利。
- ② 第三者に営業秘密を使用することを許諾又は禁止する権利、又は第三者に商業目的で開示することを許諾又は禁止する権利⁷。

(2) 営業秘密のライセンス契約

法律 2000 年第 30 号第 4 条に記載の権限を第三者へライセンス⁸するためには、営業秘密の保有者とライセンシー間のライセンス契約に基づく必要がある（同法第 6 条）。

営業秘密のライセンス契約には、知的財産ライセンス契約の登録に関する政令 2018

⁷ 非商業目的で営業秘密を開示することを許諾・禁止することも禁じられていないが、他方で、営業秘密として保護を受けるためには秘密が保持されている必要があることに注意が必要である。

⁸ ライセンスとは、営業秘密の権利者が、権利の許諾（権利の譲渡ではない）に関する契約により、他者に対し、一定の期間及び条件の下、その営業秘密の経済的利益を享受することを許諾することを意味する（法律 2000 年第 30 号第 1 条 5 項）。

年第 36 号（以下「政令 2018 年 36 号」という。）が適用され⁹、同法に基づき、ライセンス契約が外国語で作成された場合は、契約をインドネシア語に翻訳する必要がある。

ただし、政令 2018 年 36 号の翻訳義務に関わらず、インドネシアには、インドネシア人（法人を含む。）が当事者となる契約について、インドネシア語の使用を義務付ける法令（「国旗、国語、国章、国歌に関する法律 2009 年第 24 号」及び「インドネシア語の使用に関する大統領令 2019 年第 63 号」を総称して、以下「言語法令」という。）があることに留意されたい。契約に関するインドネシア語の使用義務は、契約締結後に外国語契約書のインドネシア語訳を作成することとは異なると解するのが一般的であるため¹⁰、営業秘密のライセンス契約の当事者のいずれかがインドネシア人（又はインドネシア法人）の場合には、契約締結までにインドネシア語の契約書の作成が必要である。

法律 2000 年第 30 号の注釈には、ライセンシーが営業秘密を使用する権利は、一定の期間に限定されなければならないと規定されている。

また、法律 2000 年第 30 号の注釈には、営業秘密の機密性の観点から、営業秘密の保有者は、営業秘密の機密性を守ることのできる営業秘密の保有者の専門職員・従業員をライセンシーに直接派遣するか又は配置することにより、使用权を付与しなければならないと規定されている¹¹。したがって、営業秘密のライセンスを行う場合には、営業秘密の保有者は、営業秘密を取り扱うことのできる自社の従業員をライセンシーに出向又は駐在させなければならない点に留意が必要である。

営業秘密に関するライセンス契約は、営業秘密の保有者及びライセンシーが独占的にライセンスを付与することに合意しない限り、営業秘密の保有者が営業秘密を使用すること、又は他の当事者にライセンスを付与することを禁止するものではない（法律 2000 年第 30 号第 7 条）。

⁹ 政令 2018 年 36 号の適用対象である「ライセンス」には、営業秘密に関する法律 2000 年第 30 号、意匠に関する法律 2000 年第 31 号、集積回路配置に関する法律 2000 年第 32 号、著作権に関する法律 2014 年第 28 号、特許に関する法律 2016 年第 13 号及び商標及び地理的表示に関する法律 2016 年第 20 号に規定のライセンスが含まれる（政令 2018 年第 36 号第 1 条 1 項）。

¹⁰ インドネシア人当事者と外国人当事者との間の契約で、インドネシア語に加えて外国語で契約が作成される場合、言語法令は、当事者が契約の統治言語を決定することを認めている。他方で、言語法令に従ってインドネシア語版の契約書が作成されていない場合、その契約は無効とみなされる可能性がある。インドネシア最高裁判所が、インドネシアの当事者と外国の当事者との間の契約が外国語のみで作成されたことを理由に、その契約を無効とした判例が存在する。言語法令に基づく要件を考慮すると、ライセンス契約の当事者にインドネシア当事者が含まれる場合は、政令 2018 年第 36 号に基づく翻訳の作成義務は、言語法令に基づくライセンス契約のインドネシア語版の作成義務に取って代わると考えられる。

¹¹ この義務は、例えば、プロジェクトの実施又は機械の新規購入の一環としてなされる技術サポートの提供とは異なる（法律 2000 年第 30 号注釈）。

また、政令 2018 年第 36 号には、ライセンス契約に規定すべき最低限の情報として以下の事項が列挙されており（第 7 条 2 項）、これらが規定されていないライセンス契約は登録の申請が知的財産総局によって認められない可能性がある¹²。

- ① ライセンス契約の締結年月日及び場所。
- ② ライセンサー及びライセンシーの名前と住所。
- ③ ライセンス契約の目的。ただし、営業秘密の実質的な内容が開示されないように、抽象的に記載する必要がある。
- ④ 独占的か非独占的か。
- ⑤ ライセンス契約の期間。
- ⑥ ライセンス契約の適用地域。

(3) ライセンス契約の登録

法律 2000 年第 30 号に基づき、営業秘密のライセンス契約は、インドネシアにおける知的財産関連の監督・管理を担当する政府機関として、知的財産総局に登録（pencatatan）されなければならない。この登録手続は、ライセンス契約の事務的なデータのみを管理するものであり、営業秘密の実質面を管理するものではない。

上記の登録が行われない限り、ライセンス契約は第三者に対して法的効力を有さない（法律 2000 年第 30 号第 8 条 2 項）。法律上は、「第三者に対する法的効力がない」の意味について詳細な説明や具体例は記載されていない。一般的には、例えば、第三者による営業秘密の侵害があった場合に、（契約書が登録されていない）ライセンシーは第三者に対して法律 2000 年第 30 号に基づく諸請求を行う権利を有しないと解される。

営業秘密のライセンス契約の登録には、事務手数料（非租税国家歳入）が課される。本マニュアル作成時点において、事務手数料の金額は、法務人権省において適用される非租税国家歳入の税率の種類に関する政令 2019 年第 28 号において、以下のとおり規定されている。

表：営業秘密のライセンス契約登録の事務手数料

	申請者の事業規模	事務手数料（ルピア）／申請
1	零細企業及び小規模企業	150,000
2	一般	250,000

¹² ライセンス契約が無効であるとの主張につながる恐れもあるため、必要要件を満たすことが望ましい。

登録が完了することにより、ライセンス契約の登録は「営業秘密に関する官報」により発表されることになる（法律 2000 年第 30 号第 8 条 3 項）。法律上は、「営業秘密に関する官報」が何を指すかについて説明はないが、一般的には、法務人権省が管理する定期的な官報を指すと解されている（同様の官報は、商標、特許、意匠など他の知的財産権にも存在する）。

知的財産総局のウェブサイト¹³の情報を確認したところ、2017 年～2021 年の間に申請された営業秘密のライセンス契約の登録件数は 166 件であった。

(4) ライセンス契約に記載してはならない条項

法律 2000 年第 30 号に基づき、営業秘密のライセンス契約には、インドネシア経済に悪影響を及ぼす可能性のある条項又は不公正な競争を引き起こす可能性のある条項が含まれてはならない（第 9 条 1 項）。これらの条項を含むライセンス契約は、登録の申請が知的財産総局によって認められない可能性がある¹⁴。

上記以外にも、政令に従い、以下の条項を営業秘密のライセンス契約に記載してはならない（政令 2018 年第 36 号第 6 条）。

- ① インドネシアの国益を害する可能性のある条項。
- ② インドネシア人が技術の移転、管理及び開発を行う能力を阻害する可能性のある制限を含む条項。
- ③ 一般的な法令、宗教的価値、道徳及び公序良俗に反する条項。

2. 営業秘密の登録

2.1. 営業秘密の登録

他の幾つかの知的財産権とは異なり、営業秘密の保有者にその権利を保有させるために出願・登録は不要とされている。知的財産総局の営業秘密に関するウェブページにも¹⁵、営業秘密の出願・登録に関する説明はない。

¹³ <https://dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel/pahami-lebih-dekat-pelindungan-rahasia-dagang-melalui-opera-djki?kategori=pengumuman>

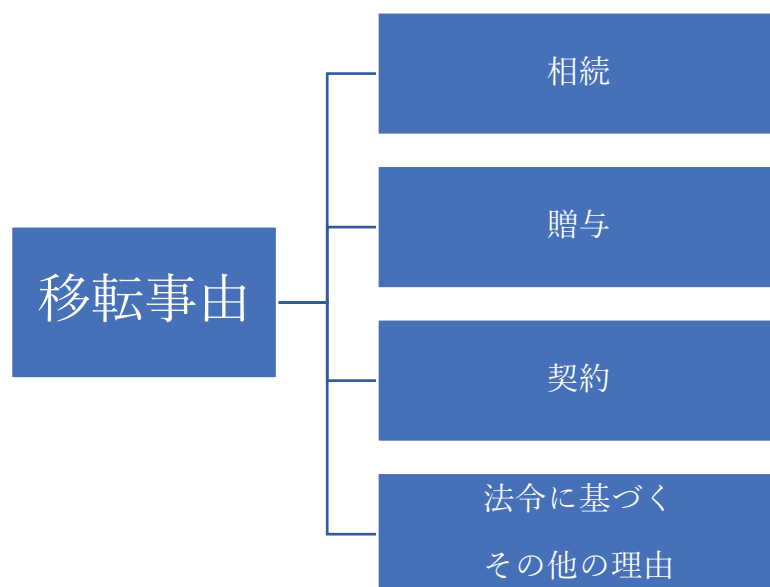
¹⁴ ライセンス契約が無効であるとの主張につながる恐れもあるため、禁止条項が契約に含まれないよう注意すべきである。

¹⁵ <https://www.dgip.go.id/menu-utama/rahasia-dagang/pengenalan>

他方で、スマラン国立大学の教授の論文¹⁶によると知的財産総局の中部ジャワ州事務所において、営業秘密を登録（pendaftaran）した営業秘密の保有者が8名存在する。同論文によれば、この登録は、将来紛争が生じた場合に、営業秘密の所有権について強力な証拠を残すために、営業秘密の保有者が行ったものであるとのことである。しかしながら、この論文の著者は、営業秘密の登録に関する情報は、知的財産総局の中部ジャワ州事務所によって機密扱いにされているため、登録の事実以上の情報を得ることができなかったと説明している。この論文の内容からは、営業秘密の登録に関するルールや取り扱いは、特に知的財産総局の地方事務所レベルでは、実務上は一貫性がなく、明確でないことが読み取れる。また、営業秘密が登録されているということは、その営業秘密に関する保護の要件（営業秘密が秘密であり且つ情報の秘密が保持されていること）が満たされているか疑義を残している。

2.2. 権利移転の登録

営業秘密に関する権利は、所有権（hak milik）として、以下の図に記載の事由に基づき移転することができる（法律 2000 年第 30 号第 5 条 1 項）。



権利の移転は、営業秘密の実体そのものを開示することなく、権利の移転を示す譲渡書類を添付する方法により実施しなければならない。

¹⁶ Andri Setiawan 他、「Eksistensi Pendaftaran Rahasia Dagang dan Implementasi Perlindungannya」、Law&Justice、2018 年 10 月、第 3 卷 2 号
https://www.researchgate.net/publication/337764457_EKSISTENSI_PENDAFTARAN_RAHASIA_DAGANG_DAN_IMPLEMENTASI_PERLINDUNGANNYA_STUDI_DI_KANWIL_KEMENKUMHAM_JAWA_TENGAH

法律 2000 年第 30 号においては、営業秘密の登録は要求されていないが、営業秘密の移転を知的財産総局に登録（pencatatan）することは要求されている（法律 2000 年第 30 号第 5 条 3 項）。他方で、移転の登録要件を満たすための期限の定めは同法に存在しない。論点リストにおける政府の説明によれば、営業秘密の移転登録の実施は、関係者の判断に委ねられるべきであると政府は考えているため、意図的に登録期限は法定されていないとのことである。

上記の移転登録が行われない限り、営業秘密の移転は第三者に対して法的効力を有さない（法律 2000 年第 30 号第 5 条 4 項）。法律 2000 年第 30 号には、「第三者に対する法的効力がない」の意味について詳細な説明や具体例は記載されていない。しかしながら、例えば、第三者による営業秘密の侵害があった場合に、（移転が登録されていない）営業秘密の譲受人は、第三者に対して法律 2000 年第 30 号に基づく諸請求を行う権利を有しないと解される。

法律 2000 年第 30 号の注釈によると、この登録は営業秘密移転の事務的なデータのみを管理するものであり、営業秘密の実質面を管理するものではない。移転登録の完了により、営業秘密の移転は官報で発表される。

知的財産総局のウェブサイトから得た情報によると、2017 年から 2021 年の間に、営業秘密の移転の登録申請は 4 件あった¹⁷。

3. 営業秘密の管理方法

本マニュアル作成時点では、営業秘密の管理方法に関する具体的な指示又はガイドライン等を定める法令は存在しない。他方で、法律 2000 年第 30 号には、以下のとおり、営業秘密管理に関連する規定が存在する。

3.1. 営業秘密の秘密を維持するための適切且つ合理的な努力

本マニュアル第 1 章第 1.4（3）に記載のとおり、この事項は、法律 2000 年第 30 号に基づき、営業秘密を有効に保護するために満たさなければならない要件の一つである。法律 2000 年第 30 号の注釈には「適切且つ合理的な努力」とは、合理性、適正性、妥当性に基づいて行わなければならない全ての努力を意味すると記載されている。この

¹⁷ <https://dgip.go.id/index.php/artikel/detail-artikel/pahami-lebih-dekat-pelindungan-rahasia-dagang-melalui-operadjki?kategori=pengumuman>

定義自体は抽象的・不明瞭なものであるが、同法の注釈には、この定義について次のような例を示している。

「会社において、営業秘密の保管方法及び秘密保持の管理責任者について定めた社内規則が存在し、その社内規則に基づき社会通念上の標準手順が定められていなければならない」

以上のことから、「営業秘密の秘密を維持するための適切且つ合理的な努力」の要件を満たすためには、少なくとも次の2つの要素が必要であると考えられる。

- ① 営業秘密の保管方法を定めた標準作業手順書（社内規定）が存在すること。
- ② 営業秘密の秘密を維持管理するための責任者が選定されていること。

また、上記に関連して、BPHN 最終報告書には、営業秘密の秘密保持のための具体的な取り組みとして、次の例が挙げられている。

表：BPHN 最終報告書に掲載の秘密性保持のための取り組み例

具体例（BPHN 最終報告書第2章 A.9 項）	
①	「従業員以外立ち入り禁止」（「SELAIN KARYAWAN DILARANG MASUK」「STAFF ONLY」「NO TRASSPASSING」）の掲示を行うこと。
②	「写真・ビデオ撮影禁止」（「DILARANG MENGAMBIL GAMBAR」「DILARANG MEMOTRET」）の警告を出すこと。
③	秘密のデータベースがある場合、そのコンピュータは「営業秘密パスワード」（「PASSWORD RAHASIA DAGANG」）を使用すること。
④	情報漏えいの原因となりうる従業員との間では秘密保持契約を締結すること。
⑤	情報漏えいの原因となりうる外部の関係者との間では秘密保持契約を締結すること。
⑥	機密文書は独立したフォルダに保管して「秘密」-「コピー禁止」（「INI RAHASIA」）などの明確な印を付けること。
⑦	重要な文書を無造作にコピー機で複製しないこと。
⑧	重要書類のコピーには、自前のコピー機を持つことが推奨される。
⑨	未使用の重要書類は破棄すること。
⑩	重要なファイルが使用されなくなった場合、コンピュータから永久に削除すること。
⑪	個人用セキュリティアラートを設置すること。

したがって、営業秘密を保護するためには、営業秘密の管理責任者を選任した上で、

上記表の①～⑪に列挙したような内容を含む営業秘密の保管方法を定めた社内規定を策定し、実際にこれに従って営業秘密を管理することが重要である。

3.2. 営業秘密が他人にライセンスされる場合

本マニュアル第 1 章第 1.5 (2) に記載のとおり、営業秘密のライセンスは営業秘密の保有者と使用許諾を受ける者との間のライセンス契約に規定されなければならない。ライセンス契約は、以下の要件を満たす必要がある。

- ① インドネシアの当事者が関与する場合、インドネシア語で作成されていること。
- ② 一定の期間の定めがあること。
- ③ 知的財産総局に登録されていること。
- ④ 営業秘密の機密性を守ることでできる営業秘密の保有者の専門職員・従業員をライセンシーに直接派遣するか又は配置することにより、使用权を付与すること。
- ⑤ 法律 2000 年第 30 号及び政令 2018 年第 36 号に規定されている必須条項及び禁止条項を遵守していること。

3.3. 営業秘密に関する権利を移転する場合

法律 2000 年第 30 号に基づき、営業秘密に関する権利は、①相続、②贈与、③遺言、④契約、及び⑤その他法令上の理由により移転・譲渡することが可能である。権利の移転は、営業秘密の内容そのものを開示することなく、権利の移転を示す譲渡書類を添付する方法により実施しなければならない。さらに、営業秘密の移転を知的財産総局に登録することが求められている。

4. 営業秘密の侵害

営業秘密の侵害に関して、法律 2000 年第 30 号の「第 VII 章 営業秘密の侵害」（第 13 条から第 15 条）が存在する。同法第 13 条及び第 14 条には、営業秘密の侵害とみなされる行為が規定されている。一方、同法第 15 条は、第 13 条に定める行為が営業秘密の侵害とみなされない例外的な場面を規定している。

詳細は以下のとおりである。

4.1. 法律 2000 年第 30 号第 13 条及び第 15 条

- 法律 2000 年第 30 号

第 13 条

故意に他者の営業秘密を開示した場合、又は営業秘密の秘密性を維持するために書面若しくは口頭で行われた合意・義務に違反がある場合に、営業秘密の侵害が認められる。

○ 法律 2000 年第 30 号

第 15 条

以下の場合には、営業秘密の侵害には該当しない。

- ①防衛、安全、健康又は公共の安全のために営業秘密の開示又は使用が行われる場合。
- ②他者の営業秘密を使用して製造された製品に関して、専らその製品のさらなる開発の目的でリバースエンジニアリングが行われる場合。

ただし

第 13 条に規定の営業秘密の侵害を行った者に対しては刑事罰が適用されるため、第 13 条の「故意」は刑法の観点から解釈される。「故意」の解釈には諸説あるが、インドネシアの刑事法実務における有力な見解は以下の 2 つである。

- ①意図説（この見解によれば、行為者が行為の結果を達成することを意図している場合に「故意」があるとみなされる）及び②認識説（この見解によれば、行為者がその結果を達成することを意図していなくても、その行為の結果が合理的に予想される場合、その行為は「故意」があるとみなされる）。

他方で、日本の不正競争防止法のように、「不正の利益を得る目的、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的」という主観要素（図利加害目的）は求められていない。

なお、第 13 条は無権限者による営業秘密の侵害を罰するための条項であるので、ライセンスによるライセンス契約に基づく開示等は、第 13 条違反には該当しないと解される。

4.2. 法律 2000 年第 30 号第 14 条

○ 法律 2000 年第 30 号

第 14 条

現行法令に違反する方法で営業秘密を取得又は保有した場合は、他人の営業秘密を侵害したものとみなされる。

日本の不正競争防止法の規定においては、民事及び刑事に関して営業秘密不正取

得行為が定義され、営業秘密が転々流通する場合を想定した規定が設けられているが、法律 2000 年第 30 号第 14 条には「現行法令に違反する方法で営業秘密を取得又は保有した場合」とのみ抽象的に記載されており、法律 2000 年第 30 号の注釈においても補足説明は加えられていない。

例えば、営業秘密が違法に保有されていることを知りながら当該営業秘密を取得した第三者は、第 14 条の対象となりうると考えられるが、法令の条文からは明確ではなく、将来的には、法改正又は細則の発行を通じて類型化及び適用場面の明確化が進むことが期待される。

4.3. 法律 2000 年第 30 号第 17 条

○ 法律 2000 年第 30 号

第 17 条

無権限で故意に他者の営業秘密を使用した者、又は第 13 条若しくは第 14 条に規定の行為を行った者は 2 年以下の禁固刑及び／又は 3 億ルピア以下の罰金の対象となる。

法律 2000 年第 30 号第 17 条は、第 13 条及び第 14 条に関する刑事罰を定めているが、それ以外にも「無権限で故意に他者の営業秘密を使用した」場合という独立した行為類型を刑事罰の対象に追加している。第 13 条、第 14 条及び第 17 条により、包括的に営業秘密の開示、契約違反、取得、保有及び使用が刑事処罰の対象となるように規定されている。

4.4. 法律 2000 年第 30 号第 11 条

上述の通り営業秘密の侵害は法律 2000 年第 30 号第 VII 章に具体的に規定されているが、同法の「第 VI 章 紛争解決」（第 11 条及び第 12 条）も営業秘密侵害に関連する条項として留意が必要である。第 11 条の内容は以下のとおりである。

○ 法律 2000 年第 30 号

第 11 条 1 項

営業秘密の保有者又はライセンシーは、第 4 条に記載の行為を意図的且つ権限なく行った者に対し、次の請求を行うことができる。①損害賠償請求（gugatan ganti rugi）、及び／又は②第 4 条の行為の差し止め請求（penghentian semua perbuatan）の訴え

第 11 条 2 項

前項の訴えは地方裁判所に対して申し立てる必要がある。

本マニュアル第 1 章第 1.5 (1) に記載のとおり、法律 2000 年第 30 号第 4 条は、営業秘密保有者の権利、すなわち営業秘密を使用する権利、及び第三者に営業秘密を使用することを許諾又は禁止する権利、又は第三者に商業目的で開示することを許諾又は禁止する権利を規定している。

法律 2000 年第 30 号第 13 条及び第 14 条は、刑事上の罰則を前提とした規定であるのに対して、第 11 条 1 項は、民事上の請求権の根拠規定としての意義を有する。ただし、第 11 条 1 項は、「第 4 条に記載の行為を意図的且つ権限なく行った」場合に関する抽象的な請求権を規定しており、法律 2000 年第 30 号の注釈においても補足説明は加えられていないため、日本の不法競争防止法の規定のような細かい類型分けはされていない。

5. 営業秘密の侵害に対する救済手段

法律 2000 年第 30 号に基づき、営業秘密の侵害に対する救済は、民事上の手続及び刑事上の手続の 2 種類に分けられる。

5.1. 民事手続

本マニュアル第 1 章第 4.4 に記載のとおり、営業秘密の保有者又はライセンシーは、故意且つ無権利で法律 2000 年第 30 号第 4 条に記載の行為を行った者に対して損害賠償請求及びこれらの行為の差し止め請求を行うことができる（同法第 11 条 1 項）。

他の知的財産権の侵害に対する民事上の訴えはインドネシア商事裁判所（Pengadilan Niaga）に提起する必要があるが、法律 2000 年第 30 号第 11 条第 1 項に基づく訴えは、被告の住所地を管轄する地方裁判所（Pengadilan Negeri）に提起すると規定されている。なお、商事裁判所は、知的財産権関連事件及び破産事件を専管し、ジャカルタ、マカッサル、メダン、スマラン及びスラバヤの 5 ヲ所にのみ所在する。

インドネシアの民事訴訟手続は、地方裁判所による第 1 審、高等裁判所（Pengadilan Tinggi）による控訴審、及び最高裁判所（Mahkamah Agung）による上告審の 3 段階の審査制度が設けられている。最高裁判所の審理は、さらに、上告（kasasi）及び再審（peninjauan kembali）の 2 つに分けられる。

すなわち、地方裁判所の判決に不服のある当事者は、高等裁判所に対して、その事件について審理するよう申し立てることができる。高等裁判所の判決に不服のある当事者は、最高裁判所に対して、審理を求める申立てを行うことができ、最高裁判所の判決に不服のある当事者は、最高裁判所に対して、さらに（終局的な）再審の申立てを行うことができる。

裁判所の審級に応じて、審理の要件・対象が異なる。また、各裁判の審理が終了するまでのスケジュールは、実務上は予測が困難であり、各審級の審査が完了するまでには、1年以上を要することも多い。

なお、法律 2000 年第 30 号第 11 条 1 項に基づく請求は、仲裁又は代替的紛争解決手続（協議、交渉、調停、専門家による評価）（*arbitrase atau alternatif penyelesaian sengketa*）により解決することが認められている（同法第 12 条）。仲裁又は代替的紛争解決手続を選択する場合は、「仲裁及び代替的紛争解決に関する法律 1999 年第 30 号」に規定の要件を満たすために、仲裁又は代替的紛争解決を選択するための当事者間の合意が必要である。

5.2. 刑事手続

法律 2000 年第 30 号第 13 条及び第 14 条に規定されている営業秘密の侵害を行った者に対しては刑事上の制裁が存在する（同法第 17 条）。同法第 13 条及び第 14 条の内容に関しては、本マニュアル第 1 章第 4.1 及び第 4.2 を参照されたい。

第 13 条及び第 14 条に基づく営業秘密の侵害に対する刑事罰は、2 年以下の禁固刑及び／又は 3 億ルピア以下の罰金が定められている。

刑事手続を開始するために、営業秘密の保有者又はライセンシーは、警察又は知的財産総局の捜査官（同法第 16 条 1 項）に対して被害届けを提出する必要がある。したがって、インドネシア刑法典第 322 条及び第 323 条と同様に親告罪であると解される。知的財産総局の捜査官による捜査に関して、法律 2000 年第 30 号第 16 条 2 項に規定が設けられているが、実務上は、知的財産総局の捜査官による捜査手続の存在はインドネシアで広く認知されていないため、警察に対して被害届け（*laporan polisi*）が提出されることが多い。

刑事手続に関する法律 1981 年第 8 号に定められている手続概要は以下のとおりであ

る。

被害届の受領後（同法第 7 条 1 項 a）、捜査官は必要な事件の捜査（搜索、逮捕、差押等を含む。）を行い（同法第 7 条 1 項 e から g 等）、捜査記録を作成し（berita acara。同法第 8 条 1 項）、捜査書類（berkas perkara）を検察官に引き渡すか又は捜査を中止して捜査中止命令書（surat perintah penghentian penyidikan）を発行する。

検察官（penuntut umum）は、捜査書類を受領後、必要に応じて追加捜査を捜査官に実施させて、起訴すべき案件については、捜査書類を裁判所に提出すると共に起訴状（surat dakwaan）を作成する。

民事訴訟手続と同様に、刑事訴訟手続においても 3 審級の裁判制度が採用されている。刑事手続には公訴期間が定められており、2 年以下の禁固刑の場合は、公訴期間は 6 年と定められている（インドネシア刑法典 2023 年第 1 号第 136 条）。

5.3. その他の訴訟手続

営業秘密の侵害に関して、民事訴訟手続及び刑事訴訟手続において特別な証拠調べ手続は存在しない。他方で、当事者からの要請に基づき、民事訴訟・刑事訴訟を問わず、裁判官は営業秘密に関する審理を非公開とすることが認められており（法律 2000 年第 30 号第 18 条）、公判を通じた営業秘密の漏えいを防止するためには重要な処置である。

特許に関する法律 2016 年第 13 号には、仮処分手続が明文化されているのに対して、法律 2000 年第 30 号には手続に関する規定は存在しない。また、インドネシアの民事訴訟手続法には、仮処分の手続は明確に規定されていない。したがって、実務では、裁判所は、オランダ法に起源を有する Reglement op de Rechtsvordering の規定及び最高裁判所が発行した回状（Surat Edaran）2000 年第 3 号及び回状 2001 年第 4 号を参照していると考えられている。仮処分を認める場合、裁判所は、申立人側に保護すべき緊急の利益があるかどうか等を慎重に検討することが求められている。

刑事訴訟手続では、営業秘密の保有者又はライセンシーに対する損失補償制度はないため、営業秘密の保有者又はライセンシーが侵害に対する損害賠償を受けることを希望する場合は、侵害者に対して民事手続上の請求を行う必要がある。なお、過去には、営業秘密の保有者に損害が発生していないことを理由に刑事罰の適用も否定された裁判例も存在する（後掲本マニュアル第 1 章第 6.2④Mr. Sultan に対する刑事事件を参

照)。

6. 営業秘密に関する紛争の傾向

6.1. 総則

インドネシアにおける営業秘密に関する裁判件数は多くないと認識している。ジャカルタ高等裁判所は、2015 年の営業秘密の侵害に関する民事事件（事件登録番号 543/PDT/2015PTSMG。原告 Soegiyanto Winarso 氏、被告 Budi Djatmiko Sugiarto 氏及び Meliani Sugiarto 氏。）において、判決文で「...また、インドネシアの裁判実務では、営業秘密侵害に関する事案は多くない。」と言及していることから、少なくとも 2015 年までの期間に関しては、裁判官も共通の認識を有していることが明らかである。

営業秘密侵害に関する過去の裁判例の大半は、民事訴訟ではなく、刑事訴訟に対応するものであった。これは、以下の理由によると思われる。

- ① 本マニュアル第 1 章第 4.4 に記載のとおり、営業秘密の保有者又はライセンシーは、故意且つ無権利で法律 2000 年第 30 号第 4 条に記載の行為を行った者に対して損害賠償請求及び／又はこれらの行為の差し止め請求を求めることができる（同法第 11 条 1 項）。
したがって、同条による民事上の請求の対象は、同法第 4 条に規定された行為のみであるため、適用範囲が制限的であると考えられる。
- ② 他方で、法律 2000 年第 30 号第 13 条及び第 14 条において、営業秘密侵害に分類される行為は、同法第 17 条の規定により、刑事罰の対象となる。

なお、法律 2000 年第 30 号の草案に関する政府及び国民協議会の協議に関する 2000 年 10 月 31 日付け議事録によれば、政府は、民事上の請求は、原則として、法律第 11 条第 1 項の範囲に基づき行われる必要があり、一方、法律第 13 条及び第 14 条は、刑事上の請求の根拠となることを意図していることを確認した。

ただし、営業秘密の保有者又はライセンシーは、営業秘密の侵害を確認する刑事訴訟の判決が出された後に民事上の請求を行うことは可能であると考えられる。

6.2. 裁判例の紹介

インドネシアにおける営業秘密に関する裁判例で参考となりそうなものを幾つか紹介する。

①PT Basuki Pratama Engineering vs PT Hitachi Construction Machinery Indonesia

事件番号	280/Pdt.G/2008/PN.Bks
裁判所	ブカシ地方裁判所
判決年月日	2015年7月27日
請求	損害賠償請求（物的損害 127,717,253,471 ルピア、無形損害 100,000,000,000 ルピア）＜法律 2000 年第 30 号第 11 条＞
判決	1,214,869,362 ルピアの損害賠償責任を認める
当事者	PT Basuki Pratama Engineering（以下「原告」という。） PT Hitachi Construction Machinery Indonesia（以下「被告」という。） 被告取締役（日本人）（以下「被告 II」という。） 被告取締役（インドネシア人）（以下「被告 III」という。） 原告の元従業員（インドネシア人）7 名（以下「被告 IV」から「被告 X」という。）
経緯	- 原告は、自社がインドネシアにおけるボイラー（mesin boiler）製造会社のパイオニアであると自負している。原告は 1981 年に設立され、1996 年よりボイラー設備工業ライセンスを保有している。 - 原告は、インドネシアにおけるボイラーの製造方法及び販売方法に関する営業秘密の権利者及び保有者であると主張している。原告が主張する営業秘密には、設備のサイジング工程、エンジニアリング工程、製作図の青図の詳細化工程、施工図作成工程、計装・配管工程、生産工程、販売方法などが含まれる。 - 被告 IV から被告 X は、原告の元従業員であるが、原告に雇用された当初は、ボイラー設備の製造・販売方法に関する知識・経験を有していなかった。被告 IV から X は、それぞれ 2003 年 8 月及び 9 月に原告を退職した。被告 IV から X は、原告を退職した後に、被告に勤務していることが発覚した。 - 原告は、2005 年以降に、元従業員（被告 IV から X）が原告の営業秘密であるボイラーの製造方法の青図及び販売方法を被告に開示し、原告が所有する営業秘密を侵害したと主張した。また、原告は、掘削機の製造を行っていた被告が、2006 年に、原告の営業秘密と同一の製造方法及び販売方法を用いてボイラー機の製造を開始した事実を問題視した。
裁判所の認定	【2009 年 4 月 14 日付けブカシ地方裁判所 280/Pdt.G/2008/PN.Bks 判決】 - 原告の訴え却下。 - 原告の主張は、営業秘密ではなく意匠に関する主張であり、商業裁判所の管轄の紛争であるため、ブカシ地方裁判所は裁判管轄を有しないと判断。 【2010 年 1 月 5 日付けバンドン高等裁判所 328/PDT/2009/PDT.BDG 判決】 - 原告の上訴却下。 1 審のブカシ地方裁判所の判決を支持。

	【2011 年 9 月 6 日付け最高裁判所 1713 K/Pdt/2010 判決】 － 原告の上告を認める。 － バンドン高等裁判所の判決を破棄して差し戻し。 【2013 年 11 月 20 日付け最高裁判所 362/PK/Pdt/2013 判決】 － 被告の再審の申立てを棄却。 － 最高裁判所の判決を支持。 【2015 年 7 月 27 日付けブカシ地方裁判所 280/Pdt.G/2008/PN.Bks 判決】 上記の経緯に基づき、原告の主張を審理して、以下のとおり判断した。 1. 原告の営業秘密に関して 裁判所は、原告が提出した証拠（原告がボイラー製造を行うための事業許可を有しており、1996 年からボイラーを製造していること及び原告がインドネシアのボイラー機械協会（AUBBI）のメンバーであること）から、原告がボイラーの製造業者であることを認定した。 さらに、裁判所は、原告が提出した以下の証拠は、原告のボイラーに関する技術が営業秘密として保護されることを証明するために十分であると認定した。 － 原告のボイラーの青図には、「この図面は当社の資産であり、当社の書面による同意なしに複製又は第三者への提供を行ってはならない」と記されている。 － 2006 年以降にボイラーの図面を作成するために使用されている原告の技術室（エンジニアリングルーム）には、指紋認証のセキュリティを有するドアしかなく、その部屋で働く従業員にのみアクセスが許可されている。 － 技術室（エンジニアリングルーム）には、24 時間稼働の CCTV が 3 台設置されている。 － 図面を作成する従業員は、自身の作品を見ること、修正すること及び保存することのみ可能であり、全ての成果物は別室にあるアクセスコード付きのサーバーに保存され、アクセスコードは IT 部門の従業員にのみ与えられている。 － 図面を作成するスタッフのコンピュータには、ローカルハードディスクドライブは一切与えられていない。フラッシュディスク、フロッピーディスク、CD-ROM は一切使用できず、データが内部にも外部にも流出しないようになっている。 － 技術室（エンジニアリングルーム）におけるインターネットの利用は可能だが、データの送受信は 10MB までしか行えない。また、全てのデータの送受信に関して、申請書に必要情報を記入し、監督者が承認しなければ行うことができない。 － 送受信するデータが 10MB を超える場合は、専用の容量増設申請書を作成し、IT 部門に手続きを依頼する必要がある。この作業は、午前 8 時から午後 5 時までの間にしか行えない。午後 5 時を過ぎると、そのようなデータは全て自動的に削除される。 － 技術室（エンジニアリングルーム）より外に配布される図面は、その種類と数が決まっており、配布先となる部署・部門がスタン
--	--

	プを押して領収書を提供しなければならない。破損した図面は破棄しなければならない。 － 原図は、施錠された保管室の専用キャビネットに保管される。この部屋の鍵は管理部門が保管し、この部屋は CCTV で監視されている。 － 業務上、原図を複製できるのは管理部門のみで、写しには用途に応じたスタンプの押印が必要である。 － 警備員が退勤前に全従業員の身体及び持ち物を検査すること並びに原告の全従業員は雇用契約書に記載された秘密保持の合意に拘束されること。 － 原告が提出したボイラーの純売上高に関する文書の存在及び被告がそれに反論する十分な証拠を提出できなかったことから、原告のボイラーに関する技術が経済的価値を有することが証明される。 2. 営業秘密の侵害に関して 裁判所は、原告及び被告が提出した証拠に基づき、被告らの製造するボイラーは、原告の製造するボイラーと仕様及び作業手順において類似していると認定した。 また、被告らが、原告の元従業員が被告に入社した後の 2006 年からボイラーの生産を開始したことは、原告の営業秘密の侵害を十分に立証するものと判断した。 3. 損害額に関して 裁判所は、原告が主張する損害額を裏付ける十分な証拠が提出されなかったため、原告が提出した証拠に基づき、原告が被った実際の損失は 1,214,869,362 ルピアであると認定した。 なお、被告は、上記判決に関して、バンドン高等裁判所へ控訴し、その後、最高裁判所へ上告したが、被告の主張は認められなかった。
--	---

②Mr. Soegiyanto Winarso vs Mr. Budi Djatmiko Sugiarto and Mrs. Meliani Sugiarto

事件番号	148/Pdt.G/2015/PN Smg
裁判所	スマラン地方裁判所
判決年月日	2015 年 8 月 25 日
請求	損害賠償請求（124 億ルピア）＜法律 2000 年第 30 号第 11 条＞
判決	棄却
当事者	Mr. Soegiyanto Winarso（以下「原告」という。） Mr. Budi Djatmiko Sugiarto（以下「被告 I」という） Mrs. Meliani Sugiarto（以下「被告 II」という。被告 I 及び被告 II を「被告」という。）

	ら」と総称する。)
経緯	- 原告は、Lunpia Express という飲食店のオーナーである。 - 原告は、被告らが原告店舗の従業員の 99%を引き抜き、原告店舗と同様の業務システムを用いて原告と同様の事業を行ったため、被告らによって原告の営業秘密が侵害されたと主張した。 - 原告の主張する「業務システム」には、配送システム、制服、店頭での挨拶方法、プロモーション手法、勤怠管理システム、包装、コンピュータシステム、給与支払いシステムなどが含まれる。
裁判所の認定	上記の経緯に基づき、裁判所は原告の主張を審理して、以下のとおり判断した。 - 原告 (Lunpia Express) の業務システムは、原告及び被告 II が婚姻関係にあったときに構築されたことが立証された。離婚により、Winarso 氏がその業務システムの独占的保有者となることを示す証拠は存在しない。したがって、被告 II は、離婚後の現在においても本件業務システムを使用する権利を有する。 - 配送システム、制服、店舗での挨拶方法、プロモーション手法などの業務システムは、公衆が見ることができるため、秘密とは評価できず、営業秘密には該当しない。 原告はスマラン地方裁判所の判決に対して控訴し、2016 年 2 月 22 日にスマラン高等裁判所は原告の主張を部分的に認める判決を下した (543/Pdt/2015/ PT SMG) が、最高裁判所は、被告らの主張を認めて、最終的に原告の訴えは棄却された (2535 K/Pdt/2016)。

③Mr. Hi Pin に対する刑事事件

事件番号	332K/PID.SUS/2013
裁判所	最高裁判所
判決年月日	2015 年 6 月 16 日
判決	1.5 年の禁固及び 500 万ルピアの罰金 <法律 2000 年第 30 号第 17 条>
経緯	- CV Bintang Harapan 社はスラウェシ島のパルでコーヒーを生産している会社である。 - 被告人は、以下の内容に基づき、CV Bintang Harapan 社の営業秘密を侵害したとして CV Bintang Harapan 社から刑事告訴された。 - 被告人は、CV Bintang Harapan 社の従業員の寮を訪問し、CV Bintang Harapan 社の製造及びマーケティング部門に勤務する従業員数名に対して、被告人が新たに設立した CV Tiga Putra Berlian 社に移るよう説得した。 - 従業員らが被告人の会社に移った後、被告人は、従業員らに対して、CV Bintang Harapan 社で働いた経験を基に、焙煎機や粉碎機を作ることや、CV Bintang Harapan の生産書類のサンプルを取得することを要求した。

裁判所の認定	【2011 年 8 月 24 日付けパル地方裁判所 55/Pid.B/2011/PN.PL 判決】 CV Bintang Harapan 社と CV Tiga Putra Berlian 社のコーヒーの生産方法は異なり、CV Bintang Harapan 社は蒸気方式、CV Tiga Putra Berlian 社は手動方式であると判断して、被告人に対して無罪判決を下した。 検察官は最高裁判所に上告。最高裁判所は以下のとおり判断した。 - CV Bintang Harapan 社の営業秘密に対する侵害の有無を判断する上で、パル地方裁判所が考慮しなかった法的事実及び証人が存在する。具体的には、被告人が旧従業員らに対して、CV Bintang Harapan 社での共同作業の経験に基づき、焙煎機や粉砕機を作るよう指示したことや、CV Bintang Harapan 社の生産書類を持ち出すよう指示したことが含まれる。 - 被告人は、従業員らに対して CV Bintang Harapan 社を退職し、被告人の会社に入社するよう説得し、その後、コーヒー事業を開始した。 - したがって、法律 2000 年第 30 号第 17 条に規定の営業秘密の侵害が認められる。 - 被告人には禁固刑及び罰金の適用が相当である。
--------	--

④Mr. Sultan に対する刑事事件

事件番号	112/Pid.Sus/2019/PN.Mnd
裁判所	マナド地方裁判所
判決年月日	2019 年 5 月 29 日
判決	無罪 <法律 2000 年第 30 号第 17 条>
経緯	- 被告人は PT Oto Multiartha 社のマナド支店にてオフィス・ボーイとして勤務していた。 - 被告人は、PT Oto Multiartha 社の顧客データを PT Oto Multiartha 社の競合他社に開示して、当該顧客が競合他社に引き継がれた場合に、成功手数料を受け取ることを合意した。手数料の金額は、競合他社が顧客に融資する総額の 2.5%～3%であった。 - 被告人は、PT Oto Multiartha 社の顧客担当者からデータを入手する方法及び PT Oto Multiartha 社のファイル管理室から自らデータを取得する方法の 2 つの方法で顧客データを入手した。 - 被告人は PT Oto Multiartha 社より刑事告訴された。
裁判所の認定	上記の経緯に基づきマナド地方裁判所は以下のとおり判断した。 - 被告人は、法律 2000 年第 30 号第 17 条 1 項に規定されている行為を行ったと評価できる。 - しかしながら、本件では、金銭的損害が一切発生していないこと、または損害が潜在的損害に過ぎない（実際の損害ではない）ことから、被告人が刑事制裁を受けるべきかについて慎重に検討

	すべきである。救済可能な財産分野の犯罪に対する刑事制裁の適用は限定的でなければならない。 – 被告人が PT Oto Multiartha 社によって解雇されたことは、被告人に対する十分な制裁とみなすことができる。 – したがって、犯罪行為は行われたものの、処罰の対象とはならないとして、無罪判決を下した。
--	---

⑤Mr. Danar Dono に対する刑事事件

事件番号	1567/Pid.B/2007
裁判所	北ジャカルタ地方裁判所
判決年月日	2007 年 10 月 29 日
判決	1 年の禁固 <法律 2000 年第 30 号第 17 条>
経緯	– 被告人は、PT Kota Minyak Automation 社の従業員であった。被告人は制御システムエンジニアリング・パッケージおよびバリュー・リペア部門に所属していた。被告人の主な職務は、PT Kota Minyak Automation 社の顧客に対する提案書を作成し、また、設計、エンジニアリング、プロジェクトの準備を行うことであった。 – PT Kota Minyak Automation 社の就業規則には、すべての従業員が会社の秘密を守ることが義務付けられている。 – PT Kota Minyak Automation 社は、PT Medco E&P Indonesia 社の煙突の調達のための入札に参加した。この入札には、PT Kota Minyak Automation 社の競合会社である PT Envico 社も参加した。 – PT Kota Minyak Automation 社の提案書の作成中、被告人は PT Envico 社から連絡を受けて、PT Kota Minyak Automation 社の提案書と同じ提案書を作成する代わりに 2 億ルピアの報酬支払の提案を受けた。また、PT Kota Minyak Automation 社の提案価格を上げるよう要求された。 – 被告人が上記の PT Envico 社の要請に従った結果、PT Envico 社がプロジェクトを落札し、請負業者に選定された。 – 被告人の行為が発覚し、PT Kota Minyak Automation 社は法律 2000 年 30 号第 17 条に基づき、刑事告訴を行った。
裁判所の認定	上記の経緯に基づき、北ジャカルタ地方裁判所は、被告人は営業秘密の秘密保持の合意に違反したと評価して、被告人に対する法律 2000 年第 30 号第 17 条 1 項の適用を認めた。 被告人に対する有罪判決は、ジャカルタ高等裁判所（4/PID/2008/PT DKI）及び最高裁判所（783 K/Pid.Sus/2008）でも支持され、確定した。

⑥Mr. Hartoko に対する刑事事件

事件番号	531/Pid.B/2012/PN.Jkt.Ut
------	--------------------------

裁判所	北ジャカルタ地方裁判所
判決年月日	2012 年 9 月 13 日
判決	5 ヲ月の禁固及び 1500 万ルピアの罰金 <法律 2000 年第 30 号第 17 条>
経緯	- PT Biggy Cemerlang 社は、プラスチック包装を製造する会社である。 - 被告人は、PT Biggy Cemerlang 社の元従業員で、マーケティング部門に勤務していたが、2009 年 10 月 30 日に同社を退職した。PT Biggy Cemerlang 社を退職するにあたり、被告人と PT Biggy Cemerlang 社は、被告人が PT Biggy Cemerlang 社と同様の事業を行う事業体のオーナー、株主、取締役、コミサリス、マネージャー、従業員、代表、代理店、ビジネスパートナー、コンサルタント、その他いかなる立場でも直接的または間接的に関与することを 2 年間禁じる競業避止条項を含む秘密保持契約書を締結していた。 - 2011 年 7 月 21 日に PT Bronson 社が PT Kentaplast 社の被告人に対して発行した納品指示書に基づき、PT Bronson 社のトラックが PT Biggy Cemerlang 社にプラスチックガラス製品の引き取りに来た。この取引により、PT Biggy Cemerlang 社は、被告人が PT Kentaplast 社と共に業務を行っていることを知った。 - 実際には、被告人は PT Kentaplast 社に勤務してはいたが、PT Kentaplast 社を顧客に対して紹介しており、そのため、PT Bronson 社から PT Kentaplast 社（被告人）に対して納品指示書が出されていた。 - PT Kentaplast 社は、2011 年 7 月 21 日以前にも、被告人の紹介により、PT Bronson 社に対して数回にわたりプラスチックガラス製品を供給していたことが判明している。 - 上記の状況を知った PT Biggy Cemerlang 社は、営業秘密侵害に基づき、被告人への刑事告訴を行った。PT Biggy Cemerlang 社は、被告人が PT Bronson 社を PT Kentaplast 社に紹介した行為は、被告人との間で締結した秘密保持契約違反であり、したがって、法律 2000 年第 30 号第 17 条に基づく犯罪であると主張した。
裁判所の認定	上記の経緯に基づき、本件は北ジャカルタ地方裁判所で審理された。北ジャカルタ地方裁判所は、被告人の上記の紹介行為は、秘密保持契約に規定されている 2 年間の競業避止期間中に行われたため、秘密保持契約に対する違反であるとみなし、法律 2000 年第 30 号第 17 条に基づく営業秘密の侵害があると判断した。

第2章 漏えい対策実践編

1. インドネシアにおける秘密情報管理の3ステップ

営業秘密を漏洩から守るために、営業秘密の保有者が取るべき対応策について、以下、3つのステップに分けて詳述する。具体的には、保護すべき情報及び重要度の選別（ステップ1）、現状の管理体制の分析及びあるべき管理体制のギャップの認識（ステップ2）、そして当該ギャップを埋めるための管理体制整備の実施である（ステップ3）。

1.1. 営業秘密とみなす情報の特定、重要度の選別

会社の保有している情報を全体的に非開示の対象としてしまうと、メリハリの付いた情報管理が困難となる。そこで、第1ステップとして、自社において秘密情報及び営業秘密とみなすべき情報を選別特定して、その重要度や位置付けを検討する必要がある。

その際に、本マニュアル第1章第1の営業秘密の定義及び保護の範囲、並びにBPHN最終報告書に掲載されている情報例が参考になる。なお、法律2000年第30号において、その情報が経済的価値を有する場合、すなわち、その情報が事業又は商業活動を行うために使用できる場合、若しくは、経済的利益（実際のものか潜在的なものかを問わず）を増大させることができる場合にのみ、営業秘密に対する保護が適用されることに留意が必要である。

1.2. 現在の営業秘密管理体制の確認

第1ステップの営業秘密の特定及び重要度の選別が完了後、営業秘密の現在の管理体制を確認する必要がある。

これに関連して、法律2000年第30号は、営業秘密の秘密性を維持するために、営業秘密の保有者による「適切且つ合理的な努力」を要求している。この要件を満たすために、営業秘密の保有者は、最低限、営業秘密の保管方法及び保管責任者について規定した一般的な慣習に基づく標準的な手順を社内規則に設けて実施する必要がある。

社内規則は、雇用契約上の根拠がなければならない¹⁸。また、営業秘密の保有者が就業規則又は労働協約を作成している場合には、就業規則又は労働協約に根拠が規定されていなければならない。

また、営業秘密が第三者にライセンスされる場合、そのライセンスが本マニュアル第1章第1.5に記載した法律2000年第30号の要件に合致していることを確認する必要がある。

現状の管理体制を確認するために、以下のようなセルフチェックシートを活用して、重要項目を確認することが考えられる。なお、各社の事業形態や保有情報等によってチェックすべき項目は変わりうる点は留意されたい。

セルフチェックシート		
秘密指定	☐	秘密保持の必要性のある保有情報をリスト化している
	☐	当該保有情報の区分を行ったうえで、特に秘密保持の必要性の高い情報や営業秘密として管理すべき情報を特定している
	☐	秘密の重要度に応じたアクセス権者を定めている
	補足コメント：秘密情報（営業秘密に限らず、会社として秘密にすべき情報）を特定することは、秘密管理体制の構築のために必須である。そのうえで、情報の類型・重要度を分類して、秘匿性の高い情報（営業秘密は秘匿性の高い情報に該当する）及びそれ以外の秘密情報に関して、当該情報にアクセスできる部署や役職について指定しなければならない。	
管理方針の策定	☐	現地の法令に基づいて作成された営業秘密管理規程または管理マニュアルが策定されている
	☐	各拠点において営業秘密管理責任者を選任している
	補足コメント：社内規程等の形態で文書化して、明確なルール作りを行うことが推奨される。社内規程については、日本の本社で同種の規程を策定している場合には当該規程を参照しつつ、インドネシア現地事業用にアレンジしていくことも考えられる。管理方針に基づき責任者（責任部署）の選定も必要となる。	
物理的管理（執務室）	☐	秘密情報を含む記録媒体に「controlled copy」等の秘密表示がされている
	☐	プリンターの利用者記録を確認することができる
	☐	秘密情報を、一般情報と分離して保管し、紙媒体等は施錠可能なキャビネットで保管されている
	☐	秘密情報の持出しの際の盗難防止策がとられている
	☐	秘密情報の複製を制限するルールが定められている
	補足コメント：オフィス等において秘密情報を物理的に保管している場合（紙媒体、記録媒体等）は、当該情報の管理を適切に行い、持ち出しや漏えいを防止する必要がある。営業秘密の管理は特に重要である。	

¹⁸ 雇用契約上、従業員は会社が決定した社内規則に従う旨の規定が必要である。就業規則・労働協約の場合も同様である。

物理的管理（生産現場等）	☐	外部の者が立ち入る際には部外者であると認識できるようバッジ等をつけている
	☐	工場内の情報が部外者に見えないようゲートや扉で適切に仕切られている
	☐	工場内では携帯電話を使用できる職員が限られている、または禁止されている
	☐	重要度の高い秘密情報を扱うエリアは、一部の社員のみに入りを認めている
	☐	立ち入り制限エリアを管理している（警備員の配置、入退室記録等）
	補足コメント：生産拠点を有する会社では、オフィスエリアと異なり、見学者等の部外者が工場に立ち入り見て回る可能性があるため、物理的な管理が重要である。	
技術的管理	☐	保有する電子データはサーバー上で管理している
	☐	秘密情報を管理する PC に対して外部からの侵入に対する防護策をとっている
	☐	従業員の PC にパスワードを設定している
	☐	チャットアプリの使用を制限している（とりわけ、秘密情報を含むファイルについて、チャットアプリでのやり取りを制限している）
	☐	私物の USB メモリ等記録媒体の利用を禁止・制限している
	☐	秘密の度合いに応じて管理者の特定、アクセス権者の限定をしている
	☐	複製使用後、情報が読み取れないような廃棄方法が徹底されている
	補足コメント：秘密情報及び営業秘密が電子データの形態で保管されることが増えており、従業員の PC・携帯端末等を通じた過失による情報漏洩の危険性も高まっている。電子ファイルについて、ファイル名に「厳秘」と付すなど、一見して、秘密情報と分かるようにする工夫が重要である。また、秘密情報を含むファイルについては、アクセス制限とパスワードの付与が基本的な対応となる。	
人的管理	☐	定期的に研修を行い営業秘密保護の重要性を周知喚起している
	☐	雇用契約で営業秘密保持を定めている
	☐	秘密保持誓約書を提出させている（秘密保持範囲と守秘期限を定めている）
	☐	守秘義務に違反した際の懲罰規定が明記されている
	☐	退職者に対して競業避止義務を定めている
	☐	競業避止義務を定めた退職者に対して、経済補償金を設定している
	☐	退職者による必要資料の返還がなされたかリストをもとに管理している
	補足コメント：就業規則、雇用契約及び／又は秘密保持誓約書に守秘義務条項を挿入することは必須である。また、秘密保持に関する教育・研修を徹底することも重要である。	
取引先管	☐	秘密保持契約を締結している

理	☐	秘密に該当する情報を明記している
		補足コメント：営業秘密の提示が想定される取引先との間では、秘密保持契約を締結することが必要である。
侵害に備えた証拠確保	☐	秘密度の高いエリアには監視カメラを設置している
	☐	メール送信記録、ウェブサイトの閲覧記録が確認できる
		補足コメント：漏えい経路の確認及び対策の実施のために、証拠の収集は重要である。ただし、プライバシー侵害には留意が必要である。
フォローアップ	☐	上記各項目について定期的に見直し、状況を把握している
		補足コメント：法令変更や実務の運用の変更に合わせて定期的にフォローアップを行い、情報を更新することが必要である。

1.3. 営業秘密管理体制の整備

調査の結果、本マニュアル作成時点において、インドネシアにおけるもっとも一般的な営業秘密の漏えいパターンは以下のとおりであると考えられる。

- ①旧従業員が競合会社に移り、旧会社の営業秘密を漏えいする。
- ②現従業員が会社の営業秘密を漏えいする。

したがって、営業秘密の管理において、従業員管理体制の構築が最も重要な項目の一つであると言える。

(1) 従業員管理体制の構築

会社の適切な運営には、従業員管理体制の構築が必須である。特に営業秘密保護の観点からは、従業員は会社の事業運営に直接関与しており、上述のとおり、営業秘密の侵害や漏洩は、従業員及び元従業員の違反又は不祥事に起因することが多いため、営業秘密の保護に有用な従業員管理体制を構築することが重要である。

従業員管理体制の構築にあたっては、インドネシアにおける雇用は、法令の規定に加え、雇用契約及び就業規則又は労働協約に依拠することになる点に留意が必要である。営業秘密に関する従業員管理体制の構築に関連して、前提知識として、インドネシアにおける労務に関連する契約書・規則の概要及び営業秘密との関係を以下の表に整理した。

表：インドネシアの労務に関連する契約書・規則

種類	概要	営業秘密の保護
----	----	---------

雇用契約	会社及び従業員の間で締結される雇用条件を定める契約であり、労働法（労働に関する法律 2003 年第 13 号、政令 2021 年第 35 号及び雇用創出に関する法律代行政令 2022 年第 2 号）に従い、期限の定めのない正社員の契約又は期限の定めのある契約社員の雇用契約がある。	雇用契約において、秘密保持条項及び競業禁止条項を規定することが考えられる。他方で、シンプルな雇用契約のひな形を使用している会社は、就業規則・労働協約において関係条項を追加することも可能である。
就業規則	労働者との雇用関係を規律するために制定される社内規則である。10 名以上の従業員がいる会社は、就業規則を作成する義務がある。実務上は、就業規則の内容に関して労働者代表の同意を取得したうえで、会社が労働局に提出して、労働局の承認を取得した後に効力が発生する。	就業規則において秘密保持条項を規定することが考えられる。
労働協約	労働者が組織する労働組合と会社との間で締結される集合的な契約である。労働組合が設立されている会社では労働協約が作成され、労働協約が作成されている場合は、就業規則の作成は不要である。労働組合及び会社の合意後に労働省への登録を行う必要がある。	労働協約において秘密保持条項を規定することが考えられる。
秘密保持契約	雇用契約とは別に、会社及び従業員の間で締結される秘密保持に関する契約である。雇用契約に秘密保持条項が含まれている場合は、別途、秘密保持契約が締結されないこともある。	雇用契約・就業規則・労働協約に秘密保持条項を規定する場合と比較して、より詳細な秘密保持義務の内容を規定することも可能である。
競業禁止契約	雇用契約とは別に、会社及び従業員の間で締結される競業禁止に関する契約である。雇用契約に競業禁止条項が含まれている場合は、別途、競業禁止契約が締結されないこともある。	雇用契約に競業禁止条項を規定する場合と比較して、より詳細な競業禁止義務の内容を規定することも可能である。
退職合意書	従業員が合意退職する場合に、会社との間で退職合意書が作成される場合がある。	退職後の秘密保持義務及び競業禁止義務を明記することが考えられる。
社内規則	社内規程、社内ポリシー及び社内規則類は、定款の内容に従い、会社が作成する社内のルールである。従業員側の同意及び労働局等の承認・登録は不要であるため、従業員に適用するためには、雇用契約・就業規則・労働協	営業秘密の取り扱いに関する社内のルールを整備する必要がある。

	約において社内規則に関する根拠条項が規定されていないなければならない。	
委 任 契 約 (役員)	会社役員は会社の機関であり、会社法に規定される。労働者ではないため原則として労働法・雇用契約・就業規則・労働協約の適用はない。役員と会社との間で、役員の諸待遇を合意するための委任契約が作成される場合がある。	委任契約において会社役員に対する秘密保持義務及び競業避止義務を規定することが考えられる。

日本においては、従業員との間で、入社時、プロジェクト参加時及び退職時に秘密保持契約を締結することが有効とされている。他方で、本マニュアル作成時点においてインドネシアの一般的な実務では、従業員との間では、雇用契約書の中に秘密保持条項や競業避止義務条項を含めることが多く、別途秘密保持契約を作成する運用は少数派であると理解している。

しかしながら、秘密保持契約及び競業避止契約を締結することが禁止されているわけではなく、最低限の対応として雇用契約・就業規則・労働協約の中に秘密保持条項や競業避止義務条項を含めると共に、日系企業における一般的な運用（グローバルスタンダード）であると説明したうえで、営業秘密の取り扱いに関与する可能性の高い従業員に関しては、別途秘密保持契約及び競業避止契約を作成することが推奨される。

また、会社の営業秘密の保護に有用な従業員管理体制を構築するためには、従業員の採用時から、従業員が会社を離れる段階（解雇、雇用契約の終了又は辞職）までの期間を通じた体制の整備が必要となる。

例として、採用手続においては、従業員に雇用主の機密情報を漏洩した経歴や傾向があるかどうかを特定できる体制（例えば、従業員の以前の雇用主から過去の勤務評価の情報を取得する手順など）を整えることが考えられる。また、入社時に営業秘密の保護に関連する会社のルールを説明し、雇用期間中は社内教育を定期的実施することが必要である。これらの説明及び教育は従業員の理解を深めるためにインドネシア語で実施されるべきである。従業員が退職する段階においては、従業員が退職後も秘密保持義務を負い、会社の指示に基づき退職前に全ての営業秘密が適切に会社に返却又は廃棄されることをルール上及び事実上確保しなければならない（例えば、退職前に適切な引継ぎ手順を有するなど）。

(2) 営業秘密の管理を担当する専門部署/責任者の設置

本マニュアル第1章第3.1に記載のとおり、営業秘密の保有者の「適切且つ合理的な

努力」の要件を満たすために、営業秘密の秘密を維持するための責任者が存在しなければならない。

この責任者は、会社が定めた社内規則に基づき、社内からの質問への対応を含む営業秘密に関する監督活動を行う。また、社内規則の運用に関わる文書管理も行う必要がある。例えば、営業秘密へのアクセスに関する承認が必要な場合、この責任者がその承認手続きに携わり、後に承認書類・データを保管することが多い。研修の実施も責任者の活動に含まれる場合がある。

インドネシアでの一般的実務では、営業秘密の秘密維持を監督・管理する権限及び義務は、会社の人事部又は法務部に委ねられることが多い。

(3) オフィスの管理

営業秘密保護体制の構築のためには、オフィスの管理も重要である。例として、他の従業員による書類の持ち出しを阻止するため、就業時間終了後は、（許可された残業を行う場合を除き）従業員がオフィスに残ることを制限する必要がある。また、従業員のコンピュータにパスワードをかけ、他の従業員のコンピュータを使用することを禁止する規則や、書類を保存する棚・部屋の施錠管理等も必要である。その他、本マニュアル第1章第3.1の表に列挙してあるような各種対策を講じることも重要である。

(4) 技術的な管理

インドネシアの従業員は日常的に WhatsApp や LINE などのコミュニケーションアプリを利用して業務を行うため、情報漏えいを阻止するために、従業員個人が保有する端末への情報移転の禁止やコミュニケーションアプリに関するルール作り（秘匿性の高い秘密情報についてはコミュニケーションアプリを通じて共有しない等）を整備する必要がある。その他、本マニュアル第2章第1.2のチェックリストに列挙されている各種対策を講じることが重要である。

(5) 生産現場の管理

会社の営業秘密に関する情報の多くは、生産拠点に保管されている可能性がある。したがって、営業秘密を保護するための生産現場の管理（施錠・入室制限・アクセス制限等）が重要である。本マニュアル第1章第6.2の①の裁判例では、ボイラー機の図面が作成されるエンジニアリングルームには、指紋認証付きのドアが1つある以外に

出入口はなく、その部屋で作業する従業員にのみアクセスが許され、部屋には 24 時間作動する CCTV が設置され、全ての作業成果物は別室にあるアクセスコードを使用するサーバーに保存され、アクセスコードは IT 部門の従業員にのみ付与され、図面の起草/作成を担当するスタッフのコンピュータにはローカルハードディスクは一切付与されず、フラッシュディスク、フロッピーディスク、CD-ROM の使用は制限され、データが会社内部及び外部のいずれにも流出しないよう体制が構築されていた。

これらの措置のうち、営業秘密の保管場所へのアクセスの制限、適切な監視・監督（CCTV の設置など）、成果物の保管に関する手続の制定及び成果物に関する PC の管理などは、普遍的な措置として、他社においても実施されるべきである。

日本においては、第三者との間で、工場見学等の受け入れ時に秘密保持契約を締結することが有効とされているが、インドネシアにおいては、入退室の管理、身元確認、見学時の付き添い及び携帯・カメラの利用禁止などにより対応されていることが多く、工場見学の際の秘密保持契約の締結は一般的な運用とはなっていない。

(6) ライセンシーの管理

営業秘密が第三者にライセンスされる場合、法律 2000 年第 30 号に基づくライセンスの要件を満たす必要がある。

- ① ライセンス契約については、インドネシア人が当事者となる場合、インドネシア語で作成されなければならない。また、一定期間のライセンス契約であることが必要であり、法律 2000 年第 30 号及び政令 2018 年第 36 号で禁止されている条項を含んではない。また、作成されたライセンス契約は知的財産総局に登録される必要がある。
- ② 営業秘密の機密性を守ることのできる営業秘密の保有者の専門職員・従業員をライセンシーに直接派遣するか又は配置することにより、使用权を付与しなければならない。

(7) 取引先の管理

取引先等の社外の者に対して営業秘密を開示する場合は、常に当該情報の受領者との間で秘密保持契約又は秘密保持条項を含んだ契約を締結するべきであり、これらの契約の締結までは相手方に営業秘密を開示してはならない。秘密保持義務を課さずに

第三者に開示した情報については、営業秘密の要件のうち秘匿性や秘密管理性が失われてしまう可能性がある。なお、取引先と締結する秘密保持契約例については、第 3 章「各種関連書類参考書式（フォーム）」を参照されたい。

また、取引先の管理体制のチェックシートを作成して、営業秘密を開示する際のリスク分析を行うべきである。取引先の管理体制のチェックシートは、業種ごとに異なりうるため、網羅的な書式は存在しないが、一例として、以下のような確認項目が考えられる。

- ① 取引先は、情報セキュリティに関するポリシーを有しているか否か。
- ② ビジネスパートナーから受領した情報が取引先によってどのように管理されるか。
- ③ 取引先は、情報セキュリティポリシーの適用状況を定期的に監督しているか否か。
- ④ 取引先の従業員は、取引先のビジネスパートナーから提供された機密情報を守秘する義務を負う契約を締結しているか否か。
- ⑤ 取引先の機密情報（取引先又はビジネスパートナーに属する情報）が違法に開示・使用された前例はあるか否か。

2. 関連契約書作成時の留意点

インドネシアの民法典では、以下の要件を満たせば、契約は有効に成立する。

- ①当事者間の合意（同意）があること。
- ②各当事者が契約を締結する法的能力を有していること（例えば、未成年でないこと、及び他人の監督下におかれていないこと。インドネシアでは 21 歳未満の者は、既婚の場合を除き、未成年と扱われる）。
- ③契約の対象が存在すること。
- ④正当な理由があること（例えば、契約締結が法令により禁止されていないこと及び良識（善良な規範）又は公序良俗に反しないこと）。

営業秘密保護のために締結される契約としてイメージされるものは、秘密保持契約及び競業避止契約である。

秘密保持契約及び競業避止契約を締結する際は、以下の点に注意が必要である。

- ①言語法令に基づき、インドネシア人の当事者が関与する契約は、(外国語に加えて)インドネシア語で作成されなければならない。当事者全員がインドネシアの個人又

は法人である場合、インドネシア語を優先言語として使用する必要がある。

- ②競業禁止義務に関して、インドネシア憲法で全ての人が適切な職を得る権利が認められているため、期間の定めのない競業禁止義務契約は無効であると考えられる。したがって、競業禁止義務の期間は、従業員が競合他社で働く場合のリスクを考慮し、合理的なものでなければならない。
- ③インドネシアの契約実務では、契約書の冒頭部分に契約締結の経緯を記載することが望ましい。正当な理由なく締結された契約であり無効であるとの主張を避ける目的がある。

- ④違約金条項の挿入は禁止されていないものの、紛争に発展した場合は、(違約金全額ではなく) 裁判所の裁量に基づき合理的な損害額の限度に限定される可能性がある。

なお、秘密保持に関する条項案については、第 3 章「各種関連書類参考書式 (フォーム)」を参考にされたい。

3. 漏えいへの対応

営業秘密の漏えいを特定することは、多くの場合は容易ではない。しかし、営業秘密の漏えいの存在を初期的に検証するために利用可能なポイントが 2 つある。ポイントは、①営業秘密保有者の製品と類似した製品を生産している競争相手がいるか、及び②営業秘密保有者の元従業員が競争相手に勤めているかである。

上記の検証により営業秘密の漏えいが疑われる場合、以下の初期的な対応が考えられる。

(1) 初期的な事実確認

入退室記録、コンピュータログ、その他の情報へのアクセス記録等による事実関係の確認を行う。

(2) 調査

関係者へのインタビュー、デジタルフォレンジックなど、より詳細な情報を得るための調査を行う。これらの活動は、営業秘密の漏えいに関する証拠を収集することを目的としている。

(3) 被害分析

営業秘密の保有会社及び保有会社に関係する第三者への被害状況の分析を行う。第三者との関係では、例えば、顧客に関する個人情報の漏洩の有無の分析などが考えられる。

(4) 救済手段の検討

本マニュアル第1章第5に記載のとおり、法律2000年第30号に基づき、営業秘密の侵害に対する救済には、民事上の請求と刑事上の請求の2種類がある。

民事上の訴えは、インドネシアの管轄地方裁判所に提起する必要がある（又は、当事者間で仲裁又は代替的紛争解決の合意を行っている場合は、合意した紛争解決手続に従う）。民事上の請求では、原告は、損害賠償請求及び法律2000年第30号第4条に言及されている全ての行為の停止を請求することが可能である。

刑事上の請求は、法律2000年第30号第17条に規定されている場合に可能となる。刑事手続は、営業秘密の保有者に補償又は賠償を認めるものではないが、民事上の請求と比較して、刑事上の請求がより頻繁に利用されているようである。刑事告訴は、事案によっては、民事上の和解交渉に向けた圧力の観点から有効と言えるだろう。

一般的に、営業秘密を侵害した者に対して、刑事訴訟における確定判決が出された後の方が、民事訴訟で勝訴することが容易となる。民事手続及び刑事手続が同時に進行している場合は、刑事訴訟における確定判決が出るまで民事訴訟が中断されるかどうかは、裁判官の判断に委ねられる。

なお、法律2000年第30号に法定されている手続以外にも、状況に応じて、秘密保持契約等の契約違反を理由とする民事上の請求及び従業員に対する懲戒処分も選択肢となる。営業秘密の漏えい時の救済手段に関しては、会社の毅然とした態度を示す必要性（営業秘密の侵害者に対して寛容な対応を取ったために、悪しき先例を作ってしまうということもインドネシアではあり得るので注意が必要である）、会社の営業秘密の保護、第三者による使用の阻止、及びコスト等を総合考慮して、事案ごとに適切な対応を選択する必要がある。

(5) 再発防止

上記①から④までの対応後は、あらためて原因を分析し、再発防止策を検討していくべきである。

第3章 各種関連書類参考書式（フォーム）

CONTOH DARI KLAUSUL KERAHASIAAN UMUM DALAM PERJANJIAN KERJA/ EXAMPLE OF GENERAL CONFIDENTIALITY CLAUSE IN EMPLOYMENT AGREEMENT（雇用契約の中の秘密保持条項例）

Semua data, informasi, dokumen yang disiapkan, dibuat, disusun, disimpan atau digunakan oleh Karyawan selama masa kerja Karyawan dengan Perusahaan termasuk setiap kekayaan intelektualnya merupakan milik Perusahaan dan data, informasi, dokumen-dokumen tersebut harus dikembalikan kepada Perusahaan setelah pemutusan hubungan kerja atau berakhirnya perjanjian kerja Karyawan dengan Perusahaan.

Karyawan wajib merahasiakan dari pihak ketiga manapun semua data, informasi, dokumen-dokumen, pengalaman, pengetahuan, dan keahlian baik yang bersifat teknis atau komersil yang diberikan kepada Karyawan atau pengetahuan yang didapatkan Karyawan sehubungan dengan pekerjaan Karyawan di Perusahaan, kecuali Perusahaan telah menyetujui pengungkapan tersebut.

Karyawan dilarang memiliki atau menyimpan dalam kepemilikannya setiap data, informasi, dokumen-dokumen atau salinannya dengan cara apapun, yang dimiliki oleh Karyawan dengan alasan pekerjaan Karyawan untuk Perusahaan, kecuali sejauh dan selama penyimpanan data, informasi, dokumen-dokumen atau salinannyatersebut dibutuhkan untuk pelaksanaan tugasnya untuk Perusahaan dan dengan persetujuan sebelumnya dari Perusahaan.

All data, information, documents prepared, made, compiled, held or used by the Employee during the Employee's employment with the Company including any intellectual property thereof shall be the property of the Employer and such data, information, documents must be returned to the Company upon termination or expiration of the Employee's employment with the Company.

The Employee must keep secret from any third parties all data, information, documents, experiences, know-how, and expertise whether technical or commercial made available to the Employee or coming to the Employee knowledge in connection with the Employee's employment with the Company, unless the Company has agreed on the disclosure thereof.

The Employee is prohibited from having or keeping in its private possession any data, information, documents or copies thereof in any manner whatsoever, which are in the Employee's possession by reason of the Employee's work for the Company, except in so far as and so long as such is required for the performance of its duties for the Company and with the prior approval from the Company.

**PERJANJIAN KERAHASIAAN/ PERJANJIAN NON KOMPETISI/
NON-DISCLOSURE/ NON-COMPETITION AGREEMENT**
(雇用契約とは別に秘密保持・協業避止契約を締結する場合の書式)

Perjanjian ini dibuat pada [tanggal]

This Agreement is made on [Date]

ANTARA:

BETWEEN:

- (1) [***], suatu perseroan terbatas yang didirikan dan berdiri berdasarkan hukum Indonesia, berkedudukan di [***] ("**Perusahaan**"),

- (1) [***], a limited liability company established and existing under the laws of Indonesia, having its domicile in [***] (the "**Company**"),

And

- Dan**
(2) [***], pemegang kartu identitas nomor [***], beralamat di [***] ("**Karyawan**").

- (2) [***], the holder of identity card number [***], having his address at [***] (the "**Employee**").

Perusahaan dan Karyawan selanjutnya secara bersama-sama disebut sebagai "**Para Pihak**" dan masing-masing disebut sebagai "**Pihak**".

The Company and the Employee shall hereinafter collectively be referred to as the "**Parties**," and individually a "**Party**."

Para pihak pertama-tama menjelaskan hal-hal sebagai berikut:

The Parties firstly explain the following:

1. Karyawan bekerja di Perusahaan berdasarkan perjanjian kerja tanggal [***] ("**Perjanjian Kerja**").
2. Para Pihak bermaksud untuk mau mengatur kesepahaman dan kesepakatan sehubungan dengan Informasi Rahasia yang dapat diperoleh Karyawan selama masa kerja Karyawan di Perusahaan

1. The Employee is working for the Company based on employment agreement dated [***] ("**Employment Agreement**").

2. The Parties wish to set out their understanding and agreement in relation to Confidential Information that Employee may obtain during the Employee's employment with Company.

DISEPAKATI:

IT IS AGREED:

1. "**Informasi Rahasia**" mencakup semua informasi yang dikumpulkan atau diperoleh selama masa kerja Karyawan di Perusahaan yang belum menjadi pengetahuan publik pada saat

1. "**Confidential Information**" includes all information gathered or acquired in the course of Employee's employment with Company which is not already in the public domain at the commencement of the

dimulainya Perjanjian Kerja baik pada saat ditetapkan dalam bentuk tulisan ataupun ungkapan penetapan lainnya, baik milik ataupun yang berkaitan dengan Perusahaan, pelanggannya atau rekan bisnisnya dan baik yang berkaitan dengan hal-hal berikut ataupun sebaliknya:

- a. hal-hal teknis termasuk rahasia dagang, proses atau perangkat, program computer, kode sumber (*source code*), kode objek (*object codes*), data pengetahuan, rumus, penemuan, metode, prosedur teks, prosedur control kualitas, hasil, rencana, diagram, skema, desain dan persyaratan, spesifikasi, fitur, dan karakteristik produk yang dipasok ataupun dikembangkan;
 - b. hal-hal yang berkaitan dengan usaha termasuk biaya, keuntungan, keuangan, kebijakan penetapan harga, harga penawaran, pasar, penjualan, pemasok, pelanggan dan kebiasaan pembeli atau hal-hal khusus lainnya, karyawan, rencana produk, rencana pemasaran, metode atau strategi; dan
 - c. informasi lain yang dianggap ataupun materi yang dikategorikan sebagai rahasia.
2. Karyawan dengan ini mengetahui bahwa karyawan akan mendapatkan akses kepada Informasi Rahasia selama masa kerja Karyawan di Perusahaan

Employment Agreement whether reduced to writing or other permanent expression, whether belonging or relating to Company, its customers or business associates and whether relating to any of the following or otherwise:

- a. technical matters including trade secret, processes or devices, computer programs, source codes, object codes, know-how data, formulas, inventions, methods, text procedures, quality control procedures, results, plans, diagrams, schematics, designs and requirements, specifications, features, functions and characteristics of products being supplied or developed;
- b. business matters including costs, profits, finances, pricing policies, prices offered, markets, sales, suppliers, customers and their buying habits or other particulars, employees, products plans, marketing plans, methods or strategies; and
- c. any other information disclosed or materials described as confidential.

The Employee hereby acknowledges that the Employee will gain access to Confidential Information in the course of the Employee's employment with the Company and undertakes and agrees with the Company that the Employee will:

dan menjamin serta berjanji kepada Perusahan bahwa karyawan akan:

- a. tidak memberikan atau mengungkapkan Informasi Rahasia kepada pihak manapun tanpa persetujuan tertulis sebelumnya dari Perusahaan;
- b. menggunakan Informasi Rahasia hanya untuk tujuan melakukan kewajiban pekerjaan Karyawan sesuai dengan arahan atau instruksi Perusahaan dan bukan karena alasan lain apapun;
- c. menjaga kerahasiaan dan keamanan Informasi Rahasia sampai kapanpun dan melakukan langkah-langkah yang patut dilakukan untuk menjaga keamanan yang memadai sehubungan dengan kerahasiaan Informasi Rahasia dan mencegah akses yang tidak sah dalam pengaksesan Informasi Rahasia;
- d. mematuhi arahan yang mungkin diberikan oleh Perusahaan tentang penyimpanan Informasi Rahasia dari waktu ke waktu;
- e. tidak membuat salinan atau pembuatan kembali atau membuat dalam bentuk tulisan atau bentuk lainnya atau menyimpan catatan apapun dari Informasi Rahasia apapun tanpa persetujuan tertulis sebelumnya dari Perusahaan;

- a. not reveal or disclose the Confidential Information to any party without the prior written consent of the Company;
- b. use the Confidential Information only for the purpose of carrying out the Employee's employment obligations in accordance with the directions or instructions of the Company and not for any other reason whatsoever;
- c. keep the Confidential Information confidential and secret at all times and take reasonable measures to maintain sufficient security with regard to the confidentiality thereof and so as to prevent unauthorized access thereto;
- d. comply with such directions as may be given by the Company on the storage of the Confidential Information from time to time;
- e. not make any copies or reproductions of or reduce into writing or other expression or keep any records of any of the Confidential Information without the prior written consent of the Company;
- f. at any time whether during or after the termination/expiration of the Employee's employment with the Company for any reasons whatsoever, forthwith

- f. pada waktu kapan pun baik selama atau setelah keputusan/berakhirnya masa bekerja Karyawan di Perusahaan karena alasan apapun, segera menyampaikan Informasi Rahasia kepada Perusahaan dengan cara atau bentuk apapun dan semua salinannya yang berada dalam kepemilikan atau kendali Karyawan; dan
 - g. tidak membuat pengumuman ataupun siaran pers atau memberikan wawancara pers atau menjawab pertanyaan pihak ketiga manapun atau memberikan informasi apapun kepada pihak ketiga manapun mengenai Perusahaan, praktik dan prosedur bisnis Perusahaan, dan juga pelanggan Perusahaan tanpa persetujuan tertulis sebelumnya dari Perusahaan.
3. Karyawan selanjutnya mengetahui bahwa Perusahaan dapat bertanggungjawab kepada pelanggannya ataupun pihak ketiga lainnya jika terjadi pelanggaran oleh Karyawan terhadap salah satu hal yang disebutkan diatas dan setuju untuk melepaskan Perusahaan dari tanggungjawab atas pelanggaran hal-hal tersebut.
 4. Mengingat pentingnya Informasi Rahasia, setelah meninggalkan pekerjaan di Perusahaan karena alasan apapun dan dalam jangka waktu [satu] tahun setelahnya, Karyawan dilarang secara langsung maupun tidak langsung:
 - a. memberikan layanan kepada organisasi atau perusahaan
 - b. deliver to the Company the Confidential Information in any manners or forms and all copies thereof that are in the Employee's possession or control; and
 - g. not make any announcement or press release or give any press interview or answer any third party enquiry or otherwise provide any information to any third party regarding the Company, its business practice and procedures and the customers of the Company without the Company's prior written consent.
 5. The Employee further acknowledges that the Company may be liable to its customers or other third parties in the event of any breach by the Employee of any of the aforesaid and agrees to keep the Company harmless from any such breach.
 6. Given the importance of the Confidential Information, upon leaving the employment with the Company for any reason and within a period of [one] year thereafter, the Employee shall not directly or indirectly:
 - a. render service to any organization or firm (either by employment or otherwise) which is in direct competition with the Company;
 - b. divert or seek to divert business from any of the

manapun (baik dengan perjanjian kerja ataupun hal lainnya) yang bersaing secara langsung dengan Perusahaan;

- b. mengalihkan atau berusaha mengalihkan bisnis dari salah satu pelanggan Perusahaan.

- 5. Semua kewajiban yang diatur di dalam perjanjian ini akan tetap berlaku setelah pengakhiran Perjanjian Kerja.

Company's customers.

5. All obligations set out in this Agreement shall survive the termination of the Employment Agreement.

CONTOH PERJANJIAN KERAHASIAAN DENGAN PIHAK KETIGA (PARTNER
BISNIS)/ EXAMPLE OF NON-DISCLOSURE AGREEMENT WITH THIRD PARTY
(BUSINESS PARTNER) (外部の第三者との間での秘密保持契約例)

Perjanjian ini dibuat pada [tanggal]

This Agreement is made on [Date]

ANTARA:

BETWEEN:

- (1) [AAA], suatu perseroan terbatas yang didirikan dan berdiri berdasarkan hukum Indonesia, berkedudukan di [***],

- (1) [AAA], a limited liability company established and existing under the laws of Indonesia, having its domicile in [***],

Dan

And

- (2) [BBB], suatu perseroan terbatas yang didirikan dan berdiri berdasarkan hukum Indonesia, berkedudukan di [***].

- (2) [BBB], a limited liability company established and existing under the laws of Indonesia, having its domicile in.

AAA dan BBB selanjutnya secara bersama-sama disebut sebagai “**Para Pihak**” dan masing-masing sebagai “**Pihak**”

AAA and BBB shall hereinafter collectively be referred to as the “**Parties**,” and individually a “**Party**.”

Para Pihak pertama-tama menjelaskan sebagai berikut:

The Parties firstly explain the following:

1. AAA bermaksud untuk bekerjasama dengan BBB untuk [***] (“**Pekerjaan**”);
2. Untuk pelaksanaan Pekerjaan tersebut, AAA akan mengungkapkan Informasi Rahasia (sebagaimana didefinisikan di bawah) kepada BBB.
3. Para Pihak bermaksud untuk mengatur pemahaman dan kesepakatan mereka tentang bagaimana perlakuan terhadap Informasi Rahasia.

1. AAA wishes to engage BBB to [***] (the “**Work**”);
2. For the performance of the Work, AAA will disclose Confidential Information (as defined below) to BBB.
3. The Parties wish to set out their understanding and agreement on how the Confidential Information must be treated.

Berdasarkan hal-hal di atas, Para Pihak menyetujui sebagai berikut:

Based on the above, the Parties agree as follows:

1. **Definisi**

1. **Definitions**

- 1.1. “**Informasi Rahasia**” berarti:

- 1.1. “**Confidential Information**” means:

- a. setiap dan semua informasi

- a. any and all confidential and

rahasia dan yang merupakan hak milik, serta hak kekayaan intelektual yang terkandung di dalamnya (termasuk paten, hak cipta, rahasia dagang, dan hak kekayaan intelektual lainnya; hal yang sama berlaku selanjutnya), yang diungkapkan, baik secara tertulis maupun lisan, oleh salah satu Pihak (**“Pihak yang Mengungkapkan”**) kepada pihak lain (**“Pihak yang Menerima Pengungkapan”**), yang mencakup, tanpa batasan, data penelitian, informasi keuangan, rencana dan prakiraan bisnis, rencana penjualan dan pemasaran dan informasi, serta daftar pelanggan, yang berkaitan dengan Pihak yang Mengungkapkan, Afiliasi manapun (sebagaimana didefinisikan di bawah) dari Pihak yang Mengungkapkan, dan/ atau Pekerjaan (**“Informasi Rahasia Utama”**), dan semua analisis, kompilasi, studi dan catatan serta dokumen lain yang disiapkan oleh Pihak yang Menerima Pengungkapan dan/atau Perwakilannya (sebagaimana didefinisikan di bawah) yang berisi ataupun mencerminkan informasi tersebut atau tinjauan atau analisis Pihak yang Menerima Pengungkapan atas informasi tersebut (**“Informasi Rahasia Sekunder”**); dan

- b. pendapat apapun dari Pihak yang Mengungkapkan atau Perwakilannya tentang ataupun mengenai Informasi Rahasia sebagaimana dimaksud di dalam poin **a.** di atas dan adanya negosiasi, diskusi, konsultasi, atau kesepakatan bisnis yang sedang berlangsung antara Para Pihak.

proprietary information, as well as the intellectual property rights therein (including patent, copyright, trade secret and other intellectual property rights; the same applies hereinafter), disclosed, whether in writing or orally, by one Party (the **“Disclosing Party”**) to the other Party (the **“Receiving Party”**), which includes, without limitation, research data, financial information, business plans and forecasts, sales and marketing plans and information, and customer lists, relating to the Disclosing Party, any Affiliate (as defined below) of the Disclosing Party, and/or the Work (**“Primary Confidential Information”**), and all analyses, compilations, studies and other records and documents prepared by the Receiving Party and/or its Representatives (as defined below) which contain or otherwise reflect such information or the Receiving Party’s review or analysis of such information (**“Secondary Confidential Information”**); and

- b. any opinion of the Disclosing Party or any of its Representatives on or regarding the Confidential Information referred to in **a.** above and the existence of any business negotiations, discussions, consultations, or agreements in progress between the Parties.

“Affiliate” means **any** company, corporation, or other entity, which

2. **“Afiliasi”** berarti setiap perusahaan, perseroan, atau entitas lain, yang mengendalikan, dikendalikan oleh, atau berada di bawah kendali yang sama dengan salah satu pihak pada tanggal Perjanjian ini dan akan dianggap sebagai Afiliasi hanya selama kepemilikan atau kendali, secara langsung atau tidak langsung, memenuhi persyaratan yang ditetapkan di sini. Untuk tujuan definisi ini, **“kendali”** berarti kepemilikan atau kendali, secara langsung atau tidak langsung, lebih dari lima puluh persen (50%) saham yang memiliki hak suara, atau hak setara lainnya dari entitas subjek yang berhak untuk mengeluarkan hak suara.

3. **Kewajiban Para Pihak.** Kecuali sejauh Pihak yang Menerima Pengungkapan dapat secara tegas diberikan wewenang oleh Pihak yang Mengungkapkan secara tertulis untuk melakukannya, Pihak yang Menerima Pengungkapan setuju bahwa Pihak yang Menerima Pengungkapan tidak akan menggunakan, menyebarluaskan, atau dengan cara apapun mengungkapkan Informasi Rahasia Pihak yang Mengungkapkan kepada orang atau entitas manapun, kecuali:

- (i) kepada direktur, pejabat, karyawan, atau Afiliasinya dan penasihat, penjamin, penyedia layanan, auditor Pihak yang Menerima Pengungkapan (secara bersama-sama disebut sebagai **“Perwakilan”**) yang perlu mengetahui Informasi Rahasia tersebut dan yang sebelumnya telah setuju (baik sebagai syarat kerja atau untuk mendapatkan Informasi Rahasia) yang terikat oleh syarat dan ketentuan Perjanjian ini, kecuali Perwakilan itu memiliki kewajiban untuk menjaga

controls, is controlled by, or is under common control with a party as of the date hereof and shall be considered as an Affiliate only as long as the ownership or control, directly or indirectly, meets the conditions set forth herein. For the purposes of this definition, **“control”** means ownership or control, directly or indirectly, of more than fifty percent (50%) of the shares having voting rights, or other equivalent rights of the subject entity entitled to vote.

3. **Obligations of the Parties.** Except insofar as the Receiving Party may be expressly authorized by the Disclosing Party in writing to do so, the Receiving Party agrees that it will not make use of, disseminate, or in any way disclose the Disclosing Party’s Confidential Information to any person or entity, except:

- (i) to the Receiving Party’s directors, officers, employees, or those of its Affiliates and advisors, insurers, service providers, auditors (collectively, the **“Representatives”**) who need to know such Confidential Information and who have previously agreed (either as a condition of employment or in order to obtain the Confidential Information) to be bound by the terms and conditions of this Agreement unless such Representatives have the obligation to keep confidentiality under laws or regulations; and

kerahasiaan berdasarkan
peraturan perundang-
undnagan; dan

- (ii) semata-mata berhubungan dengan Pekerjaan, Pihak yang Menerima Pengungkapan harus memperlakukan semua Informasi Rahasia dari Pihak yang Mengungkapkan secara hati-hati layaknya Informasi Rahasiannya miliknya sendiri, mengambil langkah-langkah dan tindakan pencegahan untuk melindungi Informasi Rahasia dari pengungkapan yang tidak sah yang melanggar Perjanjian ini, dan memberi tahu Pihak yang Mengungkapkan secara tertulis segera setelah mengetahui terjadinya pengungkapan Informasi Rahasia yang tidak sah atau pelanggaran lain terhadap Perjanjian ini. Terlepas dari ketentuan lain dari Perjanjian ini, Pihak yang Menerima Pengungkapan bertanggungjawab atas pelanggaran apa pun dari ketentuan yang diatur di dalam Perjanjian ini yang dilakukan oleh Perwakilannya mana pun.

4. Penyalinan dan Pembuatan Kembali Materi-Materi.

Pihak yang Menerima Pengungkapan dilarang menyalin atau membuat kembali dengan cara apapun (termasuk, tanpa batasan, menyimpan di Komputer atau sistem elektronik apapun) informasi atau dokumen apapun yang berisi Informasi Rahasia Utama tanpa persetujuan tertulis sebelumnya dari Pihak yang Mengungkapkan, selain yang berhubungan dengan tujuan Pekerjaan.

5. Pengecualian

- 5.1. Kewajiban Para Pihak yang ditetapkan pada Perjanjian ini

- (ii) solely in connection with the Work. The Receiving Party shall treat all Confidential Information of the Disclosing Party with the same degree of care as it accords to its own Confidential Information, take steps and precautions to protect the Confidential Information against unauthorized disclosure in violation of this Agreement, and notify the Disclosing Party in writing immediately upon it becoming aware of the occurrence of any unauthorized release of the Confidential Information or other breach of this Agreement. Notwithstanding any other provision of this Agreement, the Receiving Party shall be responsible and liable for any breach of the provisions herein by any of its Representatives.

4. Copy and Reproduction of Materials.

The Receiving Party shall not copy or reproduce in any way (including, without limitation, store in any computer or electronic system) any information or documents containing Primary Confidential Information without the Disclosing Party's prior written consent, other than in connection with the purpose of the Work.

5. Exceptions

- 5.1. The obligations of the Parties set forth herein shall not apply to

tidak berlaku untuk informasi yang:

- (i) Sudah menjadi pengetahuan publik, atau telah menjadi pengetahuan publik setelah, waktu pengungkapan oleh Pihak yang Mengungkapkan kepada Pihak yang Menerima Pengungkapan bukan disebabkan oleh kesalahan Pihak yang Menerima Pengungkapan;
- (ii) telah pada kekuasaan Pihak yang Menerima Pengungkapan secara sah, bebas dari kewajiban kerahasiaan apapun pada atau sebelum tanggal Perjanjian ini;
- (iii) dikembangkan secara independen oleh atau atas nama Pihak yang Menerima Pengungkapan; atau
- (iv) selanjutnya secara sah dan dengan itikad baik diperoleh Pihak yang Menerima Pengungkapan dari pihak ketiga yang independen tanpa kewajiban kerahasiaan atau tanpa penggunaan.

5.2. Pihak yang Menerima Pengungkapan juga dapat mengungkapkan Informasi Rahasia Pihak yang Mengungkapkan seminimal mungkin sebagai tanggapan atas perintah yang sah oleh pengadilan atau badan pemerintah lainnya dari

any information that:

- (i) was in the public domain at, or has come into, the public domain after, the time it was disclosed by the Disclosing Party to the Receiving Party through no fault of the Receiving Party;
- (ii) was rightfully in the Receiving Party's possession free of any obligation of confidentiality at or prior to the date of this Agreement;
- (iii) independently developed by or on behalf of the Receiving Party; or
- (iv) was subsequently lawfully and in good faith obtained by the Receiving Party from an independent third party without confidentiality or non-use obligations.

5.2. The Receiving Party may also disclose the Disclosing Party's Confidential Information to a minimum extent in response to a valid order by a court or other government body of competent jurisdiction, by the rules of any applicable securities exchange or otherwise as required by laws or regulations. Prior to any disclosure pursuant to this

yurisdiksi lainnya untuk yurisdiksi yang kompeten, oleh aturan bursa efek yang berlaku atau sebagaimana diwajibkan oleh undang-undang atau peraturan. Sebelum pengungkapan apapun sesuai dengan **Klausul 4.2**, Pihak yang Menerima Pengungkapan setuju, sejauh dapat dipraktikkan dan diizinkan oleh peraturan perundang-undangan, untuk memberi pemberitahuan kepada Pihak yang Mengungkapkan dengan rincian yang wajar tentang keadaan penggunaan atau pengungkapan yang diusulkan dan informasi yang relevan untuk digunakan atau diungkapkan.

6. Pengembalian dan Penghancuran Materi.

Pihak yang Menerima Pengungkapan harus segera (i) atas permintaan oleh Pihak yang Mengungkapkan atau (ii) atas permintaan oleh Pihak yang Mengungkapkan dalam hal Pekerjaan tidak dilanjutkan atau Pekerjaan telah selesai atau diakhiri, mengirimkan kepada Pihak yang Mengungkapkan semua materi yang berisi Informasi Rahasia, termasuk namun tidak terbatas pada salinannya, jika ada (misalnya, semua analisis, kompilasi, studi dan catatan serta dokumen lain yang berisi Informasi Rahasia yang disiapkan oleh Pihak yang Menerima Pengungkapan dan/atau Perwakilannya), dengan ketentuan bahwa Pihak yang Menerima Pengungkapan dapat, sehubungan dengan materi yang mengandung Informasi Rahasia Sekunder, atas instruksi tertulis dari Pihak yang Mengungkapkan memilih menghancurkan materi tersebut. Terlepas dari hal di atas, Pihak yang Menerima Pengungkapan dapat mempertahankan, tunduk pada

Clause 4.2, the Receiving Party agrees, to the extent practicable and permissible by law and regulation, to give notice to the Disclosing Party with reasonable details of the circumstances of the proposed use or disclosure and of the relevant information to be used or disclosed.

6. Return and Destruction of Materials.

The Receiving Party shall immediately (i) upon request by the Disclosing Party or (ii) upon demand by the Disclosing Party in the event that the Work does not proceed or the Work has been completed or terminated, deliver to the Disclosing Party all material containing Confidential Information, including but not limited to copies thereof, if any (for example, all analyses, compilations, studies, and other records and documents containing Confidential Information prepared by the Receiving Party and/or its Representatives), provided that the Receiving Party may, in respect of material containing Secondary Confidential Information, at the written instructions of the Disclosing Party opt instead to destroy such material. Notwithstanding the foregoing, the Receiving Party may retain, subject to this Agreement, any Confidential Information to the extent reasonably necessary to comply with a law or regulation or with its internal policies on corporate governance, risk management, taxation or audit.

Perjanjian ini, setiap Informasi Rahasia apapun sejauh yang diperlukan secara wajar untuk mematuhi peraturan perundang-undangan atau dengan kebijakan internalnya tentang tata kelola perusahaan, manajemen resiko, perpajakan atau audit.

7. **Tidak Ada Pemberian Hak.** Pihak yang Mengungkapkan memiliki semua hak dalam Informasi Rahasia dan tidak ada hak atau kewajiban selain yang secara tegas terkandung dalam Perjanjian ini yang diberikan atau tersirat dari Perjanjian ini. Tidak ada hak dengan lisensi atau lainnya yang diberikan, secara tersurat maupun implisit, untuk setiap penemuan atau peningkatan yang dibuat, dikandung atau diperoleh sebelum atau setelah tanggal perjanjian ini terkait dengan Informasi Rahasia. Pihak yang Mengungkap menjamin kepada Pihak yang Menerima Pengungkapan dan Pihak yang Menerima Pengungkapan mengakui bahwa Informasi Rahasia dan semua hak kekayaan intelektual dalam Informasi Tahasia, jika ada, adalah, dan akan tetap, menjadi milik eksklusif Pihak yang Mengungkapkan atau Afiliasinya.
8. **Tidak Ada Pernyataan atau Jaminan.** Pihak yang Menerima Pengungkapan mengakui bahwa Pihak yang Mengungkapkan tidak membuat pernyataan atau jaminan mengenai keakuratan atau kelengkapan Informasi Rahasia, baik tersurat maupun tersirat (termasuk tingkatan informasi) dan Pihak yang Mengungkapkan, Afiliasinya, atau perwakilan masing-masing tidak memiliki kewajiban apapun kepada Pihak yang Menerima Pengungkapan atau orang lain sehubungan dengan penggunaan atau ketergantungan pada Informasi Rahasia tersebut atau kesalahan apa pun di dalamnya ataupun kelalaian yang ada.

7.

8.

9.

No Rights Granted. The Disclosing Party reserves all rights in the Confidential Information and no rights or obligations other than those expressly contained in this Agreement are granted or to be implied from this Agreement. No rights by license or otherwise is granted, expressly or implicitly, for any invention, discovery or improvement made, conceived or acquired prior to or after the date of this Agreement relating to the Confidential Information. The Disclosing Party warrants to the Receiving Party and the Receiving Party acknowledges that the Confidential Information and all intellectual property rights in the Confidential Information, if any, are, and will remain, the exclusive property of the Disclosing Party or its Affiliates.

No Representation or Warranty. The Receiving Party acknowledges that the Disclosing Party makes no representation or warranty as to the accuracy or completeness of the Confidential Information, whether express or implied (including the currency of the information) and none of the Disclosing Party, its Affiliates, or their respective Representatives shall have any liability to the Receiving Party or any other person in connection with the use of or reliance upon such Confidential Information, or for any errors therein or omissions therefrom.

Effective Term and Continuing Obligation. This Agreement shall be effective from the date of this Agreement until [DD/MM/YY], provided, however, that the term of this Agreement shall be automatically

9. **Jangka Waktu Efektif dan Kewajiban Berkelanjutan.** Perjanjian ini berlaku sejak tanggal perjanjian ini hingga [DD/MM/YY), dengan ketentuan, bagaimanapun, bahwa jangka waktu perjanjian ini akan diperpanjang secara otomatis untuk jangka waktu berturut-turut masing-masing satu tahun kecuali salah satu Pihak menyatakan niatnya untuk tidak memperbarui kepada pihak lain secara tertulis selambat-lambatnya satu bulan sebelum tanggal berakhirnya Perjanjian asli atau diperpanjang dari Perjanjian ini. Terlepas dari hal tersebut di atas, **Klausul 2, Klausul 3, dan Klausul 4** akan terus berlanjut dan tetap berlaku penuh selama tiga (3) tahun sejak berakhirnya atau pengakhiran Perjanjian ini.

10. **Perjanjian Terpisah.** Perjanjian ini dan pengungkapan Informasi Rahasia berdasarkan Perjanjian ini tidak akan menjadi atau menyiratkan janji, niat, atau kewajiban apa pun dari Pihak yang Mengungkapkan untuk menerima tawaran atau proposal apa pun yang mungkin dibuat oleh Pihak yang Menerima Pengungkapan atau atas namanya, selama negosiasi sehubungan dengan Pekerjaan. Jika Para Pihak kemudian menandatangani komitmen yang mengikat terkait dengan Pekerjaan, komitmen tersebut harus secara eksplisit dinyatakan dalam perjanjian tertulis terpisah yang dilaksanakan oleh Para Pihak. Para Pihak menegaskan bahwa setiap diskusi, korespondensi, dan kegiatan lain di bawah ini tidak ditafsirkan sebagai pembentukan kontrak yang berkaitan dengan substansi Pekerjaan tanpa pelaksanaan perjanjian tertulis terpisah tersebut.

11. **Putusan Pengadilan.** Pihak yang Menerima Pengungkapan mengakui dan menyetujui bahwa pelanggaran oleh Pihak yang Menerima Pengungkapan atau salah satu Perwakilannya atas janji atau

renewed for successive periods of one year each unless either Party expresses its intention not to renew to the other Party in writing no later than one month prior to the expiration date of the original or any extended term of this Agreement. Notwithstanding the foregoing, the **Clause 2, Clause 3 and Clause 4** shall continue and remain in full force for three (3) years from the expiration or termination of this Agreement.

10. **Separate Agreement.** This Agreement and the disclosure of Confidential Information hereunder shall not constitute or imply any promise, intention or obligation of the Disclosing Party to accept any offer or proposal which may be made by the Receiving Party or on its behalf, in the course of negotiations in connection with the Work. If the Parties subsequently enter into binding commitments relating to the Work, such commitments shall be explicitly stated in a separate written agreement executed by the Parties. The Parties affirm that any discussions, correspondence and other activities hereunder shall not be construed as forming a contract relating to the substance of the Work without execution of such separate written agreement.

11. **Injunctive Relief.** The Receiving Party acknowledges and agrees that a breach by the Receiving Party or any of its Representatives of the promises or obligations hereunder may result in irreparable and continuing damage to the Disclosing Party for which there may be no adequate remedy at law, and the Disclosing Party shall be entitled to seek injunctive relief and/or specific

kewajiban yang diatur di dalam Perjanjian ini dapat mengakibatkan kerugian yang tidak dapat diperbaiki dan berkelanjutan kepada Pihak yang Mengungkapkan yang mungkin tidak ada pemulihan yang memadai secara hukum, dan Pihak yang Mengungkapkan berhak untuk meminta ganti rugi dan/atau kinerja tertentu selain kerusakan, dan bantuan lain yang mungkin tepat dan diizinkan berdasarkan hukum.

12. Pengesampingan dan Modifikasi.

Tidak ada kegagalan untuk melaksanakan atau menunda dalam melaksanakan hak, kekuasaan, atau pemulihan apa pun oleh suatu Pihak yang beroperasi sebagai pengesampingan hak tersebut. Pelaksanaan tunggal atau sebagian hak, kekuasaan, atau ganti kerugian apa pun tidak menghalangi pelaksanaan lain atau lebih lanjut dari itu atau hak, kekuasaan, atau ganti kerugian lainnya. Pengesampingan tidak sah atau mengikat Pihak yang memberikan pengesampingan itu kecuali dibuat secara tertulis. Tidak ada amandemen atau variasi dari Perjanjian ini yang sah atau mengikat suatu Pihak kecuali dibuat secara tertulis dan dilaksanakan oleh pejabat yang berwenang dari Para Pihak.

13. Tidak dapat dilaksanakan. Ketentuan apa pun dari Perjanjian ini yang dilarang atau tidak dapat dilaksanakan di yurisdiksi mana pun tidak efektif untuk yurisdiksi tersebut hanya sejauh larangan atau ketidakberlakuannya. Ketidakefektifan ketentuan yang dilarang atau tidak dapat dilaksanakan tersebut, sebagaimana kasusnya, tidak akan membatalkan ketentuan lainnya dari Perjanjian ini atau memengaruhi validitas atau keberlakuan ketentuan tersebut di yurisdiksi lain mana pun.

14. Keseluruhan Perjanjian. Perjanjian ini berisi seluruh perjanjian antara Para Pihak sehubungan dengan pokok

performance in addition to damages, and any other relief as may be proper and allowed under law.

12. Waiver and Modification. No failure to exercise or delay in exercising any right, power or remedy by a Party operates as a waiver of such right. A single or partial exercise of any right, power or remedy does not preclude any other or further exercise of that or any other right, power or remedy. A waiver is not valid or binding on the Party granting that waiver unless made in writing. No amendment or variation of this Agreement is valid or binding on a Party unless made in writing executed by authorized officials of the Parties.

13. Unenforceability. Any provision of this Agreement that is prohibited or unenforceable in any jurisdiction is ineffective as to that jurisdiction only to the extent of the prohibition or unenforceability. Such ineffectiveness of the prohibited or unenforceable provision, as the case may be, shall neither invalidate the remaining provisions of this Agreement nor affect the validity or enforceability of that provision in any other jurisdiction.

14. Entire Agreement. This Agreement contains the entire agreement between the Parties with respect to its subject matter and supersedes all prior agreements and understandings, either orally or written, express or implied, between the Parties in connection

bahasannya dan menggantikan semua perjanjian dan pemahaman sebelumnya, baik secara lisan atau tertulis, tersurat maupun tersirat, antara Para Pihak sehubungan dengan hal tersebut.

15. Hukum yang Mengatur dan Penyelesaian Sengketa.

Perjanjian ini akan ditafsirkan dan diatur dalam segala hal oleh hukum Indonesia. Setiap perselisihan yang timbul dari atau sehubungan dengan Perjanjian ini, termasuk pertanyaan apa pun mengenai keberadaan, validitas, atau penghentiannya, akan dirujuk dan akhirnya diselesaikan melalui [pengadilan distrik [***]] **ATAU** [arbitrase di [***]] sesuai dengan Aturan Arbitrase [***] yang untuk saat ini berlaku, aturan mana yang dianggap dimasukkan dengan referensi dalam klausul ini. Majelis terdiri dari 1 (satu) orang arbiter.

16. Bahasa. Perjanjian ini ditandatangani dalam bahasa Inggris dan bahasa Indonesia. Jika terdapat perbedaan antara versi bahasa Inggris dan versi bahasa Indonesia dari perjanjian ini, versi bahasa Indonesia yang akan berlaku.

17. Salinan. Perjanjian ini dapat ditandatangani dalam beberapa salinan. Semua salinan merupakan satu instrumen. Dokumen yang dieksekusi, dipindai, dan ditransmisikan secara elektronik dan tanda tangan elektronik akan dianggap sebagai tanda tangan asli untuk tujuan Perjanjian ini dan semua hal yang terkait dengannya, dengan tanda tangan pindaian dan elektronik tersebut memiliki efek hukum yang sama dengan tanda tangan asli.

therewith.

15. Governing Law and Dispute Resolution.

This Agreement shall be construed and governed in all respects by the laws of Indonesia. Any dispute arising out of or in connection with this Agreement, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved through [the district court of [***]] **OR** [arbitration in [***]] in accordance with the Arbitration Rules of the [***] for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause. The tribunal shall consist of one (1) arbitrator.

16. Language. This Agreement is executed in English and Indonesian languages. In the event of any conflict between the English language version and the Indonesian language version of this Agreement, the Indonesian version will prevail.

17. Counterparts. This Agreement may be executed in any number of counterparts. All counterparts will constitute one instrument. Documents executed, scanned and transmitted electronically and electronic signatures shall be deemed original signatures for purposes of this Agreement and all matters related thereto, with such scanned and electronic signatures having the same legal effect as original signatures.

Klausul Non Kompetisi dan Kerahasiaan/Non-Compete and Confidentiality Clause

(退職合意書の中の秘密保持・協業禁止条項例)

"Karyawan tidak akan mengungkapkan kepada pihak ketiga informasi apapun mengenai Perusahaan. Selanjutnya, sejak Tanggal Efektif pemutusan hubungan kerja hingga [satu] tahun setelahnya, Karyawan tidak akan, secara langsung atau tidak langsung, (a) memberikan layanan kepada organisasi atau perusahaan mana pun (baik dengan perjanjian kerja atau lainnya) yang bersaing secara langsung dengan Perusahaan, dan (b) mengalihkan atau berusaha mengalihkan bisnis dari salah satu pelanggan Perusahaan."

"The Employee will not disclose to any third parties any information regarding the Company. Further, from the effective Date of employment termination until [one] year thereafter, the Employee will not, directly or indirectly, (a) render service to any organization or firm (either by employment or otherwise) which is in direct competition with the Company, and (b) divert or seek to divert business from any of the Company's customers."

経済産業省委託事業

インドネシアにおける営業秘密管理マニュアル

2023 年 3 月

禁無断転載

[調査受託]

TMI Associates (Singapore) LLP

独立行政法人 日本貿易振興機構

ジャカルタ事務所

本報告書は、2022 年度に日本貿易振興機構ジャカルタ事務所が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

インドにおける営業秘密管理 マニュアル

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所

目次

第 1 章 インドの法制度	4
1. インドにおける営業秘密の定義 営業秘密の定義、営業秘密の認定要件等（WTO・TRIPS 協定及び不正競争防止法等日本法とインド法との違い）	4
(1) インドにおける営業秘密の定義	4
(2) 営業秘密等の認定要件(1) インドにおける営業秘密の定義	7
(3) 営業秘密とは見なされない情報	8
(4) インド法と WTO・TRIPS 協定との比較	8
(5) インドには営業秘密法は存在しないが、WTO・TRIPS 協定に準じている ...	8
(6) インド法と日本法との比較	10
2. インドにおける営業秘密侵害の定義	10
3. インドにおける営業秘密侵害種別の例	15
(1) インドにおける営業秘密侵害の例と侵害に関する新規、または具体的種別	15
4. インドにおける営業秘密保護制度	19
5. 営業秘密侵害に対する法的手続	19
(1) 電磁的ルートを通じた侵害等に対する民事上及び刑事上の救済	20
(2) 営業秘密の保有者が求めることのできる民事上の救済	20
(3) 契約法における営業秘密の保護	21
(4) 契約が存在しない場合の機密情報の漏洩	22
(5) 機密保持、秘密保持契約違反	23
(6) 著作権侵害	23
(7) 2000 年情報技術法（IT 法）	23
(8) 訴訟の提起先	23
(9) 訴状における営業秘密の記載法	23
(10) 営業秘密の不正利用に関する民事訴訟における暫定的又は 終局的な差止命令	25

(11)雇用主と従業員の関係	25
(12)営業秘密の侵害に対する損害賠償	25
(13)刑事上の救済	25
(14)訴訟手続の営業秘密の保持	26
(15)その他の紛争解決手続	27
5. 近年の訴訟動向	28
(1) 営業秘密の定義に関する判例	28
(2) 雇用主と従業員との間の営業秘密に関する判例	29
(3) ベンダーと購買企業との間など、 企業間の契約を通じて共有される営業秘密に関する判例	30
(4) 契約上の合意が存在しない場合の営業秘密の保護	31
(5) 第三者により情報が盗まれた場合の営業秘密の保護	32
(6) 上述の営業秘密関連訴訟における近年の判例	37
第 2 章 一営業秘密の漏洩に対する実践的対策	38
(1) 守秘義務契約／NDA	39
(2) 契約	39
(3) 従業員との秘密保持契約	40
(4) 産業スパイからの営業秘密の保護	41
(5) 適切な秘密保持契約を締結するには	42
第 3 章 一営業秘密漏洩時の対応	44
(1) 情報漏洩の兆候	44
(2) 初動対応（紛争解決手続及びロードマップ）	44
第 4 章 各種事例、参考例	45
各種関連書類参考書式	56
(1) 採用内定通知書	56
(2) 知的財産に関する合意書	62
(3) 販売契約書	81

はじめに

インドに進出し、又はインド企業と取引のある日本企業にとって、自社の技術及び営業秘密を守ることは極めて重要である。もし自社の技術及び営業秘密の保護がおろそかになれば、自社の技術及び営業秘密は簡単に社外に流出して、他社によりそれらが利用されることになり、当該日本企業の競争力は減退していくことにもなりかねない。従って、日本企業としては、とくに自社の技術及び営業秘密が重要な財産であることを肝に銘じるべきである。ところが、近時、日本企業のそのような技術及び営業秘密が、様々な原因によって、中国、アジア等を初めとする海外において流出しているという問題が増えている。日本企業が自社の技術及び営業秘密を盗まれることは死活問題であるため、最近では、各日本企業において、営業秘密管理が新たな経営課題として認識されるようになってきている。そこで、本稿では、インドにおける営業秘密管理に関する法制度及び具体的な紛争事例を紹介するとともに、日本企業のとるべき実務上の対策について考察することとしたい。

第 1 章 – インドの法制度 –

1. インドにおける営業秘密の定義 営業秘密の定義、営業秘密の認定要件等 (WTO・TRIPS 協定及び不正競争防止法等日本法とインド法との違い)

(1) インドにおける営業秘密の定義

インドにおいては、同国が世界貿易機関（WTO）に加盟するために、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（以下、「TRIPS 協定」という。）」を含む WTO 設立協定に署名した後、営業秘密の概念が発展してきた。TRIPS 協定が定める通り、すべての加盟国には、同協定第 39 条に則り、営業秘密（Trade Secrets）や開示されていない情報（undisclosed information）¹の保護が義務付けられている。

TRIPS 協定は、営業秘密の保護を規定し、ある情報が営業秘密に該当するかどうかについて以下の 3 つの要件を定めた初の多国間協定である。

- (i) 当該情報は、秘密でなければならない。すなわち、一般的に入手不可能、又は、通常当該種類の情報を取り扱う者に知られていない
- (ii) 秘密であることをもって商業的価値が生まれるものでなければならない
- (iii) その保有者は、当該秘密を保護するために合理的な措置を講じていなければならない

TRIPS 協定は、営業秘密とはどのようなものか、及び営業秘密の保有者が求め得る救済の種類について明らかにしている。一方で、同協定では営業秘密に関わる権利の形式・形態について規定されていないことから、加盟国には、特別の法令により保護すること、又はコモン・ロー（慣習法）制度を通じ、営業秘密を保護する裁量が認められている。

インドには、営業秘密の保護に関する特別法は存在していない。しかし、インドは WTO の加盟国であり、TRIPS 協定に従い、エクイティ（衡平法）及びコモン・ロー（慣習法・判例法）に基づき、営業秘密を保護している。営業秘密の保護に関する特別な法令が存在しないことから、インドでの営業秘密の保護は、裁判所の判断及び判例を根拠としている。

カルカッタ高等裁判所は、Fairfest Media Ltd 対 Lte Group Plc 他訴訟判決（2015 年）において、「この種の法律の要諦とは、情報源の如何にかかわらず、守秘の条件下

¹ TRIPS 協定では、「開示されていない情報（undisclosed information）」の語が用いられているが、本報告書では、協定条文を引用する場合を除き、営業秘密など適宜分かりやすい言葉を用いて説明を行うこととする。

で情報を入手した者が、当該機密情報を伝えた者に損害を与える活動のために、入手した情報を『スプリングボード』として利用することは認められないということである。」と判示している。インドの判例法は、営業秘密や機密情報又は営業秘密が保護されるための前提を定義する、あるいは救済の範囲を定義するなど、営業秘密保護の様々な側面への対応を試みてきた。インドの裁判所は、広く英国の判例法に依拠してきたが、現在では、増加する営業秘密保護に関する国内判例に依拠することが増えている。

営業秘密とは、「企業にとって価値のある機密情報」である。営業秘密や機密情報には、大きく分けて以下の2つのカテゴリーがある。

- (i) 製品構造、レシピ、製品設計、製造工程、コンピュータコードなどの技術情報
- (ii) データベース、顧客リスト、消費者の嗜好、価格情報、販売及び事業計画などの事業や財務情報

営業秘密とは、競合他社に対する市場における優位性を事業や企業にもたらすすべての情報を指し、商業的価値のあるコンセプト、ノウハウ、技術が含まれる。営業秘密は、本質的に、組織や企業にとって極めて重要なものであり、法的、倫理的、又はその他の理由で公になることなく秘密に保たれてきたものである。

営業秘密の例としては、ビジネスプロセス、顧客リスト、製品構造、製造工程、ソフトウェアコード、技術データなどがある。

インド政府の知的財産権振興管理支局（CIPAM: The Cell for IPR Promotion and Management）が公表した営業秘密保護のためのガイドブック別紙 A にあるように、「営業秘密」とは、企業にとって商業的価値があり、それを秘密に保持することにより優位性が得られる情報を指す。ここで「秘密」とは、当該情報を窃取又は漏洩されないようしかるべき措置を意識的に講じることにより秘密が保持された情報をいう。機密情報は、社外に知られてはならず、他者に容易に知られるようなものであってはならない。営業秘密には、製品構造やレシピ、製造工程、サプライヤーや顧客リスト、製造ノウハウ、顧客向け仕様書、消費者の嗜好、技術設計、青写真、価格情報、販売及び事業計画などがある。

インドには営業秘密の保護を規定している固有の成文法はないが、裁判所では、判決に当たり Black's Law Dictionary（第8版）記載の定義が広く参照されている。The Black's Law Dictionary（第8版）では、営業秘密を以下のように定義している。

「競合他社に対して優位性を維持するために機密として保持されている製品構造、工程、デバイス、その他の事業関連情報/製法、パターン、編集物、プログラム、デバイス、手法、技法、工程を含む情報であり、

- (i) それが広く知られていないこと又はその開示又は使用から経済的価値を得ることができる他者が容易に確認できないことから、実際の又は潜在的な独立した経済的価値を生じさせるものであり、かつ
- (ii) 当該状況下において、その秘密性を維持するための合理的措置を講じる対象となるもの。」

この考え方については、Tata Motors 対西ベンガル州²訴訟判決においても触れられており、同判決では、「より大きな公益のため当該情報を開示すべきだと監督当局が認めた場合を除き、相手の如何を問わず、商業上の機密、営業秘密、知的財産等の開示されることにより第三者の競争上の地位を損なうこととなる情報を開示する義務は存在しない。」と判示している。

1995 年 10 月 20 日のデリー高等裁判所による Burlington Home Shopping Pvt 対 Rajnish Chibber 訴訟判決は、営業秘密とは、公知として入手することができず、開示によりその保有者に多大な損害を与える、商業的価値を有したあらゆる情報だとして

いる。
2010 年のボンベイ高等裁判所による Bombay Dyeing 及び Manufacturing Co. Ltd. 対 Mehar Karan Singh³訴訟判決は、情報を営業秘密と分類するために必要な要素として以下を挙げた。

- (i) 当該情報が機密として保持されている度合
 - (ii) 当該情報が企業内部の人間に知られている度合
 - (iii) 当該営業秘密の機密性を守るために保有者が講じた対策
 - (iv) 当該営業秘密が開示された場合の当該企業の製品やサービス価格への影響度
- ① 合
- (v) 当該情報の入手、開発並びに保護に要する労力又は費用

² Tata Motors Limited vs West Bengal Industrial ... AP NO.285 OF 2018

on 22 November 2018 IN THE HIGH COURT AT CALCUTTA By Hon'ble JUSTICE ARINDAM SINHA (<https://indiankanoon.org/doc/109815302/>)

³ Bombay Dyeing and Manufacturing Co Ltd v Mehar Karan Singh (2010 (112) BomLR 375)

on 24 August 2010 in High Court of Bombay by Hon'ble Justice: R. S. Dalvi⁴ ANNEX 1C

(vi) 当該情報の複製、取得又は盗用に要するであろう時間及び費用

(2) 営業秘密等の認定要件

WTO 加盟国であるインドは、営業秘密に関する成文法が存在しないため、TRIPS 協定第 39 条第 2 項に基づき、情報が営業秘密として認められるための要件として以下を掲げている⁴。

- (i) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること
- (ii) 秘密であることにより商業的価値があること
- (iii) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること

2015 年 3 月 25 日の Beyond Dreams Entertainment Pvt. 対 Zee Entertainment Enterprises 訴訟判決 (NOTICE OF MOTION (L) NO. 785 OF 2015 IN SUIT (L) NO. 251 OF 2015 on 25 March, 2015 IN)⁵において、ボンベイ高等裁判所は、秘密保護の申立を満たすために重要な 3 要素について、以下の通りとしている。

- (i) 第一に、当該情報そのものが秘密性を有することが示されなければならない。
- (ii) 第二に、被告に秘密保持義務を課した上で、当該情報が被告に開示又は伝達されたことが示されなければならない。言い換えれば、両当事者間には秘密保持の関係が存在しなければならない。
- (iii) 第三に、共有された情報が、被告によって権限のないまま、すなわち、原告の許諾がないまま使用され、又は使用されるおそれがあることが示されなければならない。

⁴ ANNEX 1C

AGREEMENT ON TRADE-RELATED ASPECTS OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (TRIPS Agreement)

SECTION 7: PROTECTION OF UNDISCLOSED INFORMATION (Article 39)

⁵ <https://indiankanoon.org/doc/162638144/>

これら三つの基本要素のそれぞれは、独自の特殊性と副要素を含んでおり、それらについても同時に留意する必要がある。

(3) 営業秘密とは見なされない情報

これに対して、以下の情報は、営業秘密とは見なされない。

- (i) 製品発売後に当該製品を確認/研究すること（いわゆる「リバースエンジニアリング」）により、競合他社が容易に見つけることのできる情報。これは、製品発売前は当該製品情報は秘密とされていても、発売後は秘密とはならないためである。
- (ii) 個人が調査を通じて独自に開発した情報。これは、個人は自らが保有する秘密情報の他者による利用を止めさせることができるものの、他者が独自の調査により同一の情報を開発した場合、当該個人はこれらの他者による利用を止めることができないためである。
- (iii) 既に公知の情報。例えば、インターネット上で公開されているものは、もはや営業秘密とはなり得ない。
- (iv) 企業の従業員が自ら獲得したスキルや知識は、当該企業がこれを営業秘密とすることはできない。これは、従業員は、退社する際に機密情報を持ち出すことはできないものの、当該企業で学んだ一般的なスキルや知識を活用することは可能であるためである。このため、販売担当者は顧客リストを持ち出すことはできず、生産管理者は製品レシピを持ち出すことはできない。しかし、競合他社に転職した後に、前職において学んだスキルを活用することはできる。

(4) インド法と WTO・TRIPS 協定との比較

インドには営業秘密の保護に関する特別な法律は存在しない。しかし、インドの裁判所は、契約法、著作権法、衡平法⁶の原則など多くの法令・法規範の下で、また、ときにコモンローにおける守秘義務違反訴訟において、営業秘密の保護を認めてきた。したがって、本マニュアルにおける営業秘密の保護に関する説明は、インドにおける営業秘密の保護を規定したさまざまな法律・法規範についてのものである。

(5) インドには営業秘密法は存在しないが、WTO・TRIPS 協定に準じている

⁶ 衡平法(equity)：英米法を採用する国々において、コモンローによって解決できない事柄に適用される法律等。

インドはパリ条約の締約国であるが、TRIPS 協定第 1 条第 2 項が、同協定が対象とする知的財産権には開示されていない情報の保護が含まれると規定していることに言及すべきであろう。

営業秘密とは、1995 年 10 月 20 日に Burlington Home Shopping Pvt. 対 Rajnish Chibber 訴訟判決においてデリー高等裁判所が示したように、公知ではなく、商業的価値を有し、かつ、開示された場合、保有者に重大な損害をもたらす情報である。同時期の 1995 年に成立した TRIPS 協定は、営業秘密を「秘密として保持され、商業的価値を有し、かつ、情報の保有者が秘密保持のために合理的な措置を講じる情報」と定義している。したがって、インドの裁判所は、WTO・TRIPS 協定と同じ定義・要件を用いている。

一方、世界知的所有権機関（WIPO）は、産業財産権や著作権など広く知的財産権について国際的な保護の促進・協力を担う国際機関である。WIPO は、どのような情報が営業秘密として認定されるかについての基準が国により異なることを認めているが、TRIPS 協定第 39 条にはいくつかの一般的な基準・要件が規定されている。

TRIPS 協定第 39 条は、開示されていない情報、すなわち営業秘密の定義及びその侵害について言及している。同条は、加盟国は、自然人又は法人が、自己の管理する情報が公正な商慣習に反する方法により、自己の承諾を得ないで他の者により開示、取得又は使用されることを防止する「可能性」を確保しなければならないと規定している。ここで触れられた「可能性」とは、営業秘密は加盟国の何らかの国内法制度の枠組み内で保護されるべきものであり、必ずしも当該加盟国の知的財産に関する法的枠組みにおいて保護される必要があるわけではないことを意味しているものと考えられる。このため、以上で見たように、インドは、独自の制度に従い、契約法に基づく契約の保護のように、コモン・ロー⁷の下で、情報を保護している。

TRIPS 協定第 39 条第 2 項では、ある情報を営業秘密と認めるための要件として、以下の三つを規定し、これに合致する自然人又は法人の管理下にある情報の保護を WTO 加盟国に義務付けている。

- (i) 当該情報は、一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に一般的に知られておらず又は容易に知ることができない
- (ii) 当該情報は、秘密であることにより商業的価値がある

⁷ コモンロー（common law）：イギリスにおいて発展した先例（判例、伝統、慣習等）に重きを置く法体系。

- (iii) 当該情報は、それを合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられている

したがって、WTO・TRIPS 協定の要件を遵守するインドは、情報を営業秘密であると判断するか否かについて、WTO・TRIPS 協定と近似した定義と要件を用いている。

(6) インド法と日本法との比較

日本において「営業秘密」とは、不正競争防止法により、以下の3つの要件を満たす技術上又は営業上の情報をいう（第2条第6項）。

- (i) 秘密として管理されている（秘密管理性）
- (ii) 有用な技術上又は営業上の情報である（有用性）
- (iii) 公然と知られていない（非公知性）

不正競争防止法は1934年に制定され、パリ条約によれば、この法律も営業秘密を保護するものである。

インド法における営業秘密の定義は、「一般的に知られておらず又は容易に知ることができない、秘密であることにより商業的価値がある、及び秘密保持のための合理的措置を講じられた価値ある商業的な情報が営業秘密」としており、比較すると日本法の定義と同様であることが分かる。

2. インドにおける営業秘密侵害の定義

侵害等と見なされる行為の説明（WTO・TRIPS 協定及び不正競争防止法等日本法とインド法との違い）

商業的価値のある情報はいかなるものであれ、許諾を得ぬまま開示したり、不正に利用したりすることは、「営業秘密の侵害」に当たる。営業秘密の侵害は「不正利用」とも呼ばれる。

営業秘密の不正利用を定義した法律は存在しないが、不正な手段（契約違反又は不法行為などに起因する民事上の行為、又は犯罪行為）による営業秘密の開示は、営業

秘密の不正利用に当たる。

一方、インドの裁判所は、営業秘密が不適切に使用された場合を救済するために、コモンロー及び衡平法の原則に依拠してきた。秘密情報を開示された者[△]は、機密保持の条件の下に同者に与えられた情報を秘密に保持するよう契約上要求され得る。この場合、情報の一部が公知であったとしても、秘密保持契約がある限り、当該契約に反して用いることはできない。秘密保持契約に違反した者は、損害賠償を求め訴えられる可能性がある。

インドに関する 1989 年の GATT のディスカッションペーパー⁸によれば、営業秘密を知的財産権と見なすことはできないとされてきた。1989 年の GATT のディスカッションペーパーは、貿易関連知的財産権の利用可能性、範囲及び利用に関する基準及び原則についての交渉グループのメンバーに回付された「貿易関連知的財産権の利用可能性、範囲及び利用に関する適切な基準及び原則の規定」に関するインドの見解を示している。当該文書は、知的財産権の基本的要素はその開示、公表、登録であり、営業秘密は秘密性と秘密保持を基本としたものだとしている。当該文書は、知的財産法ではなく、適切な民法と契約上の責任が、秘密性及び守秘義務の遵守と執行を規制すべきであると続けている。

しかし、日本をはじめとする各国では、営業秘密の侵害を規律する特別な法律が存在する。

⁸ https://www.wto.org/gatt_docs/english/sulpdf/92070115.pdf

韓国⁹、中国¹⁰、ドイツ¹¹、ポーランドでは、営業秘密は不正競争関連の一般法の下で保護されている。

米国¹²では、営業秘密保護制度は、連邦法及び州法の両者の下で成文化されている。

インドにおいて営業秘密の不正利用を証明するには、営業秘密の保有者は、2015 年 3 月 25 日の *Beyond Dreams Entertainment Pvt. 対 Zee Entertainment Enterprises* 訴訟判決 (*NOTICE OF MOTION (L) NO. 785 OF 2015 IN SUIT (L) NO. 251 OF 2015*) においてボンベイ高等裁判所が示した以下のような要件を証明しなければならない。同裁判所が判示した要件は以下の通りである。

- (i) 当該情報は秘密であり、かつ、一般に知られておらず、又は当該情報に類する情報を取り扱う者が容易に知ることができないものであったこと
- (ii) 個人又は当該情報の保有者が、その秘密性を確保・維持するために合理的な措置を講じ、当該情報が秘密保持義務を課す状況において伝達されたこと
- (iii) 当該情報が不正に使用されたことにより、当該情報を伝達した側に損害が生じた、又は当該情報が使用されるおそれが生じたこと

契約違反に適用される法的責任についてのコモンローの原則は、営業秘密の不正利用の事案にも適用される。一般的に、何らかの作為又は不作為を通じて、営業秘密の不正利用に手を貸した者は、かかる不正利用に対して直接かつ共同で法的責任

⁹ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/besshireiwa.pdf>

¹⁰ https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r3_korea.pdf

¹¹

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r3_europeandunitedstates.pdf

¹²https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/outreach_r3_europeandunitedstates.pdf

を負わされる可能性がある。また、当該事案の事実及び状況により、代理人及び代位責任の原則が適用される場合もある。さらに、寄与侵害の考え方は、インドにおける著作権に関する法律である 1957 年著作権法 (ACT NO. 14, 1957 [1957 年 6 月 4 日]) でも受け入れられており、従って、対象物が著作権法に基づいて保護されている場合、これらの原則が適用される。

刑法犯となる背任又は窃盗の場合、そのような犯罪を助長又は教唆する者は、インドにおける正式な刑法典である 1860 年インド刑法 (ACT NO. 45, 1860 [1860 年 10 月 6 日]。IPC (The Indian Penal Code)。以下「インド刑法」という。) に基づいて処罰対象となる。これは、インドにおける刑法のあらゆる実体的側面を網羅することを意図した包括的な法律である。

通信及び保管における情報技術 (IT) の活用が増大したことで、電磁的ルートを通じた情報の窃盗及び悪用に対する民事上及び刑事上の救済を提供する必要性が生じている。

2000 年 IT 法において、「データ」とは、情報、知識、事実、コンセプト又は指示を表すものであり、一定の形式を用いて作成されつつある又は既に作成されており、処理されることを想定され、コンピュータシステム又はコンピュータネットワークで処理されつつあるもの又は既に処理されたもの、及び、何らかの形式 (コンピュータ印刷物、磁気又は光学記憶媒体、パンチカード、パンチテープを含む) 又はコンピュータのメモリ内に格納されることを想定されているものを意味する。IT 法は、電子商取引も対象とし、以下の事項に対する罰則を規定している。

- (i) コンピュータフレームワークへの不正アクセス

- (ii) コンピュータフレームワークのプログラミングの破壊
- (iii) データの不正なダウンロード又は複製
- (iv) コンピュータ・ソースコードの改ざん
- (v) コンピュータフレームワークへの不正ハッキング
- (vi) 保護されたフレームワーク内で保持された情報へのアクセスとその悪用

IT 法に基づく権限に同意した者による機密保持及びデータ保護違反

インド刑法は「窃盗」を定義し、すべての有形資産を含む動産の窃盗に対する罰則を定めている。この規定により、無形資産であるデータはインド刑法の対象外であることが明確化されている。ただし、フロッピーディスク、CD、ペンドライブ、ハードドライブ等の媒体に情報が保管されていた場合、被告人に刑事罰を科すため、インド刑法における窃盗関連条項を適用することができる。

IT 法第 66 条は、データ窃盗からの保護に関するものであり、第 72A 条は正当な契約に違反してなされた情報開示に対する罰則を扱っている。両条は、3 年以下の禁錮又は 50 万ルピー以下の罰金、又はその両方を含む刑罰を規定している。IT 法第 43 条 (b) は、不正なダウンロード、複製、情報・データ・データベースの抽出に対し、数千万ルピーに上る場合すらある民事上の多額の損害賠償金を課すことにより、保護を提供している。第 43 条 (c) は、コンピュータウイルスその他のマルウェアが不正に侵入した場合の補償について規定している。以上で見たように、データ窃盗は、事案の事実に応じて、1860 年インド刑法、2000 年 IT 法及び 1957 年著作権法の対象とすることが可能である。

3. インドにおける営業秘密侵害種別の例

具体的な侵害の種別、新たな侵害の種別（在宅勤務等の新たな働き方における侵害等）等

(1) インドにおける営業秘密侵害の例と侵害に関する新規、または具体的種別

インドでは、営業秘密関連係争の大半が、従業員、ベンダー、又は競合他社による機密性の高い事業関連情報について、その保有者が意図しない漏洩をめぐるものであり、クライアント又は顧客情報、技術情報、ベンダー情報の不正利用/窃取に関するものである。以下に、その例をいくつか挙げる。これらの例については、判例に基づき説明する。

- ・顧客の詳細、顧客の連絡先、ベンダーの詳細、流通網に関する情報、広告戦略
- ・食品レシピ
- ・特定のソフトウェア又はソフトウェアコードのためのコンピュータプログラミング
- ・事業計画
- ・データベース
- ・意匠
- ・美容製品の製法
- ・技術的プロセス
- ・価格情報・財務情報等

例えば、自動車メーカー又はエンジニアリング会社の設計部門に勤務するある従業員は、勤務先の秘密保持された設計情報にアクセス可能である。

この従業員が、会社のサーバーから設計情報を盗み出し、勤務先の競合相手に金銭的報酬の見返りとしてそれを売り渡す、といったケースが考えられる。

2022年6月3日のデリー高等裁判所による Anil Gupta 対 Kunal Dasgupta 訴訟判決（2002 IVAD Delhi 390, AIR 2002 Delhi 379, 97 (2002) DLT 257）では、原告は、テレビの恋愛リアリティショーである「Swayamvar」のコンセプト発案者であった。原告は、被告にこれに関するコンセプトノートを提供した。その後、原告は、被告らが自らのアイデアに基づき注目度の高いリアリティショーをスタートさせようとしていることを新聞記事で知った。原告は差止請求を申し立てた。

裁判所は次のような判断を示した。原告のアイデアは、公知である可能性のある各種資料を検討した結果として生まれ、それを発展させたものである。しかし、原告が

このコンセプトを応用するために自らの頭脳を使い、唯一無二の結果に至ったことは、そのアイデアに占有権を与えるとして、裁判官は差止命令を出した。裁判所の決定は、アイデアそれ自体には著作権はないが、相応の詳細を含むコンセプトにまでそれを昇華するなら、登録が可能となり、著作権法に基づいて保護されることになるという事実立脚したものである。コンセプトノート及びその中の機密情報の無断使用は権利の侵害となる。

インドにおいて、裁判所はこの事件を通じ、コンセプトノートが著作権法の下で著作権保護の対象となり得ること、及びオリジナルのアイデア、コンセプト又はテーマを生み出した人がその労働に対して確実に対価を得られるようにしなければならないことを初めて認めた。

続いて、以下の判例では、営業秘密が裁判所により認定、あるいは認定されなかったさまざまな状況を概説する。

デリー高等裁判所による 1987 年 7 月 6 日の Richard Brady 対 Chemical Process Equipments P Ltd (AIR 1987 Delhi 372) 訴訟判決では、飼料用機械の図面及び技術的知識が不正利用された事案が扱われている。本件は、契約が存在しない場合の秘密保持義務の原則に関する初の訴訟の一つであった。デリー高等裁判所は、「本件については秘密保持契約の有無に関わらず、秘密情報を受領した者はその情報を不当に利用してはならないという、広範な衡平法の原則に依拠している」との判断を示した。また、同裁判所は、営業秘密侵害であるかどうかについて、被告らに対し、「厳格な秘密保持に関する条件が明示された下で委ねられたにもかかわらず、市場参入のきっかけとして利用することで原告らに損害を与えた」として、原告の機械に関するノウハウ、仕様書、図面その他の技術情報をみだりに利用することを禁じた。本件においては、図面、技術知識、ノウハウ、仕様書、図面等の技術情報が営業秘密として認定された。

デリー高等裁判所による 2006 年 5 月 8 日の Diljee Titus Advocate 対 Alfred Adebare 訴訟判決 (130 (2006) DLT 330) は、顧客データの不正持ち出しについて扱われたものである。本件において、Mr. Diljeet Titus、Mr. Alfred Adebare その他のアソシエートは、ある法律事務所の同僚であった。その後、Mr. Adebare らはその法律事務所からの退所を決めた。退所手続き中に、被告らは、Mr. Titus と働いていた際に作成したクライアントの連絡先をすべて持ち去った。彼らの行動により権利を侵害された Mr. Titus は、彼らを提訴した。

裁判所は、Mr. Adebare らは自由に職業を営み、身に付けたスキルや記憶した情報を利用することができるとしつつ、Mr. Titus が専有的に権利を有する顧客名簿等の使用

についてのみそれを禁じるとの判断を示した。

契約書は存在しないものの、守秘義務の下で入手可能であった Mr. Titus の資料を利用する権利は Mr. Adebare にはないとされた。裁判所によれば、過去に原告と共に働いていた Mr. Adebare らは、契約書、デュー・ディリジェンス・レポート、顧客リストなど、Mr. Titus と同僚であった間に知り得たあるいは開発された資料、又はそれ自体が機密であり、したがって営業秘密と認定される文書や情報である資料は、それがどのようなものであれ使用することはできない。本件において、顧客の連絡先や顧客リスト、契約、デュー・ディリジェンス・レポートが、営業秘密であると認定された。

マドラス高等裁判所による 1954 年 12 月 1 日の Govindan 対 Gopalakrishna 訴訟判決 (AIR 1955 Mad 391) では、裁判所は、顧客データの漏洩を認定した。本件における営業秘密の対象は、顧客データについての編集物であった。編集物における独自性 (オリジナリティ) は量的には僅かであるが、この僅かな独自性は法により保護されたとの判断が示された。従って、いかなる当事者も、たとえそれが編集物内のものであっても、他方の当事者の情報収集、スキル又は労働の成果を窃取し、又は利用することはできない。本件において、顧客データの編集物は、営業秘密として認定された。

デリー高等裁判所による 1995 年 10 月 20 日の Burlington Home Shopping Pvt. 対 Rajnish Chibber 訴訟判決 (第 1 部にも記載) は、クライアントや顧客とその住所に関する編集物からなるコンピュータデータベースに関するものであった。同裁判所は、時間、費用、労力、スキルを費やして作成された住所関連編集物は (情報源は広く入手可能なものである可能性はあるものの) 著作者が著作権を有する文学作品に相当するとの判断を示した。被告のデータベースが事実上原告のデータベースの複製であると判断した裁判所は、仮差止命令を下した。本件において、クライアントや顧客及びその住所についての編集物であるデータベースは営業秘密であると認定された。

インド最高裁判所による Superintendence Co. of India Pvt. Ltd. 訴訟判決 (1980 AIR 1717, 1980 SCR (3) 1278) において、被告である従業員は原告の品質評価のための製品検査技術を窃取したとされた。原告は、品質試験と品質管理のための独自の技術を開発し、当該技術及び同社顧客は営業秘密であると主張した。本件において、Superintendence Company of India 社は、製品品質評価のための製品検査業務を営んでおり、品質試験及び品質管理技術を開発し、これを営業秘密として保護していた。Mr. Krishnan は同社の管理職として雇用されていた。

同社を退職後、Mr. KrishnanはSuperintendence Companyと競合他社を立ち上げた。Mr. Krishnanは、原告企業の競合他社と提携し、同社の顧客層である顧客/企業の引き抜きを図った。Mr. Krishnanはまた、同社雇用期間中に知り得たSuperintendence Companyの秘密技術を利用した。

Mr. Krishnanにより製品検査技術を窃取されたSuperintendence Companyは、雇用期間中の同氏との契約内容と同等の活動を被告に禁じる終局差止命令を求め、提訴した。また、Superintendence Companyは、同氏による新規事業又は雇用の継続を禁ずる仮差止命令を求めた。本件において同最高裁は、Mr. Krishnanに対しては、同社の営業秘密の開示についてのみ禁止することができ、同社と競合関係にある事業を営む、あるいはそのような事業で雇用されることを禁ずることはできないとの判断を示した。以上のとおり、品質評価のための製品検査技術としての営業秘密は、本件において裁判所により認定された。

このように、ここで紹介したインドの裁判所による判決からは、営業秘密の確実な保護のために、その保有者は契約書又は契約書中の秘密保持条項を抛り所にできるということが明らかである。契約書又はその中の秘密保持条項は、通常、機密情報を秘密として保持し、雇用期間中及び雇用期間終了後に漏洩しないことを従業員に要求するものである。従業員が契約に違反して退職した場合、一定期間同様の活動に従事しないことを義務付ける競業避止条項の遵守を当該従業員が求められる場合もある。ただし、機密情報又は営業秘密の漏洩に関する雇用主と従業員との間の係争に対して、裁判所の判断は、生活を営むための権利を考慮して従業員寄りのものとなる可能性がある。

4. インドにおける営業秘密保護制度

インド等における営業秘密に関する法律、制度その他の法的措置（(A) 判例法及び/又は制定法、(B) 民法、刑法、労働法、営業秘密保護法、その他の法律、(C) 民事救済及び/又は刑事制裁及び/又は行政上・多国間の措置等）

5. 営業秘密侵害に対する法的手続

法的手続に関する説明。具体的かつ実践的な手続は、第2部～第3部に記載。

インドは TRIPS 協定の締約国であり、加盟国として、情報の不正な開示を防止し、営業秘密を保護するための立法の自由を有している。インドには営業秘密に関する特別な法律は存在しないが、インドの裁判所や調停機関（tribunals）は、契約法、著作権法、衡平法の原則、機密情報の保護に対する法的措置を定めた 2000 年 IT 法などの多くの法律の下で、また、ときにコモン・ローにおける守秘義務違反（事実上、契約上の義務に対する違反に相当する）訴訟を通じて、営業秘密の保護を図っている。事業者が保有する機密データは、スタッフ、方針、手順、及び技術管理に関する包括的なセキュリティ戦略を実施することによって保護することができる。これにより、意図しない漏洩リスクの低減につながる可能性がある。

裁判所において、情報が「営業秘密」とであると認められるためには、当該情報が「機密」として保持されるのと同時に、その情報の秘密性、秘密として保持されていることに基づく商業的価値、秘密保持のための合理的措置が採られているという3要件が全て満たされていることが重要となる。

○一般論として、営業秘密と認定されるために当該情報が満たすべき要件は以下の通り

- (i) 秘密であることにより商業的価値があり
- (ii) 限られた集団に属する者のみが知っており
- (iii) 取引相手や従業員に対する秘密保持契約締結等、正当な保有者が講じる当該情報を秘密に保持するための合理的な措置の対象である

NDA（秘密保持契約）は、重要情報である可能性のある情報が漏洩しないように、また、共有される情報が秘密であることを契約当事者又は契約先企業に認識させることを企図して締結されるものである。機密保持の条件の下に情報を開示された者に対しては、当該情報をいかなるものも開示してはならないという契約上の義務を負わせることができる。秘密保持契約に違反した者に対しては、損害賠償を求め、訴えを起こすことができる。企業は、従業員が当該企業に雇用されている間、又は従業員が当該

企業を退社してからも、当該企業に関連した機密情報及び秘密情報を当該従業員が開示することを防止する秘密保持契約を雇用契約に含めることができる。この契約により、当該企業は、従業員による機密情報の意図しない漏洩などを防止することができる。

(1) 電磁的ルートを通じた侵害等に対する民事上及び刑事上の救済

管理・保有する情報の伝達及び保管における情報技術の活用が増大したことで、電磁的ルートを通じた情報窃盗及びその悪用に対する民事上及び刑事上の救済を提供する必要性が生じている。営業秘密の侵害は、法の執行の観点からは、民事上の措置、刑事上の措置のいずれにおいても対応が可能である。営業秘密の保有者は、侵害・違法行為を行った者が秘密情報を開示することを防止するため、差止命令及び損害賠償の請求を、裁判所に申立てることができる。もし営業秘密の保有者が、著作権法上及び IT 法上の侵害を立証できた場合、裁判所は、インド刑法、著作権法及び IT 法に基づき罰金又は禁錮刑を科することができる。民事訴訟による場合は、損害賠償及び差止命令による救済の可能性がある。

(2) 営業秘密の保有者が求めることのできる民事上の救済

Fairfest 訴訟において、裁判所は、営業秘密の保有者が求め得る救済措置としては、営業秘密の開示を防止するための差止命令の取得、すべての機密情報の返還、及び営業秘密の開示により被った損失に対する補償などがあるとした。これらの救済手段はすべて利用可能である一方、インドの裁判所は、営業秘密窃取への対応として差止命令という手段を広く用いてきた。その理由は、差止めが営業秘密の保有者に対し金銭的に見積もることのできない「回復不可能な損失」を生じさせる可能性のある侵害行為に対する唯一の実行可能な救済手段であるというものである。効果的な救済として、損害賠償に対して差止命令に優位性があることは、法律文献において広く認識されている。以下がその例である。Bombay Dyeing and Manufacturing Company 対 Mehar Karan Singh 訴訟（2008 年）において、ボンベイ高等裁判所は、原告の関連資産に関する機密情報の開示に対して差止命令を出し、これとは別の訴訟を通じて救済を求めることもまた認めた。

一般的に、差止命令が出された営業秘密の窃取事案の多くにおいては、被害を受けた当事者に、差止命令以外の救済が例外なく認められる。さらに、2000 年 IT 法は、法定損害賠償額を具体的に定めており、サイバー犯罪に対する救済として、通常、損害賠償その他の刑罰が科されることとなる。

刑事上の制裁は、IT 法第 72 条（2 年以下の禁錮又は 10 万ルピー以下の罰金、又は

その両方）及び 2012 年（改正）著作権法第 65A 条（2 年以下の禁錮及び罰金）に基づき請求することができる。

また、電磁的記録に限定されるが、2000 年 IT 法第 72 条は、電磁的記録に対する一定の保護を提供している。

なお、インドにおいては、営業秘密は、（判例の積み重ねによる）コモン・ローの原則とインドの契約法の下で保護が図られており、さらに営業秘密に関する特別法が存在しないため、営業秘密の不正利用に対する行政上の措置は存在しない。

○ 営業秘密の保有者は、以下の法的選択肢を自由に行使できる。

- (i) ライセンシー、従業員、ベンダーその他の者が営業秘密を開示することを禁ずる差止命令
- (ii) すべての機密情報及び専有情報の返還
- (iii) 営業秘密漏洩の結果生じた損失に対する補償

(3) 契約法における営業秘密の保護

契約法の下では、契約や合意により第三者への情報開示を制限される場合がある。秘密保持契約（NDA）は、当事者間で情報を共有する際に締結される。このような秘密保持契約、制限的条項又は合意は、契約法に基づき履行強制が可能となる。

- (i) 上述のとおり、インドには営業秘密に関する特別法は存在しないが、インドの裁判所は、契約法、著作権法、衡平法の原則など様々な法令の下で、また、ときにコモン・ローにおける守秘義務違反（事実上、契約上の義務違反となる）訴訟において、営業秘密の保護を認めてきた。
- (ii) インドは、TRIPS 協定の締約国として、開示されていない情報（営業秘密）を保護する義務を負っており、当該情報の保護のために、多くの場合、コモン・ローの原則を適用している。
- (iii) 「営業秘密」を正式に認定する、又は定義する統一された法律が存在しないため、インドにおける機密情報の保護は、異なる種類の機密情報を認定し保護するインド契約法第 27 条及び情報技術法第 72 条の下での様々な規定に基づき行われる。

(4) 契約が存在しない場合の機密情報の漏洩

Richard Brady 対 Chemical Process Equipments P Ltd 訴訟判決（AIR 1987 Delhi

372) では、裁判所は、衡平法上の救済を与えるとの判断を下した。

○ 事実

原告は、飼料市場に参入するために飼料生産ユニット（FPU）を開発した。原告は、上記の機械用感熱パネルの調達検討のための見積もりを依頼した。被告は、見積もりを作成するため、FPU 装置に関するすべての図面及び技術知識を受領した。当該情報は、秘密保持契約に基づき提供され、契約が有効である間は、他のいかなる者もこれ入手・利用することはできないことが合意された。しかし、供給契約は成立しなかった。

その後、原告の FPU 装置の操作方法を理解するために、被告が原告の FPU 装置を持って多くの地域を訪問していたこと、また、原告のものと同一の機械を製造していたことが判明した。

○ 判決

本件において、裁判所は、当該機械に関する契約が存在しない中、差止命令を出した。同裁判所によれば、明示的な秘密保持条項がない場合であっても、関連する事実及び状況から秘密性を推し量ることは可能である。このような場合、被告は黙示の秘密保持義務に違反したとして責任を負うこととなる。

(5) 機密保持、秘密保持契約違反

Diljeet Titus Advocate 対 Alfred A Adebare 訴訟判決（130（2006） DLT 330）において、裁判所は、被告が秘密保持契約に違反しているとの判断を示した。被告らによる秘密保持契約違反を受けて、裁判所は、伝えられた戦略に関する知識を被告らが自己の利益のために使用することは認められないとの判断を示した。被告は、裁判所の差止命令により、原告の会社の営業秘密のさらなる持ち出しを禁じられた。

(6) 著作権侵害

いくつかの事例において、複数の裁判所が、利用のためデータベースに格納されている顧客データは、法の下で営業秘密だと認定している。また、コンピュータデータベースを含む編集物は、1957 年著作権法第 2 条（o）に従い「文学的著作物」と見なされる。

編集物に関わる Govindan 対 Gopalakrishna 訴訟判決（AIR 1955 Mad 391）では、編集物が独自の内容をほとんど含まない場合でも、法的に保護されとの判断が示され

た。したがって、そのような編集物の場合についても、いかなる企業も従業員の思考、スキル、労働の成果を窃取又は侵害する権利はない。

(7) 2000 年情報技術法 (IT 法)

IT 法は、特定のケースにおいて国外にも適用される。例えば、インド国内に物理的に立地するコンピュータシステムに対し、インド国外からサイバー攻撃が行われ、その結果、営業秘密が不正利用された場合、IT 法によれば当該サイバー攻撃はインド国内での訴追対象となり、関連する法執行当局には、法的措置を講じる権限が認められることとなる。

(8) 訴訟の提起先

営業秘密に関する民事上の紛争については、(訴訟提起のための) 裁判所の管轄権は、民事訴訟法 (CPC) 第 20 条に従い決定される。民事訴訟は、被告がその管轄区域内に居住するか事業を営み、又は利得を求めて個人的に活動している地の裁判所、又は管轄区域内で訴訟原因が発生した (全部であるか一部であるかを問わない) 裁判所に提起されるものとする。さらに、事案の金銭に関わる裁判所の管轄権もまた、訴訟をどの裁判所に提起すべきかを決定する際に重要となる。

(9) 訴状における営業秘密の記載法

訴状は、被告側により細部まで読まれることとなるため、営業秘密の機密性を損なうことなく、訴状内で営業秘密をどの程度開示すべきかの判断は、多くの場合、複雑な作業となる。

重要なのは、Bombay Dyeing and Manufacturing Co Ltd 対 Mehar Karan Singh 訴訟判決 (2010 (112) Bom LR 375) で示された以下の基準に基づき、当該情報が営業秘密であると認定されるに足る十分な開示でなければならないということだ。

- (i) 当該情報がその企業の外部で知られている度合
- (ii) 当該情報がその企業の内部、すなわち従業員に知られている度合
- (iii) 当該営業秘密の機密性を守るために保有者が講じた対策
- (iv) 競合他社が本来は保有していない当該情報を有していることにより得られる利潤及び保有者にとっての価値
- (v) 当該情報の入手及び開発に要した労力又は費用
- (vi) 他者が当該情報を取得し、複製するのに要するであろう時間及び費用

より重要な事案については、訴状に以下の側面を含めることもできる。

- (i) 製品の成功への貢献という点における当該営業秘密の重要性及び当該営業秘密により競合他社に比して会社にもたらされる競争優位性。
- (ii) 訴状には、当該営業秘密の裏付け/参照なしに技術的営業秘密をリバースエンジニアリングすることは不可能であることを示す詳細も含める必要がある。
- (iii) 必要に応じ、営業秘密の説明は開封できないように封印の上、提出し、両当事者が当該情報を公開できないよう、機密保持クラブ (confidentiality club) の形成の要請を行うことができる。

(10) 営業秘密の不正利用に関する民事訴訟における暫定的又は終局的な差止命令
インドでは、訴訟の予備段階及び最終段階において、原告又は権利保有者が、被告による営業秘密の使用又は開示を差し止めることができる。

Gujarat Bottling Co Ltd 対 Coca Cola Co 訴訟判決 ((1995) 5 SCC 545) において、裁判所は、裁判所の判断により差止命令を出すための条件について以下のとおり判示した。

- (i) 反証が出されなければ事実を証明するのに十分である一応の証拠を原告が提示したか
- (ii) 比較衡量の結果、原告に有利であるか否か
- (iii) 差止命令が出されなかった場合、原告が回復不可能な損害を被るか否か

また裁判所は、仮差止命令の目的について、営業秘密による損害が損害賠償によっては十分に補償されない場合、その損害から原告を保護することであると判示している。この考え方は、情報の価値がその秘密性に由来する営業秘密については特に当てはまる。

したがって、このような原告を保護する必要性は、被告がその法律上の権能を行使することを妨げられることから被る損害・不利益と比較検討されなければならない。

原告は、上記の各要件を満たすためことを示すため、審理の冒頭で、法的措置を求める対象となった営業秘密がどのようなものか明確にしなければならない（詳細は説明しない場合であっても）。原告はまた、営業秘密の商業的価値及び原告にとってその重要性を示す事実を主張しなければならない。当該営業秘密がもたらす競争上の優位性に関する説明もまた重要なものとなる。当該営業秘密が利用された際の性質及び程度は、規模及び期間の双方において、被り得る損害と同様に、比較衡量を決定するために重要である。

(11)雇用主と従業員の関係

雇用主と従業員との間の雇用関係に関連する事案では、追加的に 1857 年インド契約法第 27 条が検討される必要がある。取引を禁止するあらゆる契約又は条件は、一般論として、本規定に基づき無効かつ強制不能とされる。したがって、原告が雇用主であり、雇用契約における秘密保持条項に基づいて、従業員が競合他社へ転職することを禁止している場合、そのような条件は強制することができない。一方で、競合他社のために同じプロジェクトに従事したり、同じ製品を開発しないよう義務付ける条件は、強制可能である。

(12)営業秘密の侵害に対する損害賠償

- (i) 訴訟当事者は、営業秘密の不正利用に対する救済として、損害賠償及び利益の返還を求めることができる。損害は、裁判所による判決がなされる前に、算定及び証明する必要がある。損害賠償額には、予定損害賠償額、実質的損害賠償額又は懲罰的損害賠償額が含まれる。
- (ii) 具体的に金額が算定されていない場合、予定損害賠償額は、両当事者間での契約条件に基づく金額の算定が求められることとなる。
- (iii) 実質的損害賠償額は、証拠を通じて証明されなければならない（これに関連し、証人が反対尋問を受ける場合もある。）。この額は、営業秘密の開示によって生じる損失の算定、又は営業秘密自体の想定市場価値に基づく評価となる可能性が高い。この額は、専門家の報告書により裏付けることもできる。
- (iv) 懲罰的損害賠償額は、通常、裁判所の権限及び裁量に基づくものであり、侵害又は不法行為が重大な場合に認められる。

差止命令及び損害賠償とは別に、原告又は営業秘密保有者に認められ得るその他の民事上の救済には、営業秘密を含む資料（例：紙資料や USB 等の情報を記録した記録媒体、金型等の情報を化体した物件）の返還・引き渡しを認める命令、及び被告が不正利用した資料の保管（損害賠償額算定のための資料として）のための裁判所委員の任命などがある。裁判所は、裁判所委員が裁判所による適切な搜索・差押命令を遂行するに当たり、地域の警察に対しこれを補佐するよう指示することもできる。

(13)刑事上の救済

1860 年インド刑法及び 1957 年著作権法（著作権を保護）、2000 年情報技術法（電磁的記録を規律）など特定のテーマに関する法律には、禁錮刑又は罰金刑に処せられる可能性のある犯罪を具体的に定める条項が含まれている。ただし、営業秘密の不正利

用を犯罪として具体的に挙げている条項はない。なお、事案によっては、背任罪、窃盗罪、詐欺罪等の罪が適用される場合がある。

背任罪に対する刑罰は、3年以下の禁錮又は罰金である。委託を受けた財産を不正に流用し、又は自己の使用のために換金し、又は（明示的か黙示的かを問わず）契約又は準拠法に違反して不正に使用又は処分し、又はその他の者にこれを許した場合、その者は背任罪を犯したものと見なされる。これにより、告訴人は、まず、権利侵害者又は被告人が不正な意図をもって財産の不正利用、換金、使用又は処分を行ったことを立証しなければならない。

刑事訴訟に関する手続は、1973年刑事訴訟法に規定されている。犯罪は告訴により警察に通知することができる。当該犯罪がインド刑法で規定された違法行為である場合（3年を超える禁錮刑が科される）、警察官は、犯罪被害証明書（First Information Report）を登録しなければならない、また、令状なしに捜査を開始し逮捕することができる。しかし、当該犯罪がインド刑法で規定されていない場合には、警察には捜査開始の義務はなく、捜査はすべて治安判事の命令に基づき行わなければならない。この治安判事は、まず刑事告訴を評価し、必要に応じ捜査、逮捕等を命じる。

インドの刑事司法機関では遅延が問題化しているため、違反行為が悪質であり、捜査やそれに付随する刑罰を求めるだけの意味があるなど戦略的に有益である場合、又は犯人の身元が不明で捜査の必要がある場合を除き、営業秘密保有者にとって好ましい執行の選択肢ではない。

(14) 訴訟手続の営業秘密の保持

インドの裁判所は、営業秘密を第三者や他方の訴訟当事者の目に触れさせないようにするために、訴訟当事者が様々な措置を講じることを認めている。このような措置のうち主流となっているものは、封印された表紙を付して情報を提出するという慣行であり、裁判官のみがその内容を確認できる¹³。また、比較的新しい慣行として、営業秘密情報が秘密保持契約の下で限られた数の者にのみ閲覧可能にする¹⁴とともに、営業秘

¹³ 日本の不正競争防止法でも、営業秘密が記載された文書は文書提出命令の対象から除外される正当な理由の有無（営業秘密が記載されているか否か）について、事前に裁判官のみが審理（確認）することができるとするいわゆる「インカメラ審理」の規定がある（第7条）。

¹⁴ 日本の不正競争防止法でも、営業秘密が記載された文書が訴訟当事者から証拠として提出された場合に、相手方に対して訴訟追行の目的以外で使用・開示してはならない旨を裁判所が

密情報の確認又は営業秘密情報に関する弁論を（法廷に第三者・傍聴人を入れずに）非公開で行われる¹⁵ように図る「機密保持クラブ」がある。

(15) その他の紛争解決手続

2015 年商事裁判所法第 12 条（A）に基づき、デリー高等裁判所の仲裁・調停センターに訴訟前調停を申請することができる。このような手続は、和解の可能性が高い場合に有効である。さらに、当該手続におけるすべての協議は、機密とされ、他の救済手段を損なうことなく実施される。

仲裁条項を含む契約では、紛争が生じた場合、いずれの当事者も、1996 年仲裁調停法第 9 条及び/又は第 17 条に基づく暫定差止命令を求めることができる。

命じることができ（第 10 条・秘密保持命令。なお、違反には刑事罰あり。）、秘密保持命令が発せられた訴訟の訴訟記録については閲覧が制限することができるとの規定がある（第 12 条、民事訴訟法第 92 条）。

¹⁵ 日本の不正競争防止法でも、営業秘密に該当する事項について当事者が尋問を受ける場合には、裁判所は、裁判を公開しないで行うことができるとの規定がある（第 13 条）。

6. 近年の訴訟動向

営業秘密に関するいくつかの重要な訴訟判決及びその解説（民事救済及び/又は刑事制裁、及び/又は行政上・多国間の措置等）。

以下は、様々な状況下でインドの裁判所により下された営業秘密に関する著名な判例である。

(1) 営業秘密の定義に関する判例

Saltman Engineering Co. 対 Campbell Engineering Co. Ltd. 裁判における控訴裁判所判決は、保有者と受領者との間で共有された情報が実際に機密であるかどうかを決定するため、インドの多くの裁判所が判例とする重要な判決である。本件では、同裁判所は、機密情報は「公共の財産又は公知のものであってはならない。一方、誰もが利用可能な素材上に作成者が作業した成果である、製法、計画、スケッチ、又はそれらと同種のものが機密情報である可能性は十分にあり得る。文書の作成者が自身の頭脳を用い、その結果、同じプロセスを経ることによってのみ他者が生み出すことができる結果を生み出したという事実が、それらを機密たらしめる。」と判示した。

同様に、デリー高等裁判所は、2005年の Ambience India Pvt. Ltd 対 Shri Naveen Jain 訴訟判決において、「営業秘密は保護された機密情報であり、従業員が雇用期間中に取得したとしても、雇用主の利益のため、他者に引き渡してはならない。しかし、多くの者が認識し、他者から広く知られている雇用主の日々の業務内容は営業秘密と呼ぶことはできない。」と判示した。

同様に、Fairfest 訴訟（2015年）、Diljeet Titus 対 Alfred A Adebare 他訴訟（2006年）、Hi-Tech Systems 及び Services Ltd 対 Suprabhat Ray 他訴訟（2015年）、Burlington Home Shopping Pvt. Ltd 対 Rajnish Chibber 訴訟（1995年）においてカルカッタ高等裁判所は、営業秘密の保有者によって然るべく保護され、開示されれば保有者に損害を与える可能性のある情報は、営業秘密又は機密情報として取り扱われるべきことを明確に定めている。同判決では、営業秘密には、製法、技術的ノウハウ、他者が知ることなく雇用主が採用する特殊な事業の形態や手法も含まれるとしている。また、営業秘密にはジョイント・ベンチャー契約、ローン契約、クライアントリスト、クライアントに関連した開示契約も含まれる。金銭貸借契約、顧客リスト、費用や価格などの事業関連情報、設備投資計画、在庫販売戦略もまた、営業秘密に分類される。Burlington Home Shopping 訴訟では、クライアントデータベースの著作権侵害が主要論点とされていたが、収集されたデータベースが営業秘密保護の適用対象となることも強調された。

以上のとおり、インドでは、他者が容易に入手できず、秘密に保持されていることから商業的価値を有し、その保護のために保有者が措置を講じている限りにおいて、企業情報、産業情報、技術ノウハウ、又は工程といったカテゴリーに属する広範な情報を営業情報として保護の対象としている。

(2)雇用主と従業員との間の営業秘密に関する判例

当該テーマに関する判例は、秘密保持及び競業避止契約はインドの裁判所により支持されているものの、契約中のこれらの制限的条項の合理性が重要な検討事項とされていることを示している。

契約における制限的条項の合理性に関する問題は、1967 年 1 月 17 日の Niranjana Shankar Golikari 対 Century Spinning and Mfg Co. Ltd. 訴訟判決 (1967 AIR 1098, 1967 SCR (2) 378) の中でインド最高裁判所において判断された。インド最高裁判所は、雇用契約期間中に効力を有する、negative covenants (一定の行為を行わない約束・義務) は、一般的には取引を禁止するものとは見なされないと判示した。また、従業員が同業他社や他企業に雇用されず、自ら事業を立ち上げず、類似又は実質的に同様の職務を遂行しないという negative covenants は、当該契約が不当、過度に過酷、不合理又は一方的なものでない限り、取引禁止には当たらないとしている。この場合、契約書中の制限は合理的なものであり、取引禁止には当たらないとの判断を示した。

特に従業員が懸念する場合には、negative covenants を注意深く定める必要性について、デリー高等裁判所は、1979 年 7 月 20 日の Superintendence Company of India (P) Ltd 対 Sh Krishan Murgai 訴訟判決 (AIR 1979 Delhi 232) において、雇用契約に関し、従業員と雇用主の交渉力には本質的に不均衡があるため、雇用時に従業員が契約の実体的な内容について深く考慮しない場合があるとした。同裁判所は、禁止措置は「雇用主を保護するための必要性を超えたものであってはならず、また、不当に過酷又は従業員を圧迫するものであってはならない。」としている。したがって、雇用契約の終了後、従業員が雇用主の事業に類似又は競合する事業に従事しないことを要求する広範な negative covenants について、同裁判所は、それが従業員が生計を維持する上で不当な影響を及ぼすことを理由として、認められないと判断した。

同時に、同裁判所は、従業員が自らに委ねられた営業秘密又は機密情報を、自身の事業又は職務において自らを利するための「きっかけ」として利用することについては厳しい見方を示した。カルカッタ高等裁判所は、2015 年 6 月 17 日の Hi-tech systems and Services Ltd 対 Suprabhat Roy 他訴訟判決 (G.A. 1738 of 2014 及び C.S. 192 of 2014) において、被告が原告から雇用されている間に取得した機密情報を基に、被告が原告の顧客に取引を勧誘しているとした。これを受け、同裁判所は、既

存契約の侵害は原告に衡平法上の救済を与えるものであることを理由に、被告に対し、原告が第三者との間に結んだ既存契約の一切の侵害を禁ずる差止命令を出した。

同様に、Niranjan Shankar Golikari 対 The Century Spinning And Mfg. Co. 訴訟判決（1967 AIR 1098, 1967 SCR (2) 378）において、最高裁判所は、一審判決及び高等裁判所による判決を支持し、専門的な情報を競合会社の開示することは被告の利益を害するものであり、「時期、雇用の性質及び地域についての制限であり、被告である会社の利益保護の観点からは、広範、不合理又は不必要であるとは言えない。」として、上诉人（原告）に対する差止命令を認めた。

(3)ベンダーと購買企業との間など、企業間の契約を通じて共有される営業秘密に関する判例

ベンダーと購買企業との間の契約やパートナーシップ契約のような企業間の契約の場合、裁判所は、制限的条項について、より制限が少なく、より好意的な見方を示してきた。

1995年8月4日の M/s Gujarat Bottling Co. Ltd (GBC) 他対 Coca Cola 他訴訟判決（1995 AIR 2372, 1995 SCC (5) 545）において、最高裁判所は、1993年に両当事者間で締結された契約は、GBCが飲料を製造、瓶詰、販売及び流通することを認める一方で、GBCが競合商品を取り扱う権利を制限したフランチャイズ契約であるとした。裁判所の判断は、当該の negative covenants は、フランチャイザー製品の流通促進のためのものであり、取引の禁止とは見なされないというものであった。また、その後の Coca Cola に情報を提供しないまま GBC が Pepsico Ltd に自社株を譲渡した行為は、1993年に締結された契約に違反したものであり、同社は Coca Cola との取引において不公正かつ不公平な行為に及んだとした。これを受け、同裁判所は、「1996年1月25日までの間、アーメダーバード及びラージョートの工場を使用し、それが何者であるにかかわらず他者の飲料を製造、瓶詰、販売又は取引する、又は何らかの方法で関与することを禁じた高等裁判所による差止命令には、いかなる瑕疵も見当たらない。」との判断を示した。

カルカッタ高等裁判所での Fairfest Media Ltd 対 ITE Group Plc 訴訟（GA No. 3174 of 2014 及び CS No. 329 of 2014）では、原告は被告との間で、両者間で検討されていた合弁契約に先立ち、秘密保持契約（NDA）を締結していた。この NDA は、署名日である 2013年3月15日から6ヶ月間有効であった。当該 NDA 締結後、被告の要請により、原告は財務・販売に関する機密情報を伝えた。しかしながら、2014年4月に合弁契約

案は被告により撤回された。被告は機密情報すべてを入手していたが、原告・被告の両者間で締結された NDA もまた無効となった。同裁判所は、衡平法の原則及びスプリングボード・ドクトリン（守秘を条件に入手した情報を、入手先に損害を与える形で自らを利するために使用してはならないという考え方）¹⁶に基づき本件を審理し、特に、提案された旅行見本市に関連して原告から受領した販売戦略、顧客基盤に関する情報を被告が共有することを禁止した。

(4) 契約上の合意が存在しない場合の営業秘密の保護

当該状況に関連する重要判決の一つが、デリー高等裁判所による 1987 年 7 月 6 日の John Richard Brady 対 Chemical Process Equipments 訴訟判決 (*AIR 1987 Delhi 372*) である。本件では、被告らは、原告から飼料生産ユニットの図面を、工場内で必要な特定のパーツを提供するという限定的な目的のためとして入手していた。しかし、被告らは情報を不正利用し、飼料ビジネスに参入するための「きっかけ」として使用していたことが判明した。デリー高等裁判所は、審理に当たり、情報が秘密である限りにおいて、開示及び不正利用からそれを保護する正式契約の有無は大きな問題ではないとした Saltman 訴訟における Greene 判事による判決を判例とした。同裁判所は、被告らが保有する情報を利用することを禁じ、一般的な衡平法の原則及び守秘義務違反を理由として、費用の支払を科した。事実審理に当たり、同裁判所は、機密情報に関連した紛争において利用可能となるべき救済について、Saltman 訴訟における Greene 判事の判決に触れた。Greene 判事は、3つの状況に分けてこれを整理・分析し、まず、契約が存在し、一方の当事者が機密情報を受け取った場合、契約中に明記されていなくとも、情報を秘密に保持する義務が受領した側の当事者にあるとした。次に、明示的か黙示的かを問わず同意を得ないまま、直接的又は間接的に原告から取得した機密情報を被告が使用したという状況においては、被告は原告の権利を侵害した罪に問われるとした。さらに別の状況として、情報が秘密である限りにおいて、契約の存在有無にかかわらず、情報を受領した側の当事者に義務が発生するとした。

デリー高等裁判所による 1998 年 10 月 16 日の Escorts Construction Equipment Ltd 対 Action Equipment P. Ltd 訴訟判決 (IA No. 2460 及び 4638/98) は、重要な役職に 10 年近く在籍した元従業員が、退職後 3 年以内に原告が製造していたピックアンドキャリー自走式クレーンと極めて類似した製品の製造会社を設立した事案についてのものである。契約上の違反行為はなかった。しかし、デリー高等裁判所は、原告の従業

¹⁶ この考え方の詳細については、以下を参照。

<https://www.legalserviceindia.com/legal/article-3780-spring-board-doctrine-a-critical-study-of-trade-secret-protection.html>

員であった被告が元の雇用主の意匠を不正利用しようとしたとして、守秘義務違反を理由に差止命令を出した。被告が仮差止命令により制限を受けない限り、金銭的に見積もることのできない回復不可能な損失又は損害が生じかねないため、比較衡量は原告に有利なものとなるとの判断が示された。

カルナータカ高等裁判所は、2005年10月20日のV.V. Sivaram 他 対 Foseco India Limited 訴訟判決（2006 133 CompCas 160 Kar, 2006 (1) KarLJ 386）において、12年近くにわたり原告企業に勤務した後に退職した被告らが、機密ノウハウを保有し、これを原告の製品と似た製品を製造するために使用し、また、原告の製品だと偽ろうとしたとして、守秘義務違反を理由に被告（本件では控訴人）に対し一審が出した差止命令を認めた。同裁判所は、原告の権利を保護する黙示の義務は強制可能であるという事実を認め、さらに、従業員による雇用終了後の機密情報の開示を禁止することは可能であるとした。

(5) 第三者により情報が盗まれた場合の営業秘密の保護

カルナータカ高等裁判所は、2012年10月10日のHomag India Private Ltd 対 Ulfath Ali Khan 訴訟判決（M.F.A.No.1682/2010 C/W M.F.A.No.1683/2010（CPC））において、第一被告は、第二被告であるM/s IMA Klessmann GmbH から守秘義務に違反するよう唆され、自身のHomag メールアドレスから個人用メールアドレスに機密データを送ったことは文書により一応に立証されたと判示した。さらに、「当該状況下では、原告は、第二被告が原告の営業秘密情報を利用して第二被告の事業の成長を図ったことを立証する必要はない。」と判示し、守秘義務違反及び機密情報の不正使用は提訴可能な権利であるとの判断を示した。被告らは、仮差止命令により、業務継続、原告の顧客との取引、また、技術データ、製造工程、販売計画、販促、価格、顧客リスト、ソフトウェア、仕様書、技術的手法等の情報の利用を禁止された。

以下は、インドの裁判所により下された営業秘密に関するその他の重要な判例である。

①Bombay Dyeing 及び Manufacturing Co Ltd 対 Mehar Karan Singh 訴訟判決（2010 (112) Bom LR 375）

○本件事実の概要

- (i) 本件において、原告はWADIAという企業の所有者であり、被告は当該企業の取締役役に任命されていた。
- (ii) 被告は、原告の求めに応じ、在職中又はその後に機密情報を漏らしてはな

らないという書面に署名し、その遵守を約した。

- (iii) その後、原告との雇用継続中に、被告が DD（原告の競合企業）に取締役として入社していたことが判明した。
- (iv) さらに、原告が対価を支払いソフトウェアメーカーOracle から取得した、原告の不動産業務用カスタマイズソフトウェアのマニュアル等を被告がメールで転送し、競合他社 DD に機密情報を漏洩したと原告は主張した。

○争点

- (i) 原告のカスタマイズソフトウェアのマニュアルを被告が競合他社と共有することは、機密情報の開示に相当するか。
- (ii) 被告による機密情報の漏洩・開示に対して、原告が求める差止請求は認められるべきか。

本件において、ボンベイ高等裁判所は、営業秘密であるかを判断するため、以下を検討した。

- (i) 当該情報とその企業の外部で知られている度合
- (ii) 当該情報とその企業内部の者に知られている度合。すなわち、当該営業秘密の保有者が秘密を守るために講じた対策
- (iii) 競合他社が保有していない当該情報を有していることにより得られる利潤及び保有者にとっての価値
- (iv) 当該情報の入手及び開発に要した労力又は費用
- (v) 他者が当該情報を取得し、複製するのに要するであろう時間及び費用

○裁判所の判断

- (i) 被告は、被告の電子メールに添付されたソフトウェアマニュアル中の機密情報を、いかなる方法であれ、他者や他企業、又は原告の競合企業に漏洩又は引き渡してはならず、また、自己の使用のために、いかなる形であれ、これを利用してはならない。
- (ii) 同裁判所は、「営業秘密」の定義を検討するため、Black' s Law Dictionary（第 8 版）の 1533 ページ及び Pollock と Mulla の手になる契約法に関する権威ある解説書（第 13 版）838 ページを参照し、次のような判断を示した。
 - ・従業員が記憶する情報は、契約期間満了後又は当該従業員のその後の事業において、当該従業員が使用できる。
 - ・従業員が複写する権限がない、顧客リストを含むすべての機密情報は、雇用主に不利益を与える形で当該従業員が使用することはできない。これは、従業員が、雇

用期間中に知り得た営業秘密又は機密情報を、他者に開示したり又は自己の利益のために使用したりしないという雇用主に対する忠実義務によるものである。

(iii) さらに、同裁判所は、情報を営業秘密と認定するための以下の要素を検討した。

- ・ 当該情報がその企業の外部で知られている度合
- ・ 当該情報がその企業の内部、すなわち従業員により知られている度合
- ・ 当該営業秘密の機密を守るために保有者が講じた対策
- ・ 競合他社が保有していない当該情報を有していることにより得られる利潤及び保有者にとっての価値
- ・ 当該情報の入手及び開発に要した労力又は費用
- ・ 他者が当該情報を取得し、複製するのに要するであろう時間及び費用

(iv) また、同裁判所は、営業秘密の原則においては、新規性や用途は認定に求められる要素ではないと判示し、コンピュータソフトウェアは、一般的な営業秘密関連法及び原則の下で保護されるとした。

(v) 本件において、原告はソフトウェア開発に 9 年を要しており、これを被告は 100 万ドル近い額と引き換えに DD に共有していた。

(vi) 判決理由契約で定められている場合を除き、ある情報が機密とされるためには、当該情報についての機密性の要件を備えていなければならない、かつ、公共の財産又は公知のものであってはならない。

(vii) 被告は、被告の電子メールに添付されたソフトウェアマニュアル中の機密情報を、いかなる方法であれ、他者や他企業、又は原告の競合企業に漏洩又は引き渡しではなく、また、自己の使用のために、いかなる形であれ、これを利用してはならないと、同裁判所は特記した。

②デリー高等裁判所による 1987 年 7 月 6 日の John Richard Brady 対 Chemical Process Equipments (P) Ltd. 訴訟判決 (AIR 1987 Delhi 372)

○本件事実

- (i) 原告は、屋外の気象条件にかかわらず、一年を通じて牧草を生産することのできるコンパクトな機械ユニット内で、家畜の食料である新鮮な緑草を栽培するというアイデアを思いついた。
- (ii) 原告は、1972 年に独自の飼料生産ユニット（以下「FPU」）を開発し、インドにおいて国内向け及び輸出向けの FPU の製造を開始することを決定し、被告が製造した感熱パネルの調達検討のため、被告に見積もりを依頼した。

- (iii) 被告が見積もりを作成送付できるよう、原告は被告に対し、FPU に関するすべての技術資料、詳細なノウハウ、図面、仕様書を、秘密保持契約を締結した上で共有した。被告は、この契約が有効である間、被告がこの感熱パネルを原告以外の者のために製造しないこと、また、提供された詳細及び仕様書を漏洩しないことに合意した。
- (iv) その一方で、被告は、FPU のオペレーションノウハウ及び技術を知るため、原告の FPU が稼動している地域を何度にもわたり訪問したとされる。
- (v) その後、原告は、原告の FPU に偽って見せかけたと思われる機械を被告が考案したことを知った。
- (vi) これらの状況を考え合わせ、原告は、被告が秘密保持契約の下で開示された原告のノウハウ、情報、図面、意匠、仕様書を不正に改変し不正利用したことにより、守秘義務に違反したと主張した。
- (vii) 上記に関し、被告は、自分たちは著作権を侵害しておらず、また、当該契約への一切の条項に関し、違反の責を負うものではないと主張した。また、被告は、海外市場では長年にわたり、同様の機械を製造する企業が存在すると申し立てた。被告は、FPU に関する図面、技術資料、ノウハウを原告が提供したことを否定した。

○争点

- (i) 被告が著作権を侵害したか、あるいは被告が秘密保持契約のいずれかの条項に違反しているかどうか。
- (ii) 原告が主張するように、被告が守秘義務に違反したかどうか。

○裁判所の判断

- (i) 裁判所は、両当事者の機械が酷似しているとの判断を示した。
- (ii) さらに、被告は原告の図面を入手してもいた。裁判所はまた、被告が実際にどのようにして被告の機械を考案したかについて明らかにしていなかった。
- (iii) 原告は、その著作権が侵害されたこと、及び厳格な守秘義務の下で当該 FPU に関する仕様書、図面、その他の技術的情報が被告に提供されたことについての強力な一応の立証を行ったとの判断を裁判所は示した。
- (iv) 裁判所は、被告は、自身に委ねられた原告の FPU に関するノウハウ、仕様書、図面その他の技術的情報を、市場参入のための「きっかけとして使用して原

告に損害を与えており、被告がこれらの情報を濫用することを禁ずることは公正の原則に適うとの明確な判断を示した。

- (v) これを受け、裁判所は被告に対し、原告の FPU の図面を実質的に模倣・複製した機械の製造及び販売、並びに原告が当該 FPU について被告に開示したノウハウ、仕様書、図面その他の技術的情報を、他のいかなる形であろうとも使用することを禁止した。
- (vi) 同裁判所は、契約書中に明示的な秘密保持条項がなくとも、秘密保持は黙示されており、被告は守秘義務違反の責任を負うとの見方を示した。

③カルカッタ高等裁判所による 2015 年 6 月 17 日の Hi-Tech Systems 対 Suprabhat Ray 訴訟判決 (G.A. 1738 of 2014, C. S. 192 of 2014 及び AIR 2015 Cal 261)

○本件事実

- (i) 原告企業は過去に被告らを雇用しており、被告らは、雇用中に回付された行動規範及び方針に基づき、その雇用期間中および雇用終了の日から 3 年間、提供されたすべての情報及び資料を機密に保持することを義務付けられていた。
- (ii) 被告らの退職後間もなく、原告は、被告らが競合企業を立ち上げ、原告のデータベースから不正に入手した貴重なデータ及び情報を用いて、原告の顧客に売り込みを図っていることを知った。
- (iii) そのため、原告はカルカッタ高等裁判所に対し、機密情報及び営業秘密を含む原告のコンピュータデータベースを、いかなる形であろうとも漏洩及び/又は使用することを被告に禁ずる差止命令を求め提訴した。

○争点

- (i) 本件は、勧誘禁止、競合避止及び守秘という三つの問題に関わるものであり、特に、（原告の元従業員としての）被告が、原告と直接競合する取引に従事し得るか、また、かかる取引の過程で、その雇用の過程で入手した営業秘密及び機密情報を利用できるか否かを問うものである。

○裁判所の判断

- (i) 同裁判所は、被告らに対し、前述の行動規範及び人事方針に規定された通り、退職/雇用期間終了後の 3 年間、原告の営業秘密及び機密情報の利用並びに原告の顧客の販売代理人としての活動を禁じた。

- (ii) 同裁判所は、被告が原告と同一又は類似の事業を営むことを裁判所命令により妨げられるものではないとしたが、事業遂行においては原告のデータベース及び営業秘密を使用又は利用せずにこれを行うことを条件とし、原告の営業秘密を保護した。

(6) 上述の営業秘密関連訴訟における近年の判例

インドには営業秘密保護に関する特別な法令は存在しないが、判例の分析からは、営業秘密の定義、多くの保護救済、裁判所において不可避となる開示という関連課題などの重要テーマを含む営業秘密に関する広範かつ増え続ける判例の存在がうかがうことができる。2000 年情報技術法の公布及び電子的ルートにおける機密情報の窃取並びに厳格な罰則、損害賠償及び禁錮刑について定めたその後の法改正が示すように、技術革新に対応するため、法制度は大きく変化してきた。重大犯罪に対する刑事上の制裁措置（罰則）についても、刑事訴訟法第 405 条から第 409 条及び第 418 条において規定されている。

第 2 章 一営業秘密の漏洩に対する実践的対策（以下を含む）一

- (i) 社内における営業秘密の管理方法
- (ii) 社外における営業秘密の管理方法
- (iii) 国外に営業秘密を持ち出す際の留意事項
- (iv) 営業秘密の公証を最大限活かすには
- (v) 「優れた」契約を締結するには
- (vi) 営業秘密保護のための管理体制を構築するには
- (vii) 在宅勤務時の営業秘密保護に当たっての留意事項

以下では、営業秘密の社内外での管理方法についての推奨事項を挙げている。同様の方策は、社外又は国外において営業秘密を管理する場合にも用いることができる。

さまざまな組織が直面している主要課題の一つは、近年技術が進歩し、オンラインでの情報の共有・コピー・保存が容易となる中で、自社の機密情報をいかに保護するかである。

営業秘密の保護対象となるような情報を保有する企業は、当該情報が開示されないようにするため、以下に述べるような一定の措置を講じることが求められる。

- (i) 営業秘密として保護されるべき情報の正確な範囲及び性質の特定
保護されるべき各情報を特定し、新規作成資料のうち秘密に保持されるべきものを特定する仕組みを構築する。
- (ii) 適切な営業秘密方針の策定
営業秘密を取り扱うすべての従業員は、秘密情報の保護及び適切な取り扱いに関し、研修を受講し、秘密保持契約（NDA）及び会社方針に署名しなければならない。
- (iii) 営業秘密情報へのアクセスの制限
関係者以外の見学を制限し、すべての訪問者に入館時の署名を義務付ける。営業秘密情報を含む、又は営業秘密が記載されている文書には、「極秘」と必ず表示する。これらの文書の複写及び配布を制限し、必要に応じて複写には附番し、必ず文書の持ち出し記録を付けさせるようにする。
- (iv) 必要に応じて守秘義務契約及び NDA を締結する
すべての従業員が守秘義務契約及び NDA に署名することが重要である。企業は、当該企業を退職する従業員に対し、営業秘密資料の返却を要求し、NDA の存在を再確認させる退職時監査を実施すべきである。

営業秘密の保有者が、技術移転契約又はその他のライセンス契約に、移転された技術は機密性のあるものであり、ライセンシーは、その契約期間中及び契約終了後も守秘義務を負う旨を記載した条項を含めることは、合理的措置である。

さらに、保有者は、ライセンシーに対し、当該ライセンシーの従業員、下請業者及び工場訪問者との間で、秘密保持のために適切な秘密保持契約を締結するよう義務付けるべきであろう。営業秘密の保有者はまた、すべての技術マニュアルに、その中に含まれる情報が専有情報でありかつ秘密性を有することを明記した注意書きを挿入すべきでもであろう。

営業秘密の保有者は、営業秘密の開示を防止するため、物理的、技術的、アクセス管理上及び契約上の措置を講じなければならない。以下は、営業秘密の漏洩を防止するための具体的な対策である。

(1) 守秘義務契約／NDA

守秘義務契約は／NDA、新入社員の入社時又は従業員の退職時や、業務提携の際等、様々な状況下において、両当事者間で署名すべきものである。多くの状況において、インドの裁判所は、守秘義務契約が営業秘密の保有者の利益を保護するためには不可欠だと合理的に見なされる場合、秘密保持契約は履行強制可能であると判断してきた。

以下のような状況下において企業は NDA への署名を求めることができる。

(i) 一部の企業は、新入社員が入社する際及び従業員が退社する際、NDA への署名を義務付けている。一部の企業では、すべての従業員に NDA への署名を義務付けている。

(ii) また、複数の企業間の交渉の冒頭段階で NDA は締結される。これは両当事者が事業契約を実際に締結するかどうかは依然として不確実な場合にも行われる。そのような状況では、評価、市場分析、将来のプロジェクト予測のために当事者間で情報を共有する。また、交渉段階で取引が決裂した場合、NDA が締結されていれば、両当事者は、共有したデータが自社に不利になる形で使われることはなく、また第三者に譲渡されることもないと確信できる。

(iii) NDA はまた、資金調達を望む企業と見込み投資家との議論に先立ち締結すべきである。このような場合、NDA は、競合他社が自社の営業秘密や事業計画を入手することを防止するためにある。

(2) 契約

契約は、一種の二者間合意であり、あらゆる一般的な状況下において利用可能である。NDA／守秘義務契約は、特定のタイプの合意又は契約であり、署名者は、営業秘密又は機密情報を第三者に開示しないことを約す。この NDA への違反があった場合、署名者に法的責任を負わせることができる。NDA は、通常、雇用の際や出資企業との間で合併事業を立ち上げる際に交わされる。一方、一般的な契約は会社合併等の際に締結される。役務提供契約の中で機密情報及び営業秘密に関する従業員及びコンサルタントの職務を規定し、その職務の内容及び対象となる情報の内容を明確化することは有用である。契約上の義務は、コモン・ロー又は営業秘密関連規制に基づく請求に比べ、通常、履行強制しやすい。

情報を機密／秘密に保持するための契約は、雇用主と従業員及びライセンサーとライセンシーとの間、並びに当事者間で秘密／機密情報が共有される場合のその他すべての当事者間で締結されるべきものである。契約書中には、当該契約に明記された目的以外の目的のために当該契約に基づいて入手した情報を漏洩又は使用しないという、negative covenants を課す制限条項を設けるべきである。1872 年インド契約法第 27 条は、このような規定に特に言及したものだ。

- (3) 従業員との秘密保持契約 営業秘密が従業員によって不正利用されないことをより徹底するために、営業秘密の保有者は、秘密保持契約を結ぶべきである。企業によっては、当該企業に関する機密情報にアクセスできる従業員に対し、入社時の NDA 締結を義務付けている。従業員による窃取から営業秘密を守るには、新入社員の入社時に NDA を締結するだけでは不十分である。情報を営業秘密として保持する（従業員向けの）取り組みとして、以下の措置を講じるべきである。また、従業員／情報利用者が在宅勤務を行う場合や、営業秘密を守るための管理体制を構築する場合にも、これらの措置は有用となる。

- ・当該情報に「機密」との表示を付し、会社の機密情報を扱っていることを従業員が認識できるようにする。
- ・アクセス承認を受け、NDA を締結するまで、営業秘密又は機密情報へのアクセスを許可しない。
- ・パスワード保護、暗号化、及びファイアウォールの要件を含む、在宅勤務者向けの方針と手順を策定運用する。
- ・公共の Wi-Fi ホットスポットやその他のセキュリティが確立されていないロケーションから会社のネットワークにアクセスする場合、リモートで業務を遂行するすべての従業員にセキュアな VPN の使用を義務付ける。

- ・データプライバシー&ガバナンスフレームワークを導入し、従業員に対し機密データへのアクセスを制限する。
- ・データ損失防止（DLP）ツールなどのソフトウェアツールを使用して、機密データを監視及び保護する。
- ・会社の営業秘密を守ることの重要性及びフィッシング攻撃の識別法について従業員教育を行う。
- ・重要な資産を特定し、多層防御の原則に基づき何層にもわたるセキュリティを実装する。
- ・極めて機密性の高い情報については、認証を受けていないユーザーが認識された場合、又は携帯電話のカメラを用いた画面撮影をソフトウェアが検知した場合にコンピュータをロックする顔認識ソフトウェアを活用する。
- ・従業員の PC からのすべてのインターネットトラフィックを会社のファイアウォール経由で監視し、異常なトラフィックとサイトへのアクセスを監視する。

(ii) データベースの保護 営業秘密を格納するデータベース、サーバー、及びソフトウェアへのアクセス権を持つユーザーを制限する。サーバーをパスワードで保護すると共に機密情報を入力する際にコンピュータ画面に適切な警告が表示されるようにし、機密の文書、フォルダ、スクリーンセーバーはパスワードで保護し、ファイアウォールのような電子的セキュリティチェック、アンチウイルスその他あらゆる種類の保護ツールを活用して、コンピュータファイルの写しの形をとった機密情報が会社の業務に影響を与える社外に漏洩しないよう、確実な対策を講じる。

(i) 退社時の諸確認 従業員が退職する前に退職時の諸確認をスケジューリングすることが重要となる。会社の営業秘密を保護するため、当該従業員には、道義的及び法的責任を告知し、再認識させるようにする。当該従業員が守秘義務契約締結済みかどうかを確認させるようにする。また、引き続き守秘義務があることを確認する文書に署名するよう従業員に求めることも効果的な措置となり得る。会社に関するすべてのメモ、書類、文書を返却するよう従業員に求めるようにする。

(4) 産業スパイからの営業秘密の保護

産業スパイから営業秘密を保護し、その手に渡ることを防止するために取るべき措置は以下の通り。

(i) 会社が所有する秘密情報の特定

自社が保有している営業秘密がどのようなものであるかを正確に把握することは、営業秘密を守るための第一歩である。そのためには、社内・社外のいずれについても検討することが必要となる。自社の営業秘密の真の価値を把握するため、企業は、競

合他社の技術や業界のベストプラクティスと比較して自社の営業秘密がどのレベルにあるかを理解する必要がある。自社の知的財産を適切に評価することで、自社にとって最も重要な秘密をより良く守るため、より効果的に優先順位を設定し、セキュリティ資源を投じることができるようになる。

(ii) 脅威の特定

産業スパイを防止する戦術の策定に先立ち、企業は、最も脅威となるグループを特定しなければならない。たとえば、誰の目から見ても明らかな脅威となり得るのは自社の競合企業である。

(iii) 物理的セキュリティ

企業は、インフラ、ツール、オフィスが物理的に確実に保護されるよう図らなければならない。これには、監視装置の設置、エントリーポイントの保護、セキュリティ専門家の臨時又は恒久的な雇用が含まれる。企業は、最も機密性の高い施設及びデータの特定・保護に特に注意を払わなければならない。

(iv) バックグラウンドチェックの実施

企業は、機密情報にアクセスできるすべての従業員のバックグラウンドチェックを実施しなければならない。また、企業は、初期スクリーニング後も、定期的に従業員に対するセキュリティ評価を行うようにする。

(v) サイバーセキュリティの確保

近年産業スパイ活動にコンピュータネットワークが利用されるケースが増加している。そのため、企業にとって、強力なサイバーセキュリティシステムを維持することは重要である。データベースは、強力なパスワードを使用して保護しなければならない。

(5) 適切な秘密保持契約を締結するには

NDAすなわち「秘密保持契約」とは、各当事者が秘密に保持しなければならない情報とはどの情報かを明らかにする、複数当事者間の法的契約である。NDAは、企業により、従業員、見込取引先等が当該企業の機密情報を漏洩しようとした際に自社を守れることができるよう用いられる。NDAは、企業の営業秘密その他の情報が一般公開されたり、競合他社に漏洩することを防ぐ上で有用だ。

漏れのない優れた NDA となるようにするため、契約書中に以下の要素が含まれるようにしなければならない。

(i) NDA の対象となる全当事者の特定

NDA は、当該企業と秘密情報が委ねられる者を冒頭部分に明記する。NDA は、可能な限り具体的に、契約書中に含むべきすべての当事者及び当事者から委託を受ける者の名称を記載する。これには、当該企業の営業秘密を秘密に保持することが求められるすべての追加の者又は組織を含む。

(ii) 明確に定義された機密情報の成立要件

曖昧さを排し、他方の当事者が機密情報の範囲を認識できるよう、NDAには機密情報の正確な定義を記載するよう図る。

(iii) 情報受領者の責任

このセクションでは、情報受領者が入手することとなる企業秘密に対し、当該情報受領者は何ができ、何ができないかを記載する。

(iv) 契約に係る期間の決定

契約に係る期間にかかわらず、特許又は著作権により保護されている情報については、当該情報を開示した企業が完全な所有権を保持し、NDAの満了後も当該情報を濫用した場合は法的措置の対象となる可能性があるとの条項を含めることが望ましい。

(v) 秘密保持契約からの除外項目

この合意を関係者全員にとって網羅的かつ正当なものとするため、NDAの対象とならない情報の種類を明記することは有用である。大多数の企業にとっての標準的な除外項目として、既に公知である情報、情報受領者が既に第三者から知らされている情報、法律により開示が義務付けられている情報などがある。

企業に対する法的保護と、相手方がその条件を受け入れられる程度の許容性とのバランスが取れたものが理想的なNDAと言える。NDAの究極的な目標とは、裁判で争うような状況を作らないことにある。

第3章 営業秘密漏洩時の対応

例えば

- ・情報漏洩の兆候
- ・初動対応（紛争解決手続及びロードマップ）
- ・民事上の解決法
- ・刑事上の解決法
- ・その他の紛争解決法（行政上及び／又は多国間の措置、ADR等）

(1) 情報漏洩の兆候

ほとんどの場合、営業秘密又は機密情報は、従業員によってうっかり又は誤って漏洩される。これは、雑談、就職面接、又は同様の状況で起こり得る。

また、業務のデジタル化への急速な移行により、保管されているデータや在宅勤務者のデータへのアクセスに対する所有者／会社のコントロールがより脆弱になり、データ盗難その他の機密保護違反のリスクが増大している。

さらに、従業員や元従業員が会社に損害を与えたり、報復したりしようとするケースもあり、そのような場合、悪意を持った意図的な情報漏洩が往々にして起こる。

この他、競合他社の活動を監視することは、営業秘密の漏洩把握のための重要な取り組みである。同様に、競合他社が発売した製品が自社製品と酷似している場合や、競合他社が自社従業員と頻繁に面談している場合についても、営業秘密漏洩の可能性がある。

(2) 初動対応（紛争解決手続及びロードマップ）

営業秘密の保有者は、当該企業の機密情報が漏洩していることを知った場合、必要な措置を速やかに講じるべきであり、また、漏洩者に対する刑事上又は民事上の措置についても検討する必要がある。機密データが盗まれた場合、当該データの保有者は、事態を調査し、損害を判断するための措置を直ちに講じるべきである。また、サイバー犯罪調査の専門家は、データが盗み出されたシステムについての調査分析を支援することができる。

契約又は秘密保持契約に対する違反及び営業秘密の不正利用に対しては、金銭的損害賠償の支払いを求め提訴することが可能である。多くの場合、立証責任は原告側にあり、機密情報又は営業秘密として保護しようとする情報を明らかにしなければならない。

一度営業秘密が漏洩してしまうと、秘密が保持された状態の回復はほとんど不可能

である。それ故に、営業秘密を保護するため、適切な措置が取られなければならない。インドには、営業秘密の保護に関する厳格な法律は存在していないものの、上の各項で解説したように、裁判所は、公正、正義、良心という概念に基づき、営業秘密保護に関連した訴訟の判決を下している。

営業秘密の不正利用は、不正な手段による営業秘密の開示であると理解されているが、これに対する特別な法は存在しない。したがって、営業秘密の不正利用又は不正開示に対する訴訟が起こされる場合、一般的にその訴因とされるのは、民事訴訟では契約違反及び不正利用による不正行為、刑事訴訟では窃盗及び背任などである。

民事訴訟においては、差止命令及び損害賠償とは別に、原告又は権利者が行使することができるその他の民事上の救済措置には、営業秘密を含む資料（例：紙資料やUSB等の情報を記録した記録媒体、金型等の情報を化体した物件）の返還又は営業秘密を含む資料の返却を認める裁判所命令、及び被告により悪用された資料を（損害賠償額算定のために）保管するための裁判所委員の任命などがある。裁判所は、裁判所委員が裁判所による適切な搜索・差押命令を遂行するに当たり、地域の警察に対しこれを補佐するよう指示することもできる。

刑事訴訟においては、1860 年インド刑法及び 1957 年著作権法（著作権を保護）や 2000 年情報技術法（電磁的記録を規律）など特定のテーマに関する法律に、禁錮刑又は罰金刑に処せられる可能性のある犯罪を具体的に規定する条項が含まれている。営業秘密の不正利用を犯罪として具体的に挙げている例はない。ただし、事案の事実において、背任罪、窃盗罪、詐欺罪等の罪が適用される場合がある。背任罪に対する刑罰とは、3 年以下の禁錮又は罰金である。委託を受けた財産を不正に流用し、又は自己の使用のために換金し、又は（明示的か黙示的かを問わず）契約又は適用される法令に違反して不正に使用又は処分し、又はその他の者にこれを許した場合、その者は背任罪を犯したものと見なされる。

さらに、NDA の中では、当該 NDA 中の条項の第三者による違反に対する損害賠償請求規定等大きな制裁も明記すべきである。営業秘密に起因する紛争について、インドにはそれに特化した裁判外紛争解決手続（ADR）は存在しないが、紛争が発生した場合に、調停（拘束力の有無にかかわらず）や仲裁を含む既存の ADR により裁判所外で紛争を解決できるよう、NDA には ADR 条項を含めて、それにより解決に向けた時間を節約できるようにすべきである。

第4章 各種事例、参考例

関連文書及びセルフチェックシート参考例、就業規則における守秘義務規定の例、従業員との秘密保持契約の例退職後の競業禁止契約の例、取引先との秘密保持契約、取引先管理体制チェックシート来客、受付票（秘密保持契約）等セルフチェックシート（営業秘密保護方針の管理、営業秘密取扱管理、従業員管理、物的管理、通信セキュリティ管理等）。

職場の従業員又は取引関係にあるベンダー／パートナー企業との間で知的財産に関する契約又は方針を締結することが重要である。インドの中規模企業・団体は、その重要性を認識しており、一般的に、技術を開示する前に、NDAを締結している。同様に、知的財産権の譲渡に関する条項が、従業員向けの雇用契約中にも盛り込まれる。職場向けの営業秘密保持契約／方針により、対象事項の機密性や機密情報の性質、及び守秘義務に違反した場合、どのような結果を招き得るかについて、従業員及びスタッフに認識させることができる。

インドにおいて、契約書は履行強制可能なものとされているため、雇用／秘密保持に関する合意書又は契約は、営業秘密のような機密情報の保護に有用である。契約書は、機密情報の不正な開示及び不正利用を禁止する条項を含むよう作成すべきである。これらの契約書中には、開示される可能性のある情報の種類、そういった情報を用いる場合の注意、及び契約期間終了後の開示に対する制限も含めるようにする。

添付の就業規則における秘密保持関連条項のサンプルを参照のこと。機密情報の保護／従業員による機密情報の悪用に関し、一般的に、次のような条項が雇用契約に盛り込まれる。

(1) サンプル1（従業員向け）

秘密保持及び知的財産権

- (i) 「従業員氏名」は、当社に雇用されていることにより個人的に知り得た技術的ノウハウ、オフィス管理、セキュリティ、ベンダーの詳細情報、メーカーの詳細情報、購入者の詳細情報、当社に関する事務及び／又は組織関連の事項に関する資料、細部又は詳細すべてについて、いかなる相手に対しても口頭又は書面で提供しないものとする。
- (ii) 雇用期間中に「従業員氏名」が作成した商標／ブランド及び著作権を含むすべての知的財産権は、当社が独占的に所有する専有資産である。会社の知的財産権の不正利用は、解雇につながる。

(2) サンプル 2 (従業員向け)

秘密保持

従業員は、本契約の過程において又は本契約に関連して、両当事者が [YY/MM/DD●] に署名した秘密保持契約に従い、雇用主から受領したすべての情報を、機密として取り扱うことを約す。当該秘密保持契約の写しは、付属書 [YY/MM/DD●] として本契約に含まれる。本契約と秘密保持契約との間に矛盾が生じた場合、対応する秘密保持契約の条項が優先するものとする。

(3) サンプル 3 (ビジネスチャネル向け)

ベンダーとの契約書

添付のベンダー契約書サンプルを参照のこと。ベンダーとの契約書では、知的財産を特定すると共に知的財産に関する規則を明記するものとする。以下に例を示す

知的財産権

- (i) 販売者は、購入者が、ブランド、ロゴ、タグライン、商標、特許、サービスマーク、営業秘密、著作権及び意匠、又は本契約に明示的に記載されていないその他の知的財産権 (IP) を含む購入者の IP の専有的な所有者であることを確認し、これに同意する。購入者は、購入者の IP が第三者の IP を侵害しておらず、又は、第三者の IP に違反していないことを表明し、保証する。
- (ii) 本契約の条件に基づき、購入者は、本契約が有効である間、商品製造用 に 購入者の IP を使用するための限定的、譲渡不能、非独占的なライセンスを販売者に付与する。
- (iii) 販売者は、購入者の IP に酷似した、又は混同を招くおそれのある、購入者の IP に似た商標、サービスマーク又はトレード・ドレスを登録してはならない。
- (iv) 購入者が付与した限定的なライセンスが存在する場合、当該ライセンスは本契約の終了時に満了する。
- (v) 製品を製造するための下請先との契約／ライセンスを行う場合は、購入者の書面による然るべき許可を得なければならず、当該 下請契約 は、購入者による IP 権の独占的所有を維持するため、本契約に定めるのと同じ条件に従うものとする。

秘密保持

- (i) 販売者は、商品の技術仕様を含め、特定の非公開機密情報、営業秘密情報（総称して「専有情報」）を購入者から受領する場合があることを

確認し、これに同意する。

- (ii) 販売者は、専有情報が購入者にとって価値があること、及びすべてのメモ、仕様書、フォーミュラ、技術仕様、アルゴリズム、図面又はその他の関連情報が秘密に保持されなければならないことに同意する。
- (iii) さらにまた、販売者は、当該情報を使用せず又は第三者に開示しないことに同意する。販売者は、購入者が共有したすべての専有情報を、共有されたままの形で購入者に返却する。また、販売者は、購入者のいかなる専有情報についても、一切それを複写してはならない。

従業員と事業関連情報を共有する場合の営業秘密

従業員に共有される事業関連情報は、義務の履行強制によって複雑かつ主観的なテーマとなる。これは、雇用期間中、従業員は担当する顧客やクライアントの身元を外部機器の助けを借りることなく記憶する可能性が高く、そのため、インド憲法第 19 条第 1 項 (g) の下での取引及び職業の自由という基本的権利に基づき、従業員が当該情報を自由に使用できるためである。

退職後の競業禁止契約の例

退職後の競業禁止契約に関する情報はない。しかし、契約期間中は、制限的合意事項により雇用主の合法的な雇用に従事する現従業員は制約を受けるとの法的見解は確立されている。一方、契約終了後の従業員に対するこのような制限の有効性に関する法的見解は議論の分かれるところであり、複数の裁判所において判断が示されている。インドの裁判所は、複数の訴訟事案において、雇用期間中のネガティブコベナントの履行強制は当事者間で可能であるが、雇用期間を超えて強制することはできないと明確化している。

雇用終了後の競業禁止条項（制限条項とも呼ばれる）は、雇用終了後、雇用主の事業を保護するために、特定の期間又は特定の地域内で従業員が類似の事業又は職業に従事することを禁止することを企図し、契約に盛り込まれる。

インド憲法及び 1872 年インド契約法（以下「契約法」）の規定に照らし、一般的に裁判所は、雇用主と従業員との間の既存契約にかかわらず、従業員の生計に対する権利が雇用主の利益に優先されなければならないとの判断を示してきた。

インド憲法第 19 条 (g) は、すべての市民に、あらゆる職業、取引又は事業を営む権利があることを明確に規定している。これは絶対的な権利ではなく、公益のために、

この権利に合理的な制限を課すことは可能である。裁判所は、このような制限を認めることに対しては常に慎重であり、それぞれの事案の事実と状況に応じ、正義、道徳、公正の原則が適切に適用されるよう、この規定の解釈を柔軟に保ってきた。

第 27 条の条文からは、どのような制限が有効とされるかについて、窺い知ることはできない。インド最高裁判所は、1967 年 1 月 17 日の Niranjana Shankar Golikari 対 Century Spg & Mfg Co. Ltd 訴訟判決（1967 AIR 1098, 1967 SCR (2) 378）において、契約法第 27 条に基づく「制限的」契約の有効性を決定するための判断の拠り所として、以下のように詳述した。

「・・・契約終了後の期間中に制限を適用する場合と、契約期間中に運用する場合とは、制限条項に対する見解は異なったものとなる。従業員が雇用主のみのために働く義務を負う雇用契約期間中に適用されるネガティブコベナントは、一般的に取引の制限とは見なされず、したがって、契約法第 27 条に該当しない。従業員が雇用主の事業と類似した、又は実質的に似た取引もしくは事業に従事せず、又は他の雇用主のためにそのような職務に従事しないというネガティブコベナントは、当該の契約が非良識的、過度に過酷、不合理、又は一方的でない限り、取引の制限とはならない」

以上の見解に照らし、当該契約は有効であり、それにより、上告人は、当該契約の期間中、他のいかなる企業に勤務することも禁止されるとの判断が示された。最高裁判所は、雇用契約には、元従業員が以前の雇用主の営業秘密を利用することはできないとの黙示の条件が存在するとの判断を示した。

德里高等裁判所は、2015 年 1 月 22 日の Affle Holdings Pte Limited 対 Saurabh Singh 訴訟判決（OMP 1257/2014）において、契約期間後に競合事業を営むことを禁止する雇用契約中のネガティブコベナントは無効であり、履行強制はできないとの判断を示した。この禁止は、契約法第 27 条の規定に基づいて適用されたものだ。

2013 年 1 月 20 日の LE India Tours 及び Travels Pvt. Ltd 対 Deepak Bhatnagar 訴訟判決（IA Nos. 15636/2013, 16770/2013 & 16817/2013 in CS (OS) 1881/2013）において、德里高等裁判所は、雇用期間後に雇用されることを制限する雇用契約は、契約法第 27 条に基づき保護されないとの判断を示した。

2006 年 7 月 11 日の Wipro Ltd. 対 Beckman Coulter International SA 訴訟判決（2006 (3) ARBLR 118 Delhi, 2006 (2) CTLJ 57 Del, 131 (2006) DLT 681）において、裁判所は、雇用主と従業員間の契約について、より厳しい見方を示した。これは、取引において両当事者が多少の程度の差はあれ対等な立場でいることが期待されること

によるものだ。通常、このような契約では、雇用主が従業員よりも有利であり、従業員が標準書式の契約書に署名するか、さもなければ雇用されないかを迫られるケースが極めて多い。

雇用契約終了後／退職後の競業避止義務条項については、インドの司法制度においては、明確なスタンスがない。雇用契約終了後の競業避止条項を履行強制できるかどうかについての司法判断は、営業秘密及び秘密保持契約の非開示などのネガティブコベナントは、雇用主の利益保護のために設けられており、必ずしも取引を制限するものではないことを暗に示している。しかし、インドの裁判所は、従業員に契約内容を一語一句違えず履行させる結果となるような場合、個人の役務提供契約に盛り込まれたネガティブコベナントに対する違反行為を禁止する差止命令を発したことはない。制限的条項の有効性は、当該制限の期間と地理的範囲を含む合理性の基準により是非が判断される。

企業は、営業秘密／機密情報を保護する方針を維持し、定期的の方針を見直し、スタッフ／従業員に営業秘密及び会社にとってのその重要性について教育しなければならない。

来客受付票

訪問者に対しては、機密情報を保護するため、以下を実践することが推奨される。

- (i) 自社事業のための来客方針を策定する。
- (ii) 事業拠点への来客登録を行うようにする。
- (iii) 不注意により制限区域に入ることのないよう、訪問者には必ず同行者を付ける。
- (iv) 自社の営業秘密、ノウハウ、又は機密情報を目にする、又は推察される可能性のある制限区域を来客が訪問予定の場合、訪問前に秘密保持契約に署名してもらう。

(3) セルフチェックシート

企業は、営業秘密を保護するための一般的なプロセス及び文書を活用することができる。チェックリストの例を以下に示す

例 1

営業秘密とは何かを決定する

- ☐ 営業秘密情報を特定する
- ☐ 具体的に
- ☐ カテゴリー別に

- ☐ 営業秘密情報の所在場所を特定する
- ☐ 営業秘密情報にアクセスできる者を特定する
- ☐ 当該情報は社内のみでアクセス可能か
- ☐ 当該情報に第三者がアクセスすることは可能か
- ☐ 当該情報は、事業でどのように活用されているか
- ☐ 営業秘密を具体的に特定し、当該営業秘密の所在場所及び当該情報にアクセス可能な者を特定した文書を作成する

手順と方針 -- 社内

- ☐ 営業秘密情報へのアクセスを制限する
- ☐ 定期的な監査を実施し、コンプライアンスのモニタリングと評価を行う
- ☐ 営業秘密情報を含む文書には「機密」というマーク／スタンプを付す
- ☐ どのような情報が営業秘密と見なされるかについて従業員を教育する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書についての文書取扱手順を策定する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書へのアクセスを制限する一知ることのある者のみにアクセスを認める
- ☐ 営業秘密情報を含む文書にアクセスするためのサインイン／サインアウト手順を策定する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書は、自社敷地又は自社敷地内の一定の区域から持ち出せないようにする
- ☐ 方針及び方針遵守確認のためのモニタリング状況について定期的にアップデートを行う
- ☐ 営業秘密情報を含む文書は、他の業務関連文書とは区別して保管する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書の文書取扱手順に関し、従業員を教育する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書の自社敷地からの持ち出しに関する手順を策定実施する
- ☐ 営業秘密及び機密情報を含む文書の複製は数を限る
- ☐ 主要な従業員及び営業秘密情報へのアクセス権を有する従業員との間で、独立した秘密保持契約を締結する
- ☐ 営業秘密と見なされる情報は、個別に営業秘密情報として特定する
- ☐ 営業秘密情報を含む文書の追跡及び破棄に関する手順を策定実行する
- ☐ 全社的な秘密保持方針を定め、全従業員に対し、当該方針を理解したとの署名を義務付ける
- ☐ 従業員ハンドブックには、従業員のプライバシーは期待されていない旨の記載をするようにする
- ☐ 従業員及びフリーランスの請負業者との間で職務著作物／職務開発物契約を締結する

- ☐ 文書保管方針を策定する
- ☐ 電子メール方針を策定する
- ☐ 全従業員に対し方針についての最新情報を提供する
- ☐ すべてのコンピュータ、ノート PC、タブレット、スマートフォンは、会社所有のものを使用させる
- ☐ 重要な文書及びソフトウェアを保護するため、著作権を取得する
- ☐ 発明、ビジネスプロセス及びソフトウェアを保護するため、特許を取得する
- ☐ 方針と手順の遵守状況をモニタリングし、遵守状況をモニタリングするための取り組みについて周知する

方針と手順 従業員の退職時

- ☐ 解雇された従業員及び退職した従業員のアカウント及びネットワークアクセス権を無効にする
- ☐ 退職前に、従業員のノート PC その他のデバイスの確認及び／又はコピーを実施する
- ☐ 全従業員に対し退職時面談を実施する
- ☐ 新たな雇用主に関する情報を尋ねる
- ☐ 新たな肩書及び責任に関する情報を尋ねる
- ☐ 退職する従業員に、新たな雇用主に対して秘密保持契約及び秘密保持義務の存在を通知する必要があることを再確認させる
- ☐ 従業員に秘密保持義務があることを再確認させる
- ☐ 従業員に秘密保持契約書の写しを提供する
- ☐ 会社書類その他の会社財産を返還させる
- ☐ 従業員に秘密保持義務の存在及び会社書類及び会社財産を返却すべきことを理解したと書面により提出させる
- ☐ 退社時面談を記録として残す

物理的なセキュリティ対策

- ☐ 必要に応じ、従業員に身分証明書又は身分証明カードの提示を求める
- ☐ 必要に応じ、来客管理の仕組み（ビジターバッジ等）を構築する
- 機密情報を含む引出しや区域は分離・施錠する
- ☐ 従業員の私物であるデバイス上での会社情報の使用に関する方針を策定実施する
- ☐ コンピュータセキュリティ対策を実施する
- ☐ 異なるアクセスレベルごとのパスワード保護を実施する
- ☐ 定期的にパスワード変更を要求する
- ☐ 複数の文字種を組み合わせたパスワードを要求する

- ☐ データベース／ファイルに制限をかける
- ☐ ノート PC にセキュリティ対策を施す
- ☐ 営業秘密データは暗号化する
- ☐ ポータブルストレージデバイスの使用状況を監視する
- ☐ コンピュータから外部ポートを取り除く
- ☐ インターネットアクセスを管理する
- ☐ 退職した従業員のコンピュータに関し、問題の有無を確認する
- ☐ 退職した従業員のハードディスクをコピーする
- ☐ コンピュータ監視用機器を導入する／コンピュータ利用を監視する
- ☐ 営業秘密情報は暗号化する
- ☐ ウイルス及びマルウェアに対する適切な保護を実装する
- ☐ 廃棄するコンピュータ機器はすべて、廃棄前に必ずデータ消去を行う
- ☐ 営業秘密情報を含む文書はシュレッダーにかける
- ☐ 営業秘密プロセスの不正な閲覧を防止するため、物理的障壁を設置する
- ☐ 「立入禁止」及び／又は「立入禁止区域」の標識を掲示する
- ☐ 物理的セキュリティ対策総合計画を策定する
- ☐ 囲いを設置する
- ☐ 出入人数を制限する
- ☐ アラームを利用する
- ☐ セルフロックドアを利用する
- ☐ 時間外セキュリティ装置を利用する
- ☐ セキュリティ対策が施されたゴミ箱を利用する

方針と手続―社外

- ☐ 第三者に提供する営業秘密情報の提供方針を策定する
- ☐ 営業秘密情報を入手するための条件として、第三者に秘密保持契約の締結を義務付ける

- ☐ 営業秘密と見なされる情報は、個別に営業秘密情報として特定する
- ☐ 第三者との契約に守秘義務／秘密保持規定を盛り込む
- ☐ 第三者に提供した営業秘密情報を追跡するための方針を策定する
- ☐ 営業秘密情報を保護するために第三者が講じた措置を定期的に監査する

その他の対策

(i) 外部開示審査の仕組み

機密情報が、マーケティングその他の公開資料（ホワイトペーパーやウェブサイト等）に掲載されないよう図る

(ii) 不注意による開示

開示された情報の拡散を制限し、不注意のせいで開示が行われた相手からの資料

の返還を求める仕組みを含む、機密情報が不注意のために開示された際の迅速な
対応策を策定する

(iii) 監査

営業秘密監査を定期的に実施し、方針が引き続き遵守されていることを確認し、
文書化する

例2

2. 営業秘密の保護—セキュリティ対策

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 機密資料には「機密」マークを付ける☐ 物理的又は電子的に機密情報へのアクセスを監視、分離及び制限する☐ 機密情報へのすべてのアクセスを記録する☐ 自社敷地からの情報の持ち出しを禁止する厳格な制限／ルールを設ける☐ 機密情報を閲覧できる可能性のある場所へのアクセスを制限し、そのような場所への記録装置の持ち込みを禁止する☐ 第三者との間で確実に秘密保持／守秘義務契約を締結する | <ul style="list-style-type: none">☐ 自社敷地外での自社技術の使用手順を策定する☐ 電子的に保存された情報をパスワードで保護する☐ 適切なファイアウォール、ウイルス及びマルウェア対策のためのメカニズム、暗号化その他のハッカー対策を講じる☐ 訪問者に対し、機密情報を保管していた場所で閲覧／アクセスした情報を開示することを禁止する |
|--|--|

3. 営業秘密の保護—従業員管理

研修及び秘密保持方針

- ☐ 秘密保持方針を策定・配付して、従業員に対し、営業秘密を守るという自らの義務を再認識させる
- ☐ 秘密保持方針を受領すると共に研修を受け、その内容を理解したとの書面による確認を従業員から取得する
- ☐ 秘密保持の重要性について、従業員教育を行う。秘密に保持すべき情報を定義する

従業員契約

- ☐ 営業秘密に関連する従業員は、秘密保持、守秘義務、所有権及び競業避止に関する条項を含む契約に署名するものとする

従業員の退社手続

- ☐ すべての従業員契約の写しを提供する
- ☐ 従業員に秘密保持に対する義務を再認識させる
- ☐ 新たな雇用主が競合企業かどうかを判断するため、退職時面談を実施する
- ☐ 会社に対する物理的／電子的アクセスのいずれについても遮断する（パスワードの変更、鍵等のアクセスの仕組みの返却等）
- ☐ 営業秘密の窃盗リスクを評価するため、通信記録（コンピュータ、ハードドライブ、電子メール等）を確認する
- ☐ 退職する従業員は、会社関連の資料をすべて返却しなければならない

採用内定通知書

日付 _____

氏名

住所 1

住所 2

_____様（以下「従業員」という）

貴殿のご応募およびその後の当社での面接につきまして、以下の条件のとおり、当社での
_____の職での採用の内定を通知いたします。

報酬

基本給	_____
住宅手当	_____
通勤手当	_____
個人旅行手当	_____
医療手当	_____
特別手当（もしあれば）	_____
賞与	業績連動・自由裁量

本契約期間中、従業員の給与は、銀行送金、小切手、または雇用主にとって都合の
よいその他の方法で支払われるものとし、従業員はこれに同意するものとする。

上記に加えて、貴殿の希望は、法律に従い、現行の**会社方針**によって取り扱われる。

試用期間

1. 入社日から3ヵ月間は試用期間とする。試用期間は、人事部が求める書類を貴殿が提出した時点で開始する。当社は、貴殿の勤務成績が満足できるものでないと認められる場合に、本契約を終了し、または試用期間を当社が必要と判断する期間延長する権利を有する。

2. 試用期間中、いずれの当事者も、相手方当事者に2週間前の通知を付与するか、または通知に代えて支払いを行い、本労働契約を終了することができる。貴殿の試用期間の終了を当社が確認した後は、終了通知期間は、2ヵ月前に変更されるか、もしくはその代わりに支払うか、または相互に合意したそれよりも早期の期間に変更される。

年次昇給

1. 給与は、年1回、____月または____月____日に見直される。昇給の査定は、貴殿が当社での1年間の在職期間を満了した後にのみ適用され、専ら経営者の裁量により決定する。当該査定においては、貴殿の勤務成績および業務上の行動が考慮される。

2. 昇給査定時の在職期間が9ヵ月以下の場合は、当社の人事方針に従い、評価・昇給の標準的な評定基準が適用され、賞与の支給対象外となる。業績評価時の在職期間が9～12ヵ月の場合、当社経営陣の裁量により、賞与は日割計算により支給される。

3. 給与のその他の調整は、当社の単独の裁量により行われる。

4. 当該雇用または税体系の変更に起因するすべての納税義務は、貴殿が負担するものとする。

勤務時間

1. 当社の通常の就業時間は月曜日から金曜日の午前10時から午後6時までとする。

2. 当社は、必要に応じて、週末および休日またはそのいずれかにおいて、不規則な勤務、超過勤務または出張を要求する権利を有する。

3. 当社は、その業務要件を満たすように勤務時間を随時変更する権利を有する。

勤務地・異動

勤務地は、.....にある当社の本店所在地とする。当社は、事業上の要件に基づき、従業員を自己の支店、子会社または関連会社のいずれかに異動／転任させる権利を有する。

休暇取得の権利

1. 現行の会社方針に従い、1 暦年につき 29 日の休暇が与えられる。内訳は以下のとおりとする。

- 臨時休暇－7 日間（未消化の場合は失効）
- 医療休暇－7 日間（未使用の場合は失効）
- 特別休暇－15 日間（最大 3 年繰り越すことができるが、45 日の休暇を上限とする）

出産・育児休暇－女性従業員は、第 1 子の場合、26 週間の出産・育児休暇を取得することができる。第 2 子以上の場合、12 週間の出産・育児休暇を取得することができる。男性従業員は、15 日間の出産・育児休暇を取得することができる。この休暇は、出産日の 15 日前から、または出産日から 6 ヶ月以内に取得することができる。

2. 祝日は追加され、各暦年の初めに祝日一覧が貴殿に配布される。

3. 臨時休暇および特別休暇を取得する場合は必ず、直属の上司の事前承認を得なければならない。

4. 別段の指定がある場合を除き、正午以降に職場に到着した場合は、半日休暇が差し引かれる。

5. 貴殿が傷病により連続して 3 日を超えて欠勤する場合、雇用主に対し自己申告書式を提出しなければならない。当該欠勤が連続して 7 日を超える場合、医師の診断書を取得し、雇用主に提出しなければならない。

秘密保持および知的財産

1. 貴殿は、いかなる者に対しても、当社との雇用関係により個人的に知り得た、技術的ノウハウ、会社経営、安全対策、販売業社の詳細、製造業者の詳細、購入者の詳細、当社に関連する事務的および組織的またはそのいずれかに関する事項の、資料、明細または詳細を、口頭または書面を問わず、提供しないものとする。
2. 職務上貴殿が創出した著作権を含むすべての商標／ブランドおよび知的財産権は、当社が単独で排他的に専有する財産である。当社の知的財産権を濫用することは、雇用終了の原因となる。

職務の遂行

1. 雇用期間中、以下について合意する。貴殿は、当社の業務に全就業時間を費やし、誠実かつ効率的に貴殿に割り当てられた義務を遂行し、かつ貴殿の能力の最大限の発揮により、目標を達成し、当社が設定したパラメーターを遵守するよう努力するものとする。

従業員の一般的義務

1. 当社は、貴殿が最大限の公正さ、誠実さをもって勤務し、当社が策定または実践する**ビジネス基準および関連する規範**に従うことを期待する。
2. 貴殿は、貴殿の雇用期間中、適用される**規則および規定**（随時施行、修正または変更される）に従うものとする。
3. 貴殿は、その都度、経営者の事前の書面による許可を得た場合を除き、報酬を得るために、直接または間接の業務を引き受けず、または名誉職の仕事を行わないものとする。
4. セクシュアル・ハラスメントを行うことは禁止されており、また、就業施設の内外を問わず、就業中にいかなる形態のセクシュアル・ハラスメントも行わない。貴殿は、本契約の本条件に違反した場合、自身の行為につき全面的に責任を負うものとし、当社は、貴殿が行った違法行為につき一切責任を負わないものとし、貴殿の雇用は、払戻しまたは退職金なしに、即時発効で終了するものとする。

5. 貴殿は、貴殿の雇用の有効期間中、および貴殿の退職日から6ヵ月間は、競合する類似のいかなる事業にも従事しないものとする。

6. 貴殿の任命は、貴殿が業務に参加した日に発効する。

変更

本契約の変更または本契約に関連していずれかの当事者が負う追加の義務は、それが書面により証明される場合に限り、拘束力を有するものとする。

修正および終了

1. 当社は、貴殿に少なくとも1ヵ月前の事前通知を行うことにより、貴殿の雇用をいつでも終了させることができる。

2. 当社が雇用を終了する場合、当社は、終了の事前通知、または1ヵ月に相当する事前通知に代わる補償を、貴殿に対し提供するものとする。

3. 貴殿は、当社に2ヵ月前の事前通知を行うか、または当該通知に代えて相当額の給与を支払うことにより、貴殿の雇用を終了することができる。

本任命を承諾したことの証として、正式に署名された採用内定通知の複製物を返送してください。

当社の組織に貴殿が来られることを歓迎し、当社での貴殿の成功を祈念いたします。

経営者

(i) 承諾

私は、上記の条件に同意し、_____までに入社するものとします。

署名：

日付：

氏名：

知的財産に関する合意書

本知的財産に関する合意書（「本契約」）は、[・]（「締結日」）に、[・]で、以下の両当事者間で締結される。

1. 一方当事者として、…………….

（以下、「**当社**」または「**雇用主**」といい、この表現は、その文脈または意味と矛盾しない限り、そのグループ会社、関連会社、承継人および譲受人を意味し、かつこれらを含むとみなされるものとする）。

2. 他方当事者として、[・]（以下、「**本**

従業員」または「**発明者**」といい、この表現は、本契約の意味または文脈と矛盾しない限り、その承継人および許可された譲受人を含むものとする）。

以下、当社および本従業員を総称して「**両当事者**」といい、個別には「**当事者**」と呼ぶ。

前文：

a) 本契約は、新たなイノベーションの創出および知的財産保護の重要性を強調する。当社は、顧客の産業のコアプロセスの生産性向上を図り、ひいては競争力を確保するための新たな取り組み方法を継続的に模索している。当社は、新規技術を生み出し、当社の特許、意匠保護、商標、著作権、ドメイン名、営業秘密、サービスマーク、データベース権、意匠権、著作者人格権またはその他の財産権（それぞれ、登録されてい

るか否かを問わず、また登録出願がある場合はその出願を含む）で構成される（ただし、これらに限定されない）知的財産権に関する様々な法律により、これらの新規技術を保護することを目指している。

b) 本契約の文脈において、「**知的財産**」とは、商標、商号、サービスマーク、サービスマーク登録、サービス名、特許、特許権、著作権、発明、ライセンス、許諾、政府許可、概念および開発、プロセス、製品、ソフトウェアおよびそのプログラム、公式、アイデア、意匠、ソースコード、オブジェクトコード、アルゴリズム、営業秘密、製法、設計図、ノウハウ、ドメイン名、アプリケーション、データ、アイデア、技術、アイデア、文書、メモ、プレゼンテーション、著作物、ビジネスプラン、顧客リスト、ユーザー情報、ベンダーデータ、顧客データ、営業データ、および本従業員が雇用期間中に作成、考案、開発、改良または提供した実際のまたは予想されるビジネス、研究または開発に関するその他の情報を含むが、これらに限定されない情報を意味する。

c) それゆえ、本従業員は、当社との雇用期間中、および本従業員が当社と締結する雇用契約に定める本従業員の義務の履行のために、当社の知的財産の開発を考案し、これに貢献することができる。

d) したがって、両当事者は、本契約を締結して、本従業員と共有される情報における、発明の管理プロセス、職務発明に関する統一された手順、および知的財産権の帰属に関する条件を定めることを希望する。

当社が提供する雇用および以下に記載されるその他の相互の約束および合意

（その受領および十分性がここに確認される）を約因として、両当事者は、以下の条件に拘束されることに合意する。

1. 定義

本契約において、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、以下の原文表記時に大文字で始まる用語は、それぞれの文法上のバリエーションおよび類似表現とともに、本契約に定義される意味を有するものとする。

関連会社とは、当事者に関して、直接または間接を問わず当該当事者によって支配されている、直接または間接を問わず当該当事者を支配している、または直接または間接を問わず当該当事者を支配している会社または法人によって直接または間接を問わず支配されている事業体を意味する。

「本契約」とは、本契約、付属文書、別表、別紙および本契約の一部として特定されるその他の文書を意味し、当該契約およびその他の文書は随時修正または変更される場合がある。

「付属文書」とは、本契約のすべての付属書、付属文書を意味する。

「秘密情報」とは、本契約の締結もしくは履行の結果、または本契約に起因する紛争において本従業員が受領もしくは取得したあらゆる情報（本知的財産に関連する商業的または技術的または財務的情報を含む）を意味する：

本契約の条件

本契約に関する交渉

本契約の履行

本契約に基づき交換または提供される、技術的その他を問わないすべての文書（計算、図面、マニュアル、モデル、コードおよび本契約に従い雇用主が本従業員に提供または開示する技術的性質またはノウハウの電子形式を含むその他の文書を含む）

雇用主またはその関連会社の事業、戦略または見通し（モデル、市場調査、顧客名、報告書、予測、データ、ノウハウ、営業秘密、アイデアおよび環境アセスメントの結果を含む）。これには、本従業員が入手可能な情報も含まれる。

「支配」とは、事業体に関して、以下のいずれかを意味する。

(a) 被支配事業体の株式資本、議決権株式等の 50%以上の所有または支配（直接的か否かを問わない）。

(b) 被支配事業体の取締役会、経営委員会、または他の同等もしくは類似の機関について、その支配権、その構成を支配する権限、またはその構成員の過半数を指名する権限を付与する、契約その他による株式資本、議決権株式等の所有。

「発明」とは、特許性があるか否かを問わず、また当社との雇用期間中に（単独であるか他者と共同であるかを問わず）実施化したか、または発明者自身が作成もしくは考案したかを問わず、すべての発見、プロセス、設計、技術、装置、または前述もしくはその他のアイデアの改良であって、当社の実際のもしくは明らかに予想される事業、業務または研究開発に何らかの形で関連するもの、または発明者に割り当てられた業務、もしくは当社のためにもしくは当

社に代わって発明者が遂行する業務に起因するかもしくは示唆されるものを意味する。

「著作物」とは、文芸作品、芸術作品その他の著作物（製品の技術説明、ユーザーガイド、イラスト、宣伝資料、コンピュータプログラム／ソフトウェアおよび当該資料への寄与分を含むがこれらに限定されない）を意味する。

「対象発明」とは、本従業員が考案し、かつ当社が本従業員を雇用したことにより間接的または直接的に生じた発明を意味する。

「対象著作物」とは、本従業員が考案し、かつ当社が本従業員を雇用したことにより間接的または直接的に生じた著作物を意味する。

「対象外発明」とは、雇用開始前に存在した、従業員の知的財産、または雇用主のリソース、設備、備品、施設、秘密情報もしくは日程を使用することなく、完全に従業員自身の時間に基づいて開発された知的財産を意味する。

「宣言」とは、インド／条約国において出願人に対する発明者／本従業員による発明者の地位に関する宣言を意味し、特許出願の出願人が発明者／当社の譲受人または法定代理人であることを宣言するものである。

締結日とは、本契約の締結日を意味する。

2. 職務発明に関する法令

a) 本従業員は、本契約が当社およびそのすべての関連会社およびグループ会社における発明に関連するものであることを了解し、これに同意する。本契約は、本従業員が自身の雇用中に行ったすべての発明を含む。雇用主が従事している事業において有用な、またはこれに関連する発見、改良、開発、ツール、機械、器具、装置、コンセプト、デザイン、コンピューター・ソフトウェア・プログラム、販売促進アイデア、生産プロセスまたは技術、実践、製法、および新製品を含む職務発明であって、特許性があるか、著作権保護が可能か、またはその他を問わず、雇用主が雇用中に本従業員が作成、発見、開発または保証し、雇用主における本従業員の雇用の主題に関連するものは、インド契約法およびインド特許法に従い、本契約に準拠するものとする。

b) 本従業員は、必要に応じて、以下のことに同意する。__の知的財産権チームは、職務発明に関連する事項について、更なる指示を与えることができる。

3. 発明の記録の保持

a) 本従業員は、本従業員の当社での雇用に関連して本従業員が考案し、創作し、または今後創作するすべての発明および著作物を、速やかにかつ書面で当社に対し開示する。また、本従業員は、かかる発明または著作物が適宜、対象発明または対象著作物であるかどうかを決定することができる形式で、かかる開示を行う。本従業員は、対象外発明に関

連する場合を除き、自らが、単独または他者と共同で、いかなる発明、特許登録もしくは出願、または著作権登録もしくは申請も有しないことを当社に対し表明する。

b) 本従業員は、出願される特許出願のうち自らが発明者であるものについて、インド特許法様式1による宣言の項目に署名し、かつ、それが方法の如何を問わず、雇用主が求める事項において雇用主に協力するものとする。

4. 発明とその帰属

a) 本従業員は、雇用主たる当社が、職務発明の所有権を含むすべての権利を常に有することを了解し、認める。

b) 本従業員は、発明が...の特定の事業分野のみならず、雇用主との雇用期間中に発生するその他の発明も対象とすることを理解する。これは、インド法に基づく労働契約に従うものであり、それにより雇用主は、本従業員に割り当てられた職責にかかわらず、結果として生じるすべての知的財産を所有することができる。

c) 本従業員は、以下における、現在利用できるか利用できる可能性があるすべての権利、権原および権益（すべての知的財産権を含むが、これらに限定されない）を、取消不能の形で、永久に雇用主に譲渡する。

(a) 雇用主のあらゆる知的財産、および (b) 雇用主との提携の一環として、雇用主に対して本従業員が考案、創出、改良、開発、または提供したあらゆる専有情報。

d) 当社が、本従業員が本契約に基づいて作成または提供した対象発明または対象著作物を使用または利用するにあたり、本従業員が保有する他の財産権に基づく本従業員からのライセンスが必要である場合、本従業員は、本契約により、当該対象発明または対象著作物の製造、使用、販売、複製、改変、二次的著作物の作成、公開、配布、実行、展示その他の利用するための、支払い済み、ロイヤルティフリーの、非独占的な、永久的な、全世界を対象としたライセンスを、無制限のサブライセンス権とともにここに当社に付与する。当社は、対象発明または対象著作物に関する全般的な権利を自由に移転または譲渡することができる。

5. 発明者の義務－発明の開示

a) 発明をなした本従業員は常に、遅滞なく、自身の発明を雇用主に通知しなければならない。発明者の通知義務は、雇用期間中および雇用終了後2ヵ月間に発生するすべての発明を対象とする。

b) 本従業員は、常に文書または電子的に雇用主に情報を提出することを了解し、これに同意する。理解してもらえるように、発明の詳細を十分に記載しなければならない。発明の開示にあたっては、以下の短い説明を含める必要がある。

- ・ 既知の技術およびその問題
- ・ 発明およびその利点（上記の問題の解決方法）
- ・ 発明の具体例
- ・ 発明を添付の所定の発明開示様式に記載する

c) 本従業員は、発明の開示にあたり、発明に創造的なインプットを提供したすべての人物を過不足なく特定しなければならないことを了解する。複数の発明者が存在する場合は、発明に対する寄与の程度を記載しなければならない。それぞれの寄与の程度が記載されていない場合は、すべての発明者が発明に対して同等の寄与を行ったものとみなされる。

d) 本従業員は、本従業員が第三者の知的財産権を侵害しておらず、また今後も侵害しないことを表明し、保証するとともに、雇用期間中に第三者の知的財産権を侵害しないことに同意する。

e) 本従業員は、雇用および当社が本従業員に支払う対価が、本契約の条件によって拘束される、適切で、価値があり、かつ十分な対価であることを認める。

f) 本従業員は、雇用主と協力して、知的財産に関する必要な情報および登録の完全な手続きを開示することを約束する。これには、その職務終了後に「異議なしの証明書 (NOC)」を提出することが含まれる。

6. 秘密保持義務

a) 本従業員は、発明開示が検討中である間、発明者が、雇用主の書面による承諾なしに、発明が公知となる可能性のある情報を開示しないことを約束する。雇用主はまた、発明開示についても秘密に取り扱う。

b) 本従業員は、発明が、形式を問わず文書で公表され、形式を問わず公に展示され、形式を問わず会議で発表され、形式を問わず公に実施され、形式を問わず公に使用され、口頭または書面を含めて形式を問わずいずれかの者／第三者に伝達された場合、本発明は、公知であると理解されることを了解する。

7. 発明の管理

本従業員は、雇用主が発明を管理する以下のプロセスを認め、了解する。

a) 発明開示を受領した場合、当該発明について責任を負う知的財産権の管理者／責任者は、発明開示が十分に開示されていることを正式に確認するものとする。

b) 発明開示が不完全であるかまたは理解可能なものでない場合は、発明者に返却し、必要な追加を求めるものとする。発明開示は、欠落情報が提出された後にのみ受領されたものとみなされる。

c) 発明者はまた、インド特許法に基づく譲渡または様式 1 により、発明を雇用主に譲渡する。

d) 発明に対する権利が雇用主に移転された後、雇用主は、発明の保護および利用について、自己の最善かつ単独の裁量で決定する。例、雇用主は、特許を出願し、発明を営業秘密として取り扱い、発明を第三者

に譲渡し、または保護を放棄することができる。異なる発明開示を同一の保護の範囲内で組み合わせることも、これが、例えば、より効果的な保護を得ること、またはその他の理由により適切である場合には、可能である。

e) 発明者は、雇用主に対し、その発明に関する必要な文書および情報を提供し、発明の保護の申請および維持を支援する義務を負うものとする。請求があり次第、発明者は、すべての譲渡および譲渡書類（もしあれば）および出願に関するその他の書類に速やかに署名するものとする。

8. 発明の公知化

本従業員は、すべての職務発明がその事業上の秘密とみなされることをここに認め、了解する。それらを保護するのではなく公表するとの決定は、雇用主が行うものとする。

9. 特許性のないアイデア

a) 本従業員は、当社の事業分野に属するが、特許によって保護することはできないアイデアが、本質的に、追加の措置なしに、…の財産であることを認める。

b) 本従業員は、いかなる状況においても、当該情報を公衆またはいかなる当事者にも開示／共有しないことに同意する。

10. 特許および著作権の登録

本従業員は、知的財産における雇用主の所有権の担保として必要な著作権および特許を取得するために、本契約において雇用主にできる限り合理的に全面的に協力することに同意する。この協力は、雇用期間中および雇用終了後も継続する。

11. 随意雇用 (Employment at Will)

本契約に署名することにより、本従業員は、雇用主との雇用が随意に継続することを了解し、これに同意する。したがって、本従業員の雇用は、正当な理由の有無を問わず、通知の有無を問わず、いつでも、雇用主／本従業員の選択により終了することができ、雇用主は、理由の有無を問わず、通知の有無を問わず、いつでも、すべての場合に本契約のその他の条件に従って、本従業員の雇用のその他のすべての条件を終了または変更することができる。この随意の関係は、雇用主／…での本従業員の雇用期間中、有効に存続する。本項に定める本従業員の雇用の随意性は、当該性質を明確に変更する旨の、本契約の両当事者が署名した合意書によってのみ変更することができる。

12. 秘密保持

本従業員は、本契約の過程において、または本契約に関連して、雇用主から受領したすべての情報を、両当事者が[●]に署名した秘密保持契約に従い秘密として取り扱うことを約束する。なお、当該秘密保持契約の写しは、本契約の付属書[●]として同封される。本契約と秘密保持契約との間に矛盾が生じた場合、秘密保持契約のそれに対応する条項が優先するものとする。

13. 期間

a) 本契約は、締結日から有効になり、拘束力を有するものとし、当社と本従業員の雇用期間の最終日まで有効に存続するものとする。

b) 本契約の終了後、雇用主は、本契約における雇用主のための本従業員の業務に起因または関連する、雇用終了後の本従業員のすべての知的財産に対する独占的所有権を取得する。

14. 終了

a) 次の場合、雇用主は直ちに本契約を終了することができる。

(i) 本従業員が本契約に基づく重大な義務に違反し、書面による通知があったにもかかわらず、当該通知の日から[・]日以内に当該違反を是正しなかった場合

(ii) 雇用主の合理的な見解により、従業員の地位、権利または利益に悪影響を及ぼし、本従業員の解雇を義務付けるような雇用主の支配の変更があった場合。

(iii) 雇用主は、雇用主での本従業員の雇用期間中いつでも、理由を挙げることなく、本従業員に[・]日前の通知を発行することにより、本契約を終了する権利を有するものとする。

b) 本条に基づく終了と同時に、当該終了の時点で本契約に基づき本従業員が履行し、承諾された業務に対して支払うべきすべての支払いは、

雇用主が本従業員に対して行うものとする。これは、当該早期終了の場合における雇用主の唯一の救済措置とする。ただし、当該対価は、(i) 本契約に基づいて履行される業務の前払いとして支払われた金額、および(ii) 本契約の規定によるその他の控除額（もしあれば）、に対する控除／調整の対象となるものとする。

c) 雇用主は、本従業員が本契約に関する秘密情報を雇用主／…の競合他社に開示することが判明した場合、直ちに本従業員の業務を停止する権利を常に有するものとする。雇用主が書面で別段の合意をしない限り、当該停止により、本従業員が追加の対価を受け取る権利を有するわけではない。

15. データおよび文書の返却

本従業員は、本契約の終了後、雇用主の命令に従い、知的財産のすべての有形の具現化物を直ちに返却することに同意する。これには、雇用期間中に開発される、または開発された図面、文書、データおよびメモが含まれるが、これらに限定されない。本従業員はまた、有形の具現化物のコピーを作成せず、再現を試みず、第三者と共有しないことに同意する。

16. 法と紛争解決

a) 本契約は、インド法に準拠する。

b) 紛争は、以下のとおり解決されるものとする。

i. 本契約に起因または関連して紛争が生じた場合、当該契約について雇用主の責任ある代表者は、公正な対応と誠意を持って、当該紛争を解決しようと試みるものとし、一方の当事者の要請があれば、雇用主の経営陣の代表が交渉に参加するものとする。両当事者は、両当事者間に生じたすべての紛争を友好的に解決するよう努める。各当事者は、いつでも相手方当事者に書面で通知することにより、当該交渉を終了する権利を有するものとする。両当事者が、紛争の存在を書面で相互に通知し、かつ、紛争を解決し、会合し当該紛争を解決する提案を送達してから 30 日以内（または両当事者間で相互に合意するさらに長い期間内）に紛争を解決することができない場合、当該紛争は仲裁に付託されるものとする。

ii. 本契約に起因または関連する紛争であって、両当事者が第 13 条 (b) (i) に基づいて解決することができない紛争（その存在、有効性または終了に関する疑問を含む）は、当面有効な仲裁および調停センターの仲裁規則に従い、1996 年仲裁および調停法により処理される仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、当該規則は、本条において言及することにより組み込まれるものとみなされる。

iii. 仲裁廷は、1 名の仲裁人（「**仲裁廷**」）で構成するものとする。

- iv. 仲裁地は、カルナータカ州バンガロールとし、英語で行われるものとする。仲裁廷の決定は、最終的かつ拘束力を有するものとし、裁判所の判決として管轄権を有する裁判所において執行可能であるものとする。それにより、両当事者は、当該執行に対する異議または免責の申し立てを放棄する。仲裁の費用は、両当事者間で均等に分担するものとする。
- v. 仲裁人は、書面および理由を付した仲裁判断を提供するものとする。
- vi. 上記第 13 条 (b) (iv) に基づき、司法介入が可能な場合は常に、カルナータカ州バンガロールの裁判所が専属管轄権を有する。
- vii. 紛争または仲裁が係属しているにもかかわらず、雇用主が別段の指示をしない限り、本従業員は、本契約に従って継続して義務を履行するものとし、履行しない場合は、本契約の違反として取り扱われるものとする。
- viii. 仲裁により解決された紛争は、秘密扱いとする。秘密保持の対象には、仲裁中に共有されるすべての情報、および仲裁に関連する和解、決定または評決が含まれる。本項に基づく秘密情報は、相手方当事者の書面による承諾なしに、いかなる形態においても第三者と共有してはならない。ただし、各当事者は、当該紛争に関連して、相手方当事者に対する適用法に基づく自己の権利を保護するために必要な情報を共有する

権利を有する。また、法律、公的機関、証券取引所または類似の機関に従い、当該情報の開示が義務付けられる場合にも、かかる情報を共有する権利を有する。

c) バンガロールの管轄裁判所は、本契約に起因または関連するすべての紛争について専属管轄権を有するものとする。

17. 譲渡

i. 両当事者は、本契約における責任を第三者に譲渡しないことに合意する

ii. 本従業員は、雇用期間中に創出され、および／または発見されたすべての知的財産に対する現在および将来のすべての権利および権原ならびに権益を雇用主に譲渡することに同意する。

18. 可分性

本契約のいずれかの条項が、管轄権を有する裁判所により無効、有効性なしおよび執行不能と判示された場合であっても、残りの条項は影響を受けない。両当事者は、無効または執行不能な条項を、両当事者の意図を最大限可能な方法で満たす有効かつ執行可能な条項に置き換えることをここに約束する。本契約の抜け穴についても同様のことが適用され、両当事者の意図に従って実施されるものとする。

19. 完全合意

本契約は、本契約の主題に関する本契約の両当事者間の完全な合意および了解事項を含み、明示・黙示を問わず、本契約の主題に関するあらゆる性質のすべての従前の合意、了解事項、誘因および条件に取って代わる。本契約の明示的な条件は、本契約の条件のいずれかに合致しない履行の過程および／または商慣習に優先する。

20. 承継人および譲受人

両当事者は、雇用主ならびに雇用主の相続人、承継人および譲受人の利益のために、本契約が本従業員の相続人、承継人および譲受人を拘束することに合意する。

21. 修正

両当事者は、本契約に対する修正が、両当事者が本契約に署名しなければならない場合、書面によらなければならない、両当事者が行った当該修正のみが本契約に適用されることに合意する。

22. 署名および日付

両当事者は、ここに、本契約に定める条件に合意し、当該条件は、下記の署名により実証される。

以上の証として、本契約の両当事者は、上記の日付で本契約を締結した。

從業員雇用主

氏名：_____ 氏名：_____

署名：_____ 署名：_____

日付：_____ 日付：_____

販売契約書

本契約（「本契約」）は、_____ [日付の挿入]に以下の者の間で締結される。

契約当事者

一方当事者として、_____ [ベンダー／サプライヤー／製造業者の名称および住所を挿入]（以下「**売主**」といい、この表現は、文脈またはその意味と矛盾する場合を除き、その承継人、譲受人、パートナー、法定相続人、代表者を意味し、これらを含むとみなされるものとする）。

および

他方当事者として、_____ に登録事務所を有する_____ [会社名の挿入]（以下「**買主**」といい、この表現は、文脈またはその意味と矛盾しない限り、その承継人、譲受人、パートナー、法定相続人、代表者を意味し、これらを含むとみなされるものとする）。

両当事者は、個別には「当事者」といい、総称して「両当事者」という。

売主は、_____（ベンダー／サプライヤー／製造業者の詳細）の委託製造業者である。

買主は、製薬会社／_____であり、本契約に記載される買主の仕様に従い、商品（以下「**商品**」）の製造を売主に打診した。

以上より、本契約に定める約束および約定を約因として、ならびにその他の有効かつ有価の約因により、両当事者はここに、以下を遵守することに合意する。

本契約の両当事者は、以下を遵守することに合意する。

売主の義務

1. 売主は、売主の業界において実践され、受入れられている最良の技術ノウハウ、注意、および技能を使用し、また、有効なすべての適用法令を遵守して、指定された商品を製造することに同意し、これを約束する。
2. 売主は、買主が注文する指定の商品を製造するための適切な製造施設を有しており、買主が提示する仕様に合致する当該商品を、買主が提示する期間内に製造することができることを確認する。
3. 売主は、商品の生産のために、良質な材料を購入することに同意する。
4. 売主は、買主が注文商品のすべての所有権を維持することに同意する。売主は、買主の明示的な許可なく第三者に商品を販売することは許可されない。
5. 売主は、直接もしくは間接的に、または第三者を通じて、製造された商品を消費者に販売しないことに同意する。
6. 売主は、自己の事業に適用されるすべての現地および外国の法令を遵守することに同意する。

知的財産権

1. 売主は、ブランド、ロゴ、タグライン、商標、特許、サービスマーク、営業秘密、著作権および意匠、または本契約に明示的に記載されていないその他の知的財産を含む、買主の知的財産権の唯一の所有者であることを確認し、これに同意する。買主は、買主の知的財産が第三者の知的財産を侵害しておらず、または、それらに違反していないことを、表明し、保証する。

2. 本契約の条件に基づき、買主は、本契約が有効である間、商品を製造するために買主の知的財産を使用するための、限定的な、譲渡不能の、非独占的ライセンスを売主に付与する。
3. 売主は、一見類似する、または混同を惹起する可能性のある、買主の知的財産によく似た商標、サービスマークまたはトレードドレスを登録しないものとする。
4. 買主が付与した限定的ライセンスは（もしあれば）、本契約の終了時に満了する。
5. 製品を製造するための再委託／サブライセンスは、買主の書面による正当な許可を得なければならず、当該再委託は、買主のための知的財産権の独占的所有を維持できるように、本契約に定めるのと同じ条件および条項に従うものとする。

価格および支払い

1. 商品の購入単価（「購入価格」）は、下記のとおりとする。
 - a. ____INR（インドルピー）
2. 発注する商品の数量は、下記のとおりとする。
 - a. ____
3. 売主は、買主に請求書を提供するものとし、買主は、請求書の日付から____日以内に、その一部（支払総額の 50%）を支払うものとする。
4. 購入価格は、インドルピー（INR）で支払うものとする。
5. 購入価格には、買主が支払うことに同意する、送料、製品保険またはその他取扱手数料が含まれるものとする。

6. 買主は、____あたり____インドルピーの価格で、かつ買主の提示した技術仕様に基づく____の商品（以下、「当該商品」）を売主から購入することを約束する。

商品の引渡し

1. 両当事者は、本契約に基づく売主の履行において、期限厳守であることに合意する。商品の全部は、2021 年____までに引き渡されるものとする。指定引渡日までに商品の引渡しが行われない場合、または買主が提示する仕様に従った引渡しが行われない場合、買主は、本契約を重大な違反として取り扱い本契約を解除するか、または適切とみなす他の法的手段を求めるために法的救済を求める権利を有するものとする。
2. 本契約の結果として買主が行った支払いは、売主に送金されるものとし、その後一切支払いは行われないものとする。買主は、本契約を重大な違反として取り扱い、本契約を解除するか、または自己の裁量により法的救済を求める権利を有するものとする。売主が事前に指定された日程で製造した商品を引き渡さない場合、売主は、商品の引渡し遅延の日数が____日につき____%の利息を買主に支払う責任を負う。

商品の検査

1. 商品の引渡し後、買主は、商品の検査のために____日間を有する（「検査期間」）。検査期間内に商品が仕様に適合しないと買主が判断した場合、買主は、当該検査の日から____日以内に書面で売主に通知するものとする。

2. 売主は、欠陥を是正するために、商品の不適合を売主に通知した日から_____日を有するものとする。
3. 製品の品質保持期限切れを除き、目視検査後に発見された、隠れたる製造上の欠陥（規制当局への申請および分析証明書の不遵守）であって、それにより契約地域で本製品を販売することが許可されないものは、製品の品質保持期限までの全期間中、買主から売主に通知される。この場合、買主は、売主に通知するとともに、必要に応じて、独立当事者による検査のために買主にサンプルを送付する。
4. 製品の製造上の欠陥または隠れたる欠陥があり商品が返品される場合であって、法定要件を遵守しないとき、本商品は売主の費用負担で売主に返品されるものとする。

秘密保持

1. 売主は、商品の技術仕様を含め、一定の非公開秘密情報、営業秘密情報（総称して「**専有情報**」）を買主から受領する場合があることを認め、これに同意する。
2. 売主は、専有情報が買主にとって価値があり、すべてのメモ、仕様書、製法、技術仕様書、アルゴリズム、図面またはその他の関連情報を秘密に保持しなければならないことに同意する。
3. さらに売主は、本情報を使用しないこと、およびいかなる第三者にも開示しないことに同意する。売主は、買主が共有するすべての専有情報を買主に返却することとし、売主は、買主の専有情報のコピーを作成しないものとする。

終了

1. 本契約は締結日に開始し、次の日付_____まで存続するものとする。その後、当事者の関係は自動的に終了する。いずれの当事者も、以下に定義される重大な違反を理由に、本契約を終了することができる：
 - a. 売主が、指定したとおり引渡しを行わなかったこと
 - b. 買主が、支払いを行わなかったこと
 - c. 売主が、商品の欠陥を是正しなかったこと
 - d. いずれかの当事者の破産
2. いずれかの当事者が本契約に違反した場合、相手方当事者は、10 日前までの書面による通知により終了することができる。当該通知には、違反に関するすべての情報を記載し、違反当事者に対し、その後_____日以内に違反を是正する機会を提供するものとする。当該期間内に違反が是正されなかった場合、本契約は終了する。違反が是正された場合、本契約は引き続き完全に有効に存続する。

法律上の救済

一方の当事者による重大な違反により本契約が解除された場合、非違反当事者は、コモンローおよび衡平法上の利用可能な救済を求めることもできる。

紛争解決

性質の如何にかかわらず本証書に起因または関連して、本契約の両当事者間に紛争または意見の相違が生じた場合、当該紛争または意見の相違を、合意のある場合に共通の仲裁人による仲裁に付託するものとし、合意のない場合、2名の仲裁人による仲裁に付託するものとし、各当事者が1名ずつ指名する。当該仲裁人は、主宰仲裁人を指

名するものとし、当該仲裁は、1996 年仲裁法および調停法、またはその修正法に準拠するものとする。仲裁地は、ニューデリーとする。

不可抗力

1. いずれかの当事者が不可抗力（戦争、自然災害、人為的または自然発生のパンデミック、天災、政治不安などを含むが、これらに限定されない）の影響を受けた場合、当該当事者は、当該不可抗力の性質および範囲を速やかに相手方当事者に通知するものとする。
2. 本契約に基づく自己の義務の履行遅滞または不履行が相手方当事者に通知された不可抗力に起因する場合、いずれの当事者も、当該履行遅滞または不履行を理由として本契約に違反しているとはみなされず、当該義務の履行時期は、それに応じて延長されるものとする。不可抗力が発生したことを相手方当事者に通知せず、または、相手方当事者への通知が時機を失していた当事者は、当該不可抗力に言及することはできない。
3. 当該不可抗力が継続して3ヵ月を超えて継続する場合、両当事者は、その影響を軽減するため、または公正かつ合理的な代替的取決めに合意するために、誠意を持って協議を開始するものとする。両当事者間で合意に達することができず、かつ不可抗力により影響を受けた当事者が当該不可抗力の影響を軽減するためのあらゆる合理的な努力を払わない場合、他の違反に関するいずれかの当事者の他の救済を求める権利を損なうことなく、30 日前の通知をもって、本契約を終了することができる。

総則

1. 本契約のすべての付属書は、本契約の不可分の一部を構成するものとする。

2. 本契約は、インド共和国法に準拠するものとする。両当事者は、法の選択、管轄権、裁判地は任意規定ではなく、本質的に強行規定であることに合意する。
3. 本契約に基づいて行われるすべての通信または通知は、英語で行うものとする。
4. いずれの当事者も、本契約または本契約において付与される権利について、その全部または一部を譲渡、売却、賃貸またはその他移転してはならない。
5. 本契約は、両当事者が署名した書面によってのみ修正されるものとする。
6. 本契約のいずれの条項も、いずれかの当事者の行為または黙認により放棄されたとはみなされないものとする。追加の書面による合意のみが、本契約のいずれかの条項または規定の権利放棄を構成し得る。いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項を執行しない場合であっても、それが当該条項またはその他の条項について権利放棄をしたことにはならないものとする。
7. 本契約のいずれかの規定または条項が執行不能と判定された場合、本契約は、その他の点で執行不能な規定および本契約の残りの部分を有効かつ執行可能にするために必要な範囲で修正されたとみなされるものとする。
8. 本契約は、両当事者間の完全合意を構成し、書面または口頭を問わず、従前の了解事項に取って代わる。
9. 本契約に基づいて付与される通知は、書面によるものとし、本契約の冒頭に記載される関係当事者の住所宛に書留宅配便または電子メールで送付されるものとする。

締結

売主		買主	
氏名		氏名	
役職		役職	
日付		日付	

[経済産業省委託事業]
インドにおける営業秘密管理マニュアル

2023 年 3 月発行
禁無断転載

[調査受託]
RNA（法律事務所）

日本貿易振興機構 ニューデリー事務所
（知的財産権部）

本冊子は、作成時点に入手した情報に基づくものであり、その後の状況によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。